

## 証 拠 説 明 書

甲 号証	標 目(原本はその 旨表示)	作成日 作成者	立 証 趣 旨
1-1	特別法コンメンタール「弁護士法」(抄)	平成2年 5月25日 福原忠男	<p>弁護士法制定の中心メンバーのひとりである福原忠男氏の注釈書である。</p> <p>①弁護士法は裁判所法、検察庁法と並んで司法制度の一翼を担うものであること</p> <p>②親睦団体であった弁護士会を懲戒権付与などにより公法人としたこと</p> <p>③32条により弁護士会は例外なく地方裁判所管轄区域ごとの設立とされたこと。</p> <p>④附則89条1項により鼎立は容認されたが、<u>やがての統一</u>を期待するとしている。鼎立容認は期限付であること</p> <p>⑤また89条2項3項においてその合併や解散手続は地方裁判所の管轄区域変更による合併又は解散の規定を準用すること。</p>
1-2	旧弁護士法(コンメンタール弁護士法添付)	昭和8年 帝国議会	<p>旧弁護士法も弁護士会の設立は地方裁判所の管轄区域ごとを原則としつつ、但書により100名以上の会員による別の会が認められ、被告三会の鼎立が継続していた。</p>
2	条解弁護士法(抄)	令和元年 被告連合 会調査室	<p>①附則89条1項による鼎立の存続につき「期限」には言及していないが「経過措置」であると説明している</p> <p>②弁護士の自治権は弁護士会に認められた権能でありそれは国民の付託によると説明する。</p> <p>③管轄区域変更に伴う弁護士会の合併又は解散の手続に関し、解散と清算は裁判所の監督に属し、その事件の管轄は事務所所在地を監督する地方裁判所の管轄とされている(43条の9, 10:平成18年追加)</p>
3	三会合併ニュース第4号(抄)	平成4年 三会合併 の会	<p>福原忠男氏は「親睦団体に傘をかぶせただけ」の(被告三会)は「あるべき姿ではないことを示すために附則を入れた」と説明している。</p>
4- 1,2	附則の読み方(抄)	令和4年 12月/元 議院法制 局参事, 参議院法 制局	<p>附則とは新しい制度が定着するまでの引継ぎ規定と説明する。本則の特例として一定の期日までの間の例外と理解される</p>
5	平成8年3月19日付最高裁判例	平成8年3 月19日最 高裁判所	<p>強制加入団体である税理士会につき、会が行った政治的献金はたとえ多数決原理によるものとしても構成員の思想信条を侵害するので無効と判旨している。弁護士会も強制加入団体であるから分断体制の強制は思想信条の侵害に該当する。</p>
6	職業史としての弁護士及び弁護士団体の歴史(抄)	平成25年 大野正男	<p>鼎立状態に至った歴史を説明している。また現行法は「従来の弁護士階層の希望をほとんどすべて実現したといえる」「このような急速な改革が弁護士自身の手によってなしえた」と評価する。</p>

7-1	東京弁護士会百年史 (抄)	昭和55年 被告東弁	被告東弁の100周年記念誌である。一弁設立の「嫌な者は入ってこなくて良い」との考えは「道理にあわない」と批判し、二弁の設立に対しては「再統一を展望してとされているが・・・、一度分裂したものの統一は容易ではない」と批判している。
7-2	われらの弁護士会史 (抄)	昭和46年/ 被告一弁	一弁の創立者原嘉道氏の「己を省みずして人を責め、義務を等閑にして権利を妄張し名利之れ事とし相互の融合を毀傷せんとするが如きもの」とは同席できないという「一弁会記」を設立趣旨としている(「一弁会記」は現在でも会内に掲額し会員の日常生活の規範としている:甲8-2)。「われらの弁護士会」との題名は会の性格をよく物語っている
7-3	創立40周年記念会誌 (抄)	昭和41年/ 被告二弁	一弁が東弁の態度を非難して品位を傷つけるという心持ちには共鳴できなくはないが同意はできないこと、第三の弁護士会を設立して鼎立の形を作り、将来一堂に会する時期を速やかに到来させることを二弁設立の趣旨としている。建て前は統合だが手段は鼎立との矛盾を孕んでいる。
8-1 ~3	被告東弁、一弁、二弁の各ホームページ	令和4年1月30日/ 被告東弁	現在の各会HPでは鼎立につき「会のあり方をめぐる考え方の違い」(東弁)「会員相互の意思の疎通が円滑に行かない状況」(一弁)「気風の違い」(二弁)と説明し、「内紛による」ことや「鼎立の違法性」を隠している。分裂解消の必要性にも言及していない。
9-1, 2	弁護士山中理司ブログ(抄) オンライン東洋経済の記事(抄)	令和5年2月2日/ 弁護士山中理司/ 東洋経済新報社	被告三会内の会派一覧である。「われらが弁護士会」の「われらが会派」との私的認識をバックボーンとする。「東弁100年の歴史の中で無派閥から副会長になったのは宇都宮弁護士ただひとり」とあるほど会派が役員を掌握し、懲戒権を支配する。私的団体が私的認識の下、強制加入の会員達に対する監督権限を行使する構図となる。また被告連合会も会派に属さず会長になったのは宇都宮弁護士だけと紹介している。
10-1 ~4	三会合併ニュース	平成4年, 同5年, 令和2年/ 三会合併の会	「三会合併の会」発行の三会会員向けニュースである。平成4年には合併しての新会館の建設を提唱し、法律相談がバラバラになるのは市民に不便を強いると報じた。令和2年には、分断ファーストの姿勢を批判したり、被告三会の浪費額が膨大であることや合併効果を報じた
11-1 ~3	各会における選挙公報など	平成4年 同5, 令和3年/ 被告三会選挙管理委員会	平成5年に合併をテーマに東弁(11-1)と一弁(11-2)で同時立候補したが落選した。令和元年より二弁会長選挙に立候補したが2,473票対172票(会員数約6,000人)の大差である(11-3)。なお当選候補はひと言も合併に触れていない。弁護士会内部の多数決原理では鼎立解消は無理であること



甲1号証1

増補 弁護士法

福原忠男著

特別法コンメンタール

第一法規

することはできるが、事務所として認めるものでないことを規定した(旧法一八条Ⅱ)。

新たに弁護士職務上知り得た秘密を守ることがその義務であるばかりでなく、権利でもあることを明らかにした(旧法二二条)。

(8) 弁護士の法人格(旧法二九条)

明治時代より弁護士の熱望するところであった法人格が弁護士会に付与され、自治的活動のみちが大きく開かれることとなった。

(9) 司法大臣の監督権(旧法三四条)

それまでの弁護士会に対する検事正の監督をはずして、司法大臣の監督とすることに格上げしたものであり、法人格の問題と並んで、多年弁護士の要望した点である。

かようにして、旧弁護士法は、旧々弁護士法を全面的に改正したものではあるが、その基本的構想に変更を加えたものではなく、章条の順序などは全く同一である。

(五) 弁護士法

(昭和二十四年六月一日法律第二〇五号)(本書では、他とまぎらわしい場合でない限り、「本法」と呼称する。)

敗戦、そして被占領という想像に絶した事態に立ち至り、日本国民として深く自省するところがあった。明治憲法の権力国家的な在り方を改めて、民主主義政治の確立を念願し、昭和二年六月第九〇回臨時帝国議会で日本国憲法草案の審議が始められ、同年七月内閣に「臨時法制調査会」が設けられ、内閣総理大臣(吉田茂)より「憲法の改正に伴い、制定又は改正を必要とする重要な法律について、その法案の要綱を示されたい。」との諮問があった。

司法関係の法規は、国民の権利義務の基盤を定めたものが多く、かつ日常直接的に関連するものであるので、改革を要する重要法令が特に多く、司法省は、このため同省内に「司法法制審議会」を設けて、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の改正要綱草案を作成するとともに、司法制度の基本を定めた裁判所構成法を解体して、裁判所法と検察庁法とに分けその要綱案の作成にあたった。

この二法案の要綱は、同年一〇月臨時法制調査会で議決され、成文化されて、昭和二二年四月第九二回帝国議会の協賛を得て、同年五月三日の新憲法の施行と同日に施行することができた。

弁護士法は、裁判所法および検察庁法と並んで司法制度の一翼を担うものであることはいうをまたない。しかも日本国憲法が人権思想に徹してその第三章「国民の権利及び義務」の三四条および三七条で弁護士制度について触れており、その重要度を裏書きしているのであるから、臨時法制調査会において、当然とりあげられるべき重要な法律の一であったのであるが、取り残される形となった。

かような情勢にあったので、弁護士側からの強い要望が起こり、昭和二二年九月に司法省内に「弁護士法改正準備委員会」が設けられ、司法大臣（木村篤太郎）より「新事態に即応するため弁護士法につき改正を必要とする事項を示されたい。」との諮問がなされた。

同委員会は、委員二七名のうち約半数が弁護士に振りあてられ、委員長には豊原清作弁護士が就任し、急速にその作業を開始して、同年一二月に改正答申案を提出した。この答申案に対しては、裁判所側に強い反対があり、司法省部内の意見も定まらず、また弁護士会側の主張も区々に別れ、関係者各自がそれぞれ改正の度合が大幅であるべきを意識しながらも、それをどのように仕上げるかについて容易に意見の一致をみることができな

序 説

かった。

かようにして、当初一応の目途としていた昭和二二年六月の第一回国会への政府の提案は望み得ないこととなり、同国会の末期から、先の改正答申案を日本弁護士会連合会がとりあげて、議員による弁護士法案上程を働きかけた。弁護士出身の委員の多い衆議院司法委員会がこれを受けて立ち、同院法制局が関係省庁等との連絡を図りながら答申案を条文化することに努め、第二回国会から第四回国会までの間は各般の接衝が続けられて、昭和二四年五月上旬、第五回国会の後期になって、ようやく法案を衆議院に上程することができた。衆議院では早速に可決されたが、参議院法務委員会が重要な数個所の修正を加えて同院本会議の議決を経て衆議院に回付した。その折、すでに国会の会期は四日を余すのみで、両院協議会を開いて調整を図る時間的余裕がなく、結局、同国会の最終日の前夜遅く憲法五九条二項に基づき再議決の方法により、衆議院原案どおり可決し成立したのである。きわめてきわどい状況下で、ようやく成立をみることできた法律といえるのである。

### 三 現行弁護士法の要点

#### (一) 基本的構想

現行「弁護士法」(昭二四法二〇五)は、旧々弁護士法以来の伝統を受け継いで、弁護士一元主義および自由弁護士制を基本的構想としている。その上に、弁護士はその職務の本質が、国家権力に対する批判者たる機能を有するものであって、みずからは何ら権力的な裏づけを持つことなく一個人として活動する者であるから、その民主主義体制における役割はきわめて高く評価されるべきものであるとして、その機能の充実、発展を期するために必要な保障規定を置くという考え方から成り立っている。

必要な保障規定を置くという考え方から成り立っている。

これらの保障規定のうちには、明治の末年以来、幾多弁護士界の先人が弁護士法改正運動の目標としたものがあるが、本法はその運動目標をはるかにこえた重要な事項の法制化を現実のものとしているのである。その主要なものは、

(1) 弁護士の職責が著しく加重されたものであることを示すため、弁護士の使命とするところを明文として掲げたこと。

このことは、諸外国の立法例に徴しても、特記すべき事柄であり、弁護士の本質を明確にしたものである。

(2) 弁護士の職務の独立性を確保するため、弁護士にきわめて高度の自治を認めたこと。

このことは、次の諸点で明らかにされている。

(イ) 行政官庁および裁判所の弁護士および弁護士会に対する監督権を一切認めない。

(ロ) 全国の弁護士および弁護士会をもって組成される日本弁護士連合会を設立し、弁護士の登録に関する事務および弁護士名簿の所管をさせる。

(ハ) 弁護士に対する懲戒裁判制度を廃止し、弁護士会および日本弁護士連合会に対して弁護士に対する懲戒の権限を与える。

などである。

## 序 説

### 序

#### (二) 主要な問題点

旧弁護士法を、日本国憲法の理念に従って全面的に改正しようとした弁護士法は、できうるならば憲法の施行と時を同じくして実施されることが望まれたが、それを見送られたばかりか、関係者の努力にもかかわらず、爾

後二年数か月を経た第五回国会の、それも末日に及んでようやく成立をみたことは、改正されるべき弁護士法の在り方が従来と著しく異なり、幾多の問題点を包蔵していたからである。

わが国の弁護士制度の歴史は苦難にみちたものであった。明治時代の官尊民卑の風潮のもとにおいて、その社会的評価は、同じく法曹といわれたとしても、判事、検事のそれとは比ぶべくもないものがあつた。弁護士を規制するについて、その初めは判事または検事の監督のもとにおき、やがて検事正の監督となり、司法大臣の監督に移されるまでには、ほぼ半世紀の時の経過を要したのである。ところが、現行弁護士法は、そのような官庁側からの監督を全廃して、完全自治の形態をとらせたのである。それがわが国において、他に類例をみないものであるのみならず、立法例としても同種のものを見出すことができないものであるから、これに対して各方面から直ちに賛成や同意を受けることはきわめて困難であつたのは当然といえるものであつた。

(1) 裁判所規則との抵触

現行弁護士法を成立させるについて、第一の問題点は、法律の形式をとって制定することの可否についてであつた。

従来、弁護士に関する規定は、法律をもつてすることにいささかの疑問をさしこむことはなかつた。しかし、(イ)日本国憲法七十七条一項は、最高裁判所が訴訟に関する手続、裁判所の内部規律に関する事項と並べて「弁護士に関する事項」を裁判所規則で規定する権限を有するとしている。憲法が明文をもつてそのような規定をおいていゝる意義は重大であり、特に最高裁判所の権限として付与した事項であるから、国会が法律をもつて弁護士に関する事項を定めることは、憲法の条規に背反するものであつて、このような法律は効力を有しないのではないかと

第五章 弁護士会（三一条～四四条）

弁護士の使命は、本法一条に明示されているとおり、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するにあるのであって、その職責上、時には国家権力の不当不正な行使に対して敢然と立って抗争することも要請されるのである。われわれは、その昔、西欧において破門と追放の危険を冒して、下層社会の権益のために裁判所や大学を相手どって抗争した弁護士の尊い事績を思い起こすものである。

弁護士に対して国家権力による監督制度を実施する場合には、一方において、弁護士に人権擁護の立場から公務員に対する厳正な批判者たるべき機能を果たすように求めながら、他方において、その対象ともなるべき公務員から監督を受けることとなるのであって、理論上も実際上も相いれないものがあり、極端な場合を想像すれば、弁護士に対する身分上の圧迫を加えることによって、その職責を曲げさせるようなことの起こることが危惧されるのである。

現行弁護士法による旧弁護士法の全面的改正は、そのような危惧を払拭する観点に立って、弁護士に対する官権的監督制度を撤廃することを一眼目としたものであり、いわゆる自由弁護士制の考え方を大きく前進させることによつて、そこに自治統制の基本原則を確立するに至つたのである。すなわち、現行弁護士法では、従来のが国における弁護士会制度の運営の実績を踏まえて、弁護士が法律専門家として高度の自治能力を有する者であることおよび弁護士会が自治統制を行なうに十分な能力と機構を備えているものであることを前提として、かよ

うな弁護士会の存在を基盤とし、さらにその上級機関としての日本弁護士連合会なるものを創設して、この両者に対し弁護士の監督の一切をゆだねることとしたのである。

弁護士会の沿革をみると、当初は国家機関の弁護士に対する監督の徹底を期するための便宜的措置として認められたに過ぎないのであったが、その結成が法的に認容され、かつ、強制加入制がしかれていたところから、時勢の進運に伴って会としての独自性をもつ方向に発展し、旧弁護士法により、現地の官憲の直接的な監督を離れるに及んで一層その自治機関的性格を濃くしたのであった。それゆえ、現行弁護士法において弁護士につき完全な自治統制の制度をとるについては、従来からの弁護士会の有する強制設立、強制加入の制度を日本国憲法下においても容認できることを理論的な基底とし、弁護士会が自治機関たる実質を有することおよびこれを中核体とする日本弁護士連合会の諸般の活動を基盤としているものと理解しうるのである。

わが国の現行制度上、このように徹底した同業者の結社の義務ならびに自治統制を認容されているものは他に類例がない。このうち結社の義務に関しては、従前強制設立と強制加入が認められていた医師会等が、日本国憲法のしかれた状態に即応しない要素を含むものとして解散を命ぜられ、本法と前後して制定された法務関係の司法書士法や土地家屋調査士法においても強制加入制などは全く認められていなかったのである。弁理士会および税務代理士会については、在来の形式をそのまま残置されていたが検討を加える必要があるものと考えられていた。しかしながら、その後のわが国の法制的な動向は、ようやく憲法的感覚に変化をみせて、司法書士会、土地家屋調査士会、弁理士会、税理士会その他の同業者の会について強制設立、強制加入を直接、間接に規定する法改正が次々になされている。もっとも、かかる同業者の会であっても、弁護士会のように国の行政権の一環であ



る懲戒権の行使まで認める自治裁量の権限を与えられているものには、さういふ見地からいへば、このように弁護士会は、わが法制上特異な地位を占めるものであり、それはひとえに弁護士の職務の公共性が高く評価され、公共の福祉の見地からこれを維持するために認められた特別な措置といふべきであるから、弁護士会の運営の面においては、その点を特に銘記して、万全を期する必要があるものと思料される。

(目的及び法人格)

第三十一条<sup>1</sup> 弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督<sup>2</sup>に関する事務を行うことを目的とする。

2.3 弁護士会は、法人とする。

【1】 本条は、一項で弁護士会の目的を掲げ、弁護士会が弁護士を指導し、弁護士相互間の連絡を図り、かつ、これを監督する権限があり、これらの事務を行なうことを目的として設立されたものであることを明らかにし、二項では、それに法人格が与えられるものであることを定めている。

【2】 ここに弁護士の「監督」とあるのは、弁護士事務の改善進歩を目標としてその職務の遂行に関して監督することはもちろん、品位保持の見地から、日常の生活について監督しうることを意味する。弁護士の担当事件の処理方法について、特に必要があると認められるときは、これを具体的に指導し監督しうるものであると解する。

なお、弁護士会は、その目的として掲げられた事項と密接な関係を有する事項についてこれを行なう権限がある。たとえば、弁護士会として人権侵害による犯罪の成立を信ずるにつき合理的な理由がある場合、弁護士会自身これを告発し、その事件を裁判所の審判に付することを請求することは、弁護士法が弁護士会の目的として必ずしもこれを明示しておらないとしても、弁護士会の目的ときわめて密接な関係をもつものであって、弁護士会の権能に属するものと解すべきである（最高三小決定昭三六・二二・二六刑集一五卷二二号二〇五八頁）。

しかしながら、弁護士会の事務の本来の目的が弁護士の品位の保持と弁護士事務の改善進歩にあるので、極端な政治的活動に走るなど蔽に慎むべきはいうまでもない。

【3】 弁護士会に対して法人格を与えたのは、旧弁護士法がその初めである。それ以前にも弁護士会は存在していたが、事実上の親睦団体たるにとどまっていたものを、明治末年以来の弁護士による法人格獲得運動がようやく効を奏して、旧弁護士法二九条一項の規定となったのである。しかし、旧弁護士法には「弁護士会は、 弁護士の品位の保持及び 弁護士事務の改善進歩を図るを以て目的とする。」とのみさされて、なお親睦団体的な性格を表現していたが、 一定限度の自治の権能を与えられて活発な活動を続けていたのである。

本条においては、この弁護士会に対して弁護士を指導し、弁護士相互間の連絡を図り、かつ、これを監督する 事務を行なう権限のある機関であると規定したのである。

弁護士会の法人格については、帝国議会における旧弁護士法の審議を通じて、公法人であるとされ、問題を残さなため「公法人」と明記する説さえあった。しかし、当時の立法形式として、他の公法人についても単に法人とのみ規定するのを例としていたので、それにならったとされている。現行弁護士法では、強制設立、強制加

入に加えて国の有する懲戒権を行使する権能が認められており、その公的性質がさらに顕著であるので、公法人であることに疑いを入れる余地はない。

(設立の基準となる区域)

第三二条<sup>1</sup> 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立<sup>2</sup>しなければならない。

【1】 一 本条は、弁護士会が強制的に設立されるものであることを示すとともに、その設立の基準が裁判所法に定める地方裁判所の管轄区域を単位とし、そこに一個の弁護士会が設立されるべきものであることを規定している。この点は、従前の規定と差異はないが、旧弁護士法では、一の弁護士会に所属する弁護士の数が三〇〇名以上ある場合には、その中の一〇〇名以上の者が結束して同一地方裁判所の管内に別個の弁護士会を設立することができると定められていて、実際上もその規定に従って、東京地方裁判所の管内には、三個の弁護士会が鼎立する形で存在したのである。

しかし、現行弁護士法では、かような特例的措施を全く認めることなく「一地方裁判所管内に一弁護士会」という原則を貫くこととしている。この理由は、弁護士会の性格が公的色彩を強くしたので、同一地方に数個の弁護士会があつて、それがいずれも自治権を有して会員たる弁護士の指導、連絡、監督等の権限を行使するというのでは、その間の統一をとることが困難と思われるのであり、そのような事態の発生することを避くべきであるとの見解に立っているのである。旧々弁護士法の規定にある所属弁護士数が少ない場合に他の地方の弁護士と合

同して一の弁護士会を設立するということも全く考えていない。

二 従前の規定により一地方裁判所の管轄区域内にある二個以上の弁護士会については、本法の附則八九条に本法制定の後もなお存続させることができる旨の経過規定をおいている。これは東京における三弁護士会鼎立の現状にかんがみて規定したものである。しかしながら、本法の精神とするところは、そのような在り方を望ましいものとは考えていないので、そこにある二個以上の弁護士会が合併し、または一を残して他が解散し、やがて一弁護士会に統一されることを期待している。弁護士会が合併し、または解散することはきわめて限られた場合にのみ認められているにかかわらず(四三条)、この場合には、いつでも合併または解散の措置をとれることと定められているのは、その趣意を示しているのである。

【2】 本条の規定の文面からは、弁護士会の設立義務者がなにとであるかは判然としない。しかし条理上、将来その地方において会員となり弁護士として活動しようとする者に設立義務があるものと解される。何となれば、その地方の弁護士は、弁護士会を経て日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならぬので、これを設立する必要があり、設立義務を果たすことによって弁護士としての活動が約束されるからである。もっとも、現実の問題としては、附則八八条の規定により、本法施行の際、全国に現存する弁護士会が本法に規定する弁護士会とみなされるので、新たに弁護士会の設立を必要とする地域はないのであるが、将来、地方裁判所の管轄区域の変更によって新しく弁護士会を設立しなければならない場合は、右のように処理されることが考えられる。

るものに限られるのであって、一般政治問題などに及ぶべきものではない。

(合併及び解散)

**第四三条<sup>1</sup>** 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2 合併については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百条及び第百三条の規定を準用し、解散については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条乃至第七十六条、第七十八条乃至第八十条及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。

3 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会の会員となる。

4 第十条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

**【1】** 一 本条は、弁護士会がその設立の基準を地方裁判所の管轄区域ごととしているために(三二条)、その管轄区域が変更された場合にとるべき弁護士会の措置について規定している。すなわち、本条では二以上の地方裁判所の管轄区域にわたっていた地域が一の地方裁判所の管轄区域となった場合において、従来の弁護士会のうちの弁護士会が存続し、その他の弁護士会が解散をすることとするか、またはそれらの弁護士会が合併することが

考えられるのであり、その決定はそれぞれの弁護士会の総会の決議に待つものとされている。

二 弁護士会は公法人であり、その目的から考えて任意に解散することができる性格のものではない。本法では、本条と附則八九条のほかには、弁護士会が解散することを認めていない。旧弁護士法五〇条では、総会の決議によって解散することが認められていたようであるが、立案当時の政府委員の答弁によれば、法文としては、理論上総会の決議による解散ができるのでその旨を掲げたが、事実問題として起こりうることでないと説明されている。しかし、理論上も、任意解散を認めることは公法人としての性格に反するものがあり、法文の上から任意解散を認めるならば、先の弁護士会とその解散後に設立される弁護士会との関連についての経過的措施を必要とするのにかかわらず、その点に何の顧慮も払われていなかったところからみて、旧弁護士法においても、総会の決議により自由に解散できたものとは到底解せられない。

三 二項は、合併または解散についての必要な規定を商法、民法および民法施行法から借用している。これは、稀有の事例について、多くの条文を本法中に列記することを避けただけで、特段の意味があるものではない。三項および四項は、合併により解散した弁護士会の会員であった弁護士の所屬についての規定であり、当然の処置を定めたものである。

(弁護士会連合会)

第四十四条 1 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定

め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。

附 則(八〇条〜九二条)

(施行の日)

第八〇条<sup>1</sup> この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

【1】 本法は、昭和二十四年六月一〇日に公布されたが、施行の日は、それから約八〇日後の同年九月一日とされたのである。

旧弁護士法は種々施行上の問題を包蔵していたので、昭和八年五月一日に公布され、約三年後の昭和十一年四月一日に施行されるという異例な形をとった。本法は、旧弁護士法にも増して多くの画期的な規定を盛り込んでいるので、その実施の時期については特段の考慮を払う必要があるとされたのであったが、関係官庁および弁護士会その他関係機関等の円滑な連絡と協調とにより、すみやかにこの大転換を完了することができようとの見込みのもとに、施行の日を短期間のうちに定めたのであった。そして、予想どおり何らの支障なく、右日時に施行をみることとなったのである。

本条に関連して九〇条に特則が設けられていて、日本弁護士連合会の設立のための準備手続は、施行期日前に行なうことができる旨を明らかにして、本法施行の中心的存在である同連合会の発足については特別の配慮をしてあった。

会が本法の定める会則または規約についての承認および設立の登記を必要とすることを規定したものである。

(同じ区域内の弁護士会の特例)

**第八九条<sup>1</sup>** この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る二箇以上の弁護士会は、第三十

二条の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる。

2 前項の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる。

3 前項の合併又は解散については、第四十三条第二項乃至第四項の規定を準用する。

**【1】** 弁護士会は、本法三二条の規定により地方裁判所の管轄区域ごとに一個を設立するという基準が示されていて、それは旧弁護士法も原則とするところであったが、例外的に三〇〇名以上の会員を擁する弁護士会にあっては、そのうち一〇〇名以上の者によって別個の弁護士会を設立することが認められ、本法施行の際、現に東京地方裁判所管内には、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会が鼎立しているのである。

本条は、この三弁護士会のそれぞれの沿革と現状とにかんがみて、これを例外的措置として引き続きその存立することを容認したのである。もともと、本法としては、一地方裁判所管内一弁護士会の原則を立て、これに旧弁護士法のように例外を認めていないのであって、現行弁護士法のもとにあっては他にこのような二個以上の弁護士会の併立を認めることはない。そしてまた、この現在の三会鼎立に対しても、それができることであれば、右の原則に戻ることを希望する意味合いから、特に本条に二項三項をおき、何らの制約もなく、いつにても合併



または解散をすることができるものであることを明らかにしているのである。

(日本弁護士連合会設立の準備手続)

第九〇条 日本弁護士連合会の設立について必要な準備手続は、第八十条に規定する期日より前に  
行うことができる。

【1】 日本弁護士連合会は、本法を運営するうえにおいてその中心的地位を占める機関であって、多くの権限を与えられているとともに、弁護士に関する諸般の事務を負担するものであって、本法の施行と同時に、その活動を開始することは必須の条件となっている。それゆえ、本条では、その設立について必要な各般の準備手続が本法公布の日から施行の日までの間にとり行なわれ、本法全体の施行が何らの支障なく運ばれることを期待して、その旨を明らかにする本条をおいたのである。

事実、本法が制定され公布をされると、期待にそむかず、直ちに、従前の日本弁護士会連合会が主体となり、弁護士法施行および日本弁護士連合会設立の諸準備にあたり、事務的に多くの困難にあいながらこれを克服して、本法施行の日には日本弁護士連合会が設立されて、その登記手続を完了し、会長以下の役職員によりその華々しい活動を開始することができたのであった。

なお、本条は法理論のうえから、たとえ、かような条文をおいたとしても、本法施行の日において法としての実効を發揮するのであるから、施行の日以前のことを規定したところでそれは無意味であるとの説をなす向きが

第1部 弁護士法の沿革

- 一 弁護士会加入ノ年月日
- 一 事務所
- 一 懲戒

第五條 地方裁判所検事局ニ於テ弁護士名簿ニ登録ヲ為シタルトキハ其登録ノ番号及年月日ヲ司法大臣ニ報告シ且之ヲ本人ニ通知ス可シ

登録ヲ取消シタルトキモ亦同シ

第六條 弁護士名簿ニ登録ヲ為シタルトキ又ハ登録ヲ取消シタルトキハ司法大臣ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第七條 弁護士会長ハ弁護士会ニ加入シタル者ノ氏名及加入ノ年月日ヲ所屬地方裁判所検事局ニ届出シ可シ

四 旧弁護士法 (昭和八年五月一日法律第五十三号)

朕嘗國議會ノ協賛ヲ經タル弁護士法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和八年四月二十八日

内閣総理大臣 子爵 齋藤 実  
 司法大臣 小山松 吉

法律第五十三号 (官報五月一日)

弁護士法

第一章 弁護士ノ職務及資格

第一條 弁護士ハ當事者其ノ他ノ關係人ノ委嘱又ハ官庁ノ選任ニ因リ訴訟ニ關スル行為其ノ他一般ノ法律事務ヲ行フコトヲ職務トス

第二條 左ノ条件ヲ具フル者ハ弁護士タル資格ヲ有ス

- 一 帝國臣民ニシテ成年者タルコト
  - 二 弁護士試験補トシテ一年六月以上ノ実務修習ヲ了ヘ考試ヲ經タルコト
- 前項第二号ノ実務修習及考試ニ關スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

第三條 弁護士試験補タルニハ成規ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 左ニ掲グル者ハ前二條ノ規定ニ拘ラス弁護士タル資格ヲ有ス

- 一 判事又ハ検事タル資格ヲ有スル者
- 二 三年以上專任行政裁判所長官又ハ專任行政裁判所評定官タリシ者
- 三 三年以上陸軍法務官又ハ海軍法務官タリシ者

第五條 左ニ掲グル者ハ弁護士タル資格ヲ有セズ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者
- 二 懲戒ノ処分ニ因リ免官若ハ免職セラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ弁理士法若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ免官、免職、除名又ハ業務禁止後二年ヲ經過セザル者
- 三 禁治産者又ハ準禁治産者

附 録

四 破産者ニシテ復権ヲ得ザル者

第六條 外國ノ弁護士タル資格ヲ有スル外國人ハ相互ノ保証アルトキニ限り司法大臣ノ認可ヲ受ケ外國人又ハ外國法ニ關シ第一條ニ規定スル事項ヲ行フコトヲ得但シ前條ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條第二項、第二十條及第二十二條乃至第二十六條ノ規定ハ前項ノ認可ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

司法大臣必要ト認ムルトキハ第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第二章 弁護士名簿

第七條 弁護士タルニハ弁護士名簿ニ登録セラルルコトヲ要ス

第八條 弁護士名簿ハ之ヲ司法省ニ備フ

第九條 弁護士タラントスル者ハ其ノ入会セントスル弁護士会ヲ經由シテ司法大臣ニ登録ノ請求ヲ為スベシ

第十條 弁護士弁護士会ノ所屬ヲ変更セントスルトキハ新ニ入会セントスル弁護士会ヲ經由シテ司法大臣ニ登録換ノ請求ヲ為スベシ

前項ノ登録換アリタルトキハ弁護士ハ直ニ旧所屬弁護士会ニ之ヲ届出ツベシ

第十一條 弁護士所屬弁護士会ヲ退会セントスルトキハ其ノ弁護士会ヲ經由シテ司法大臣ニ登録取消ノ請求ヲ為スベシ

第十二條 弁護士会ヘ会ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アル者ノ登録若ハ登録換ノ請求ノ進達ヲ拒絶シ又ハ退会ヲ命スルコトヲ得

第十三條 前條ノ規定ニ依リ登録若ハ登録換ノ進達ヲ拒絶セラレ又ハ退会セシメラレタル者ハ司法大臣ニ不服ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ司法大臣ハ審査委員会ニ諮問シテ登録若ハ登録換ノ請求ノ進達ヲ命ジ又ハ退会ノ命ヲ取消スコトヲ得

第十四條 審査委員会ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 左ノ場合ニ於テハ司法大臣ハ弁護士名簿ノ登録ヲ取消スベシ

- 一 弁護士国籍ヲ喪失シタルトキ
- 二 弁護士第五條各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキ
- 三 第十一條ノ規定ニ依リ登録取消ノ請求アリタルトキ
- 四 弁護士退会セシメラレ又ハ除名セラレタルトキ
- 五 弁護士死亡シタルトキ
- 六 總會ノ決議ニ因リ弁護士会解散シタルトキ

第十六條 弁護士名簿ノ登録、登録換及登録取消ハ司法大臣之ヲ其ノ弁護士所屬ノ弁護士会ニ通知スベシ

第十七條 登録ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 弁護士ノ権利及義務

第十八條 弁護士ノ事務所ハ所屬弁護士会ノ地域内ニ之ヲ設クベシ

弁護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズ但シ他ノ弁護士事務所ニ於テ執務スルコトヲ妨グス

第十九條 弁護士事務所ヲ設ケタルトキハ直ニ之ヲ司法大臣及所屬弁護士会ニ届出ツベシ事務所ヲ移転シタルトキ亦同シ

第二十條 弁護士ハ誠實ニ其ノ職務ヲ行ヒ職務ノ内外ヲ問ハズ其ノ品位ヲ保持スベシ

第二十一條 弁護士又ハ弁護士タリシ者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ保持スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ他ノ法令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 弁護士ハ所屬弁護士会ノ会則ヲ遵守スベシ

第二十三條 弁護士ハ正当ノ理由アルニ非サレバ法令ニ依リ官庁ノ命シタル事項及会則ノ定ムル所ニ依リ所屬弁護士会ノ指定シタル事項ヲ行フコトヲ辞スルコトヲ得ズ

第二十四条 弁護士ハ左ニ掲グル事件ニ付其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

- 一 相手方ノ協議ヲ受ケテ賛助ヲ為シ又ハ其ノ委嘱ヲ承諾シタル事件
- 二 相手方ノ協議ヲ受ケタル事件ニシテ其ノ協議ノ程度及方法ガ信頼關係ニ基クモノト認めラルルモノ
- 三 公務員トシテ職務上取扱ヒタル事件
- 四 仲裁手続ニ依リ仲裁人トシテ取扱ヒタル事件

第二十五条 弁護士ハ係争権利ヲ護受クルコトヲ得ス

第二十六条 弁護士ハ事件ノ委嘱ヲ承諾セザルトキハ速ニ其ノ旨ヲ委嘱者ニ通告スベシ若シ通告ヲ怠リタルトキハ之ガ爲生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第二十七条 弁護士ハ報酬アル公務ヲ兼スルコトヲ得ス但シ帝國議會若ハ地方議會ノ議員ト爲リ又ハ官署若ハ公署ヨリ特ニ命ゼラレ若ハ囑託セラレタル職務ヲ行フハ此ノ限ニ在ラス

弁護士ハ所属弁護士会ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ商業其ノ他營利ヲ目的トスル業務ヲ営ミ若ハ之ヲ営ム者ノ使用人ト爲リ又ハ營利ヲ目的トスル法人ノ業務執行社員、取締役若ハ使用人ト爲ルコトヲ得ス

第二十八条 前条ノ規定ハ実務修習中ノ弁護士候補ニ之ヲ準用ス

第四章 弁護士会

第二十九条 弁護士会ハ法人トス

弁護士会ハ弁護士ノ品位ノ保持及弁護士事務ノ改善進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三十条 弁護士会ハ地方裁判所ノ管轄区域毎ニ之ヲ設立スベシ但シ弁護士会ニ屬スル弁護士三百名以上アル場合ニ於テ其ノ中百名以上ノ者ハ同一地方裁判所ノ管轄区域内ニ別ニ弁護士会ヲ設立スルコトヲ得

第三十一条 弁護士会ヲ設立セントスルトキハ會員ト爲ルベキ弁護士ハ会則ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

弁護士会ノ設立アリタルトキハ前項ノ弁護士ハ当然旧所属弁護士会ヲ退会シ其ノ會員ト爲ルモノトス

第三十二条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

弁護士会会則ヲ変更セントスルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十二条 司法大臣弁護士会ノ設立ヲ認可シタルトキハ弁護士会ノ名称、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スベシ

司法大臣弁護士会ノ名称又ハ事務所ノ所在地ノ変更ヲ認可シタルトキハ変更ノ告示ヲ爲スベシ

第三十三条 弁護士会ノ代表者ハ一人トス但シ代表者差支アル場合ニ於テ之ニ代リテ弁護士会ヲ代表スベキ者ヲ置クコトヲ妨グズ

第三十四条 弁護士会ハ司法大臣ノ監督ヲ受ク

第三十五条 第三十一条ニ規定スル場合ヲ除クノ外弁護士名簿ニ登録又ハ登録換ヲ受ケタル者ハ当然其ノ入会セントスル弁護士会ノ會員ト爲リ登録換ヲ爲ス場合ニハ旧所属弁護士会ヲ退会スルモノトス

第三十六条 弁護士第十一条ノ規定ニ依ル請求ニ因リテ登録ヲ取消サレタルトキハ当然所属弁護士会ヲ退会シタルモノトス

第三十七条 弁護士会ハ弁護士候補ノ実務修習ヲ担当ス但シ司法大臣別段ノ規定ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十八条 弁護士会ハ官庁ヨリ諮問ヲ受ケタル事項ニ付答申ヲ爲スベシ

弁護士会ハ司法事務ニ関シ官庁ニ建議ヲ爲スコトヲ得 弁護士ノ利害ニ関スル事項ニ付亦同シ

第三十九条 弁護士会会則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名称及事務所ノ所在地
- 二 会ノ代表者其ノ他ノ機関ノ組織及職務權限ニ関スル規定
- 三 會議ニ関スル規定
- 四 弁護士候補ノ実務修習ニ関スル規定

- 五 弁護士ノ報酬ニ関シ標準ヲ示ス規定
- 六 会員ノ風紀保持ニ関スル規定
- 七 無資力者ノ為ニスル法律相談及訴訟扶助ニ関スル規定
- 八 答申及建議ノ決議ニ関スル規定
- 九 会員ト委嘱者トノ間ニ於ケル紛議ノ調停ニ関スル規定
- 十 弁護士名簿ノ登録及登録換ノ請求ノ進達ニ関スル規定
- 十一 入会及退会ニ関スル規定
- 十二 懲戒ノ申告ニ関スル規定
- 十三 会費ノ徴収ニ関スル規定
- 十四 資産ニ関スル規定

第四十条 弁護士会ハ毎年定期總會ヲ開ク

弁護士会ハ必要アル場合ニ於テ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第四十一条 弁護士会ハ總會ノ日時、場所及議題並ニ役員選挙ノ日時及場所ヲ予メ司法大臣ニ申告スベシ

第四十二条 司法大臣ハ弁護士会ノ總會又ハ役員選挙ノ場所ニ臨席シ又ハ所部ノ官吏ヲシテ臨席セシムルコトヲ得

第四十三条 弁護士会ハ遅滞ナク總會ノ決議並ニ役員ノ就任及退任ヲ司法大臣ニ申告スベシ

第四十四条 左ノ事項ハ總會ノ決議ヲ経ベシ

- 一 会則ノ変更
- 二 予算及決算

第四十五条 弁護士会ノ會議法令若ハ会則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ司法大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ、其ノ議事ヲ停止ス

ルコトヲ得

第四十六条 弁護士会ハ弁護士ト委嘱者トノ間ニ紛議ヲ生シタルトキハ当事者ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ為スコトヲ得

第四十七条 弁護士会ハ司法大臣ノ認可ヲ受テ同一地方裁判所ノ管轄区域内ニ於ケル他ノ弁護士会ト合併スルコトヲ得

弁護士会合併シタルトキハ合併ニ因リテ解散シタル弁護士会所属ノ弁護士ハ当然旧所属弁護士会ヲ退会シ合併後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立シタル弁護士会ノ会員ト為ルモノトス

第十条第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八条 司法大臣ハ弁護士会ノ合併ヲ認可シタルトキハ合併後存続スル弁護士会ニ付テハ変更ノ告示ヲ為シ、合併ニ因リテ解散シタル弁護士会ニ付テハ解散ノ告示ヲ為シ、合併ニ因リテ設立シタル弁護士会ニ付テハ第三十二条第一項ニ規定スル告示ヲ為スベシ

第四十九条 弁護士会合併ヲ為サントスルトキハ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一月ヲ下ラザル期間内ニ之ヲ述フベキ旨ヲ催告スベシ

債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタルトキハ弁護士会ハ之ニ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非ザレバ合併ヲ為スコトヲ得ス

合併ニ因リテ解散シタル弁護士会ニ屬スル權利義務ハ合併後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立シタル弁護士会ニ之ヲ承継ス

第五十条 弁護士会ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 總會ノ決議
- 二 合併

前項第一号ノ總會ノ決議ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

民法第七十三条乃至第七十六条、第七十八条乃至第八十条、第八十二条及第八十三条並ニ民法施行法第二十六条及第二十七

第1部 弁護士法の沿革

条ノ規定ハ弁護士会ノ清算ニ関シ之ヲ適用ス

第五十一条 司法大臣ハ弁護士会ノ解散ノ決議ヲ認可シタルトキハ解散ノ告示ヲ為スベシ

第五十二条 弁護士会ハ共同シテ特定ノ事項ヲ行フ為規規約ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受ケ聯合会ヲ設立スルコトヲ得

第五章 懲戒

第五十三条 弁護士本法又ハ弁護士会会則ニ違反シタルトキハ検事長ハ司法大臣ノ命ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケテ懲戒開始ノ申立ヲ為スベシ

弁護士会ハ会則ノ定ムル所ニ依リ懲戒ヲ求ムル為司法大臣又ハ検事長ニ申告ヲ為スコトヲ得

第五十四条 弁護士ノ懲戒ハ其ノ所属弁護士会ノ地域ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ノ行フ

第五十五条 懲戒ハ左ノ四種トス

- 一 譴責
- 二 千円以下ノ過料
- 三 一年以下ノ停職
- 四 除名

前項ノ過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手続法第二百八条ノ規定ヲ適用ス

第五十六条 懲戒ノ訴追ヲ受ケタル弁護士ハ其ノ裁判確定スルニ至ル迄弁護士会ヲ退会シ又ハ弁護士名簿ノ登録換ヲ請求スルコトヲ得

弁護士会ハ懲戒ノ訴追ヲ受ケタル弁護士ヲ退会セシムルコトヲ得

第五十七条 懲戒ノ事由アリタル時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ懲戒開始ノ申立ヲ為スコトヲ得

第五十八条 本法ニ規定スルモノノ外懲戒ニ付テハ刑事懲戒法ヲ適用ス

附 則

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リテ弁護士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

旧刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ処セラレタル者ハ第五条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ト看做ス

従前ノ規定ニ依ル弁護士名簿ノ登録ハ之ヲ本法ニ依ル弁護士名簿ノ登録ト看做ス

本法施行ノ際現ニ弁護士会ニ加入シ居ラザル弁護士ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ従前ノ例ニ依リテ弁護士会ニ加入スルニ非ザレバ其ノ登録ハ効力ヲ失フ

弁護士会ニ関シテハ本法ニ依ル弁護士会成立スルニ至ル迄ハ仍従前ノ例ニ依ル但シ弁護士名簿登録及登録換ノ請求ノ進達ニ関シテハ本法ニ依ル

本法施行ノ際現ニ存スル弁護士会ハ本法施行ノ日ヨリ六月内ニ本法ニ依ル弁護士会ヲ設立スル為会則ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ司法大臣ハ認可ヲ為シタルトキハ旧弁護士会ノ名称、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スベシ

前項ノ規定ニ依リテ弁護士会成立シタルトキハ旧弁護士会ノ會員ハ当然新弁護士会ノ會員ト為リ旧弁護士会ニ属シタル權利義務ハ新弁護士会之ヲ承継ス

本法施行ノ際現ニ二個以上ノ事務所ヲ有スル弁護士ハ本法施行ノ日ヨリ六月内ニ限り之ヲ存続スルコトヲ得

(注) 昭和三年法律第一九五号「法務省設置に伴フ法令ノ整理ニ関スル法律」第二条ニ由リ、この條中「司法大臣」を「法務総長」に、「司法省」を「法務省」に改正

(注) 昭和三年法律第一〇三号「公認会計士法」附則第七一条ニ由リ、第五条第二号中「又ハ弁護士若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者」を「弁護士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者又ハ公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ処分ヲ受ケタル者」に、「又ハ業務禁止」を「業務禁止又ハ登録ノ抹消」に改正

うに工夫してある。条文を読んだだけで大体はわかるが、ここに疑問があると考えて利用する人々にとっては、必携の書であることを念願する。そのため、実務に携わりながら、それぞれの特別法と長年とり組んでこられた、その領域におけるベテランの方々に執筆をお願いしているものが、大部分を占めている。

編集の方針としては、密接な関係のある法律は一冊にまとめるが、各巻の大きさを均一にするために強いて抱き合わせることはしない。したがって、各冊の大きさに多少の不揃いがある。

出版の順序は、執筆者の事情を考慮しながら、需要度の多いものから、できるだけ関連するものを続けて、刊行するように努めるが、読者諸君から希望を示していただければ、十分考慮したいと思っている。

### 編集顧問

東京大学名誉教授 我妻 栄

### 編集委員

成蹊大学教授 金 沢 良 雄

水戸地方裁判所所長 西 村 宏 一

学習院大学教授 遠 藤 浩 浩

法務省訟務局長 貞 家 克 己

成蹊大学教授 谷 川 久

### 著者紹介

福原 忠 勇

明治39年9月16日生まれ (滋賀県出身)  
昭和17年3月：東京帝国大学法学部卒業  
昭和18年12月：検事任官、爾来大阪・神戸・東京・上野野地区検事および司法省保徳局・刑事局勤務、明治大学講師(刑法)・日本大学講師(刑事政策)  
昭和22年8月：裁判所法制度局長(司法関係担当)  
昭和26年8月：最高検察庁検事、後に法務省保徳局長  
昭和35年2月：弁護士(現在)  
主要著書：『犯罪と刑法』(昭23.6三芳書房)、『弁護士法解説』(昭31.6可法研究会所)、『家庭法と民法』(昭40[昭46新訂]第一法規)、『弁護士法』(昭45.4第一法規)

### <特別法コンメンタール> 弁護士法<増補>

昭和51年5月20日 初版発行  
平成2年5月25日 増補版発行  
平成2年6月20日 増補版2刷発行  
定価 4,500円 (本体 4,369円)

著者 福原 忠 勇

### 検印省略

発行兼印刷者 田 中 富 彌  
発行者 第一法規出版株式会社  
107 東京都港区南青山2丁目11の17  
電話 (03)404-2251 振替 東京3-133197

ISBN 4-474-12077-9 C 3332 P 4500 E(4)

甲2号証

全弁協叢書

# 条解 弁護士法

第5版

日本弁護士連合会調査室 編著

弘文堂



同連合会は、現行法施行により旧法52条が失効し、かつ現行法上特別の根拠規定がないので、現行法施行とともに消滅した（日弁連編『日本弁護士沿革史』314頁以下参照）。

5 現行法は、昭和24年6月10日法律第205号として公布されたが、これは日本国憲法の制定を頂点とする第2次世界大戦後における司法制度の改革の一環をなすものであり、弁護士会制度も、旧法までの内容を一新するに至った。

現行法における弁護士会制度の詳細は、各条の解説に譲るとして、要点としては第1に、弁護士会に高度な自治権が認められ、行政機関の監督を受けず、また裁判所、検察官からも独立したものとなったこと、第2に、弁護士の資格審査及び懲戒は、所属弁護士会及び日弁連が行うことになったこと、第3に、全国的な弁護士団体として日弁連の設立が義務づけられ、弁護士及び弁護士会が当然その会員となるものとされたこと等があげられ、弁護士自治の原則を徹底させることとなった。

わが国における弁護士会の沿革をふり返ってみた場合、それは、弁護士会の自治権獲得の歴史であるといっても過言ではなく、現行法において、弁護士会は、遂に高度な自治権を獲得するに至ったのである。

### 【3】 弁護士会の自治権

1 現行法において、弁護士会は、ようやく高度な自治権を獲得するに至り、ほぼ完全な自治権を有するに至ったともいわれる。

一般に、弁護士自治とは、弁護士の資格審査や弁護士の懲戒を弁護士階層の自律に任せ、またそれ以外の弁護士の職務活動や規律を、裁判所、検察庁又は行政官庁の監督に服せしめない原則をいうものとされるが（兼子一＝竹下守夫『裁判法（第4版）』372頁参照）、その用語は、必ずしも一義的に使用されているともいえず、弁護士に関する諸々の規律を弁護士自身に委ねる制度を広く指称する意味で使用されることもある（第二東京弁護士会編『弁護士自治の研究』1頁参照）。ただ、弁護士自身の規律に委ねるといっても、個々の弁護士に自己又は他の弁護士を規律する権能を認め得るわけではなく、弁護士の構成する団体、すなわち弁護士会に弁護士に関する諸々の規律を委ねることを意味するものである（第二東京弁護士会編・前掲書1頁、第一東京弁護士会編『弁護士自治権に関する研究』806頁参照）。

従って、弁護士自治における権能である自治権は、個々の弁護士にではなく、弁護士会に認められるものである。

弁護士自治の内容は、①弁護士会による弁護士資格試験の施行、②弁護士会による弁護士実務修習の施行、③弁護士資格の付与と登録を弁護士会が行うこと、④弁護士に対する監督と懲戒を弁護士会が行うこと、⑤強制加入制の弁護士会が設立されること、に要約することができる（第二東京弁護士会編・前掲書8頁、9頁参照）。現行

法上は、上記内容のうち③から⑤までは、ほぼ完全に実現されているといえる（第二東京弁護士会編・前掲書9頁参照）。現行法において、弁護士会に高度な自治権が認められるに至ったといわれる所以である。

2 弁護士自治の根拠については諸論があり、説明の仕方も多様であるが、概ね次のように要約することができる。

(1) 政策的根拠 近代法治国家においては、法律及び裁判に関する諸制度が整備され複雑化、技術化するにつれ、弁護士の役割が増大し、裁判の適正及び司法運営の円滑を図るために、弁護士の職務が国の司法制度にとって欠かせないものとなる。そして、適正な裁判制度の確立のためには、弁護士の資質を一定水準以上に保つことが必要となるが、それには、弁護士法制として「資格の授与」及び「監督権の行使」という二つの機能が極めて重要である。この二つの機能は、本来国家の行政作用の範囲に属するものと考えられる。しかし、弁護士が法務大臣又は裁判所の監督に服することになれば、十分な弁護活動ができなくなり、その結果裁判の適正が保障されなくなる危険性が高い。そこで、弁護士の監督権を国家から弁護士会に移すことが、裁判の適正という見地からみて合目的的である（第二東京弁護士会編・前掲書4頁、第一東京弁護士会編・前掲書44頁参照）。

(2) 制度論的根拠 近代民主主義国家において三権分立主義がとられているように、司法作用においても、国家の法務行政機関である法務省及び公益の代表者としての訴追機関である検察庁と、被訴追者の権利を擁護する弁護士の団体である弁護士会、裁判権の行使を担当する裁判所の三者が、その役割分掌と職権行使において相互に不羈独立であってこそ、民主的司法運営の発展が期待される。このような法曹三者間の相互抑制機能を果たす制度的保障の一つとして、弁護士会の自治が要求される（第一東京弁護士会編・前掲書45頁参照）。

(3) 本質的根拠 弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現にあるが（法1条1項）、国家権力と国民の基本的人権とが衝突する場合、弁護士は国家権力と対決することにならざるを得ない。しかし、弁護士が裁判所や法務大臣の監督に服していたのでは、その職業的使命を全うすることができない。弁護士の職務の遂行の保障を通じて、基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するためには、弁護士自治は必須のものである（兼子=竹下・前掲書372頁、第二東京弁護士会編・前掲書5頁、第一東京弁護士会編・前掲書45頁参照）。

3 弁護士自治に関する上記の諸論のうち、(1)の論と(2)の論は、弁護士自治は制度として法政策的に選択されたものであるという観点を強調するものであり、(3)の論は、弁護士自治は弁護士という職業に必然的に伴うものであるという観点を強調するものであるといえる。しかし、いずれの根拠にしても、基本的人権の擁護と社

会正義の実現という現行法の定める弁護士の実現するための制度的な保障として、弁護士自治が必要かつ合目的であるという点においては共通するものがある。そして、このような弁護士自治は、ひいては国民から付託されたものであるといえよう。

現行法における弁護士自治について、その根拠を一義的に捉えることは困難であり、また適切でもなく、むしろ、弁護士の実現するための制度的な保障としての機能や内容との関連で、多角的に検討することが肝要であると思われる。

4 現行法は、弁護士の弁護士会への強制加入制度を定めている（法8条から11条まで・36条）。

強制加入制度は、旧々法及び旧法においても規定されていたが、両者においては弁護士会は、所属地方裁判所検事正又は司法大臣の監督を受けることとされており（旧々法19条、旧法34条）、そこでの強制加入制度は、国家が弁護士会を通じて弁護士を監督するための手段として採用されていたものである。しかし、現行法における強制加入制度は、弁護士会に高度な自治権を認めたことにより、その自治権の徹底を期するうえで必要不可欠の制度としての意味を有するのである。

現行法における強制加入制度については、憲法21条（結社の自由）、22条（職業選択の自由）に違反するかが問題とされた。しかるに、現行法は、弁護士の使命実現の制度的保障として、弁護士会に高度の自治権を定めているのであり、かかる自治権を徹底させるためには、弁護士会に所属しない弁護士を許容することはできないのであって、強制加入制度は不可欠な要件となるのである。従って、現行法における強制加入制度は、弁護士会の自治権に不可欠のものとして、公共の福祉の要請に合致し、違憲でない（最判平成4・7・9判タ804号82頁）。

なお、弁護士法人についても強制加入制度がとられている（法36条の2）。

### （目的及び法人格）

**第31条** 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

### 【1】 本条の趣旨

本条は、1項で弁護士会の目的を定め、弁護士会が弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督の権限を有することを明らかにし、2項では弁護士会に法人格が与え

することが相当であろう。

なお、弁護士会が行った懲戒処分について、国を相手として国家賠償を求めた事案につき、弁護士会は、国家賠償法1条にいう「公共団体」に該当し、弁護士会がその会員たる弁護士に対して行う懲戒処分は、同条にいう「公権力の行使」にあたり、また、弁護士会の懲戒委員会の委員は、同条にいう「公権力の行使に当る公務員」にあたるとの裁判例がある（東京地判昭和55・6・18下民集31巻5～8号428頁。但し、同裁判例においては、弁護士会の懲戒権は、現行法においては弁護士の完全な自治制度採用の一環として弁護士会の独自の権能と認められ、しかも、その権限の行使にあっても、弁護士の自治懲戒制度を採用して、行政庁その他の国の機関の監督を受けないものとされていることや、懲戒が国の公権力の行使とみなす趣旨の規定の存しないこと等からみて、懲戒権の行使を「国の」公権力の行使と認める余地はないとし、請求を棄却している）。その後も、同旨の判決が繰り返し出されており、東京高判平成19年11月29日判時1991号78頁は、「弁護士会が行う懲戒手続は国家賠償法1条1項にいう『公共団体の公権力の行使』と解することができる」とし、また、綱紀委員会及び懲戒委員会は弁護士会の懲戒権行使に関わる機関として法律上設置されたものであり、その委員長及び委員は国家賠償法1条1項にいう「公共団体の公権力の行使にあたる公務員」に該当するといふべきである」と判断している（その他、資格審査会の議決に基づく登録請求の進達拒絶に関して京都地判平成21・11・19判時2077号120頁、大阪高判平成22・5・12判タ1339号90頁）。

### （設立の基準となる区域）

**第32条** 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。

#### 【1】 本条の趣旨

本条は、弁護士会が必要的に設立されるものであること及びその設立の基準について規定している。

この点につき、旧々法では、弁護士は、その所属地方裁判所毎に1個の弁護士会を設立するべきものとされたが<sup>5</sup>（18条）、後に改正が行われ（大正12年法律第51号）、所属弁護士の数が寡少で弁護士会を組織するのに適しないときは、司法大臣の認可を受け、他の地方裁判所所属弁護士と合同して弁護士会を設立すること（同条1項）も認められた（同条1項）が、また、一つの弁護士会に属する弁護士が300名以上あり、そのうちの100名以上の同意があるときは、司法大臣の認可を受けて、別の弁護士会を設立することができるものとされた（同条2項）。この改正により、実際、東京地方裁判所所属の青

士によって、東京弁護士会の他に新たに2個の弁護士会（第一東京弁護士会と第二東京弁護士会）が設立され、その結果東京には3個の弁護士会が併存することとなった。また、旧法においては、弁護士会は、地方裁判所の管轄区域毎に1個の弁護士会を設立すべきものとし、例外として、旧々法18条2項と同様に、1個の弁護士会に所属する弁護士が300名以上ある場合に、そのうち100名以上の者は同一地方裁判所の管轄区域内に別に弁護士会を設立することができるものとされた（30条）。

しかし、現行法においては、設立の基準は、裁判所法及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に定める地方裁判所の管轄区域を単位とし、その区域内に1個の弁護士会を設立すべきものとした。所属弁護士の数が少ない場合に、他の地方裁判所の管轄区域内の弁護士と合同して弁護士会を設立したり、同一の地方裁判所の区域内に複数の弁護士会を設立したりする例外的な措置は認めず、「一地方裁判所管内に一弁護士会」という原則を貫くこととしたのである。

なお、現行法施行の際現に同一の地方裁判所の管轄区域内にある2個以上の弁護士会は、本条の規定にかかわらず、存続し得ることが経過措置として認められた（30条）。これは、東京における三弁護士会鼎立の現状を維持し得ることとしたものである。但し、法89条2項は、併せて、上記の2個以上の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる旨を規定している。

## 【2】 弁護士会の支部

弁護士会の中には、支部、部会又は地区会等の名称による組織（以下「支部等」という）が存在するところがある。

支部等は、一般的には、弁護士会の地域内の一部区域内に事務所を設けている弁護士及び弁護士法人によって構成されている自治的組織と認められる。

ところで、現行法において法人格を認めているのは、弁護士会（31条2項）及び日本弁護士連合会（45条3項）だけであり、現行法以外の法令で支部等に法人格を認める規定もないので、支部等が独自に法人格を取得し得るものでないことは明らかである。しかし、支部等のなかには、弁護士会の会則、会規又は規則中にその存立の根拠規定を定め、自らの組織運営に関して、規約等をもって、組織、役員、代表の方法、総会開催、財産管理のあり方等、団体（社団）としての主要な点を定めているものがあり、このような支部等は、それ自体、団体としての社会的実体を有しているものと認められる。

本条は、同一の地方裁判所の管轄区域内に一つの弁護士会を設立することを義務付けており、その趣旨からみて、地方裁判所の管轄区域内に地域を分けて併存的に複数の弁護士会を設立することも、重疊的に数個の弁護士会を設立すること（例えば、地方裁判所の管轄区域全域の弁護士を構成員とする弁護士会とともに、一部区域の弁護士を構

弁連に報告しなければならないことになっている（会則31条）。

### （合併及び解散）

**第43条** 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併し又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併し又は解散する。

2 合併後存続する弁護士会又は合併により設立する弁護士会は、当該合併により消滅する弁護士会の権利義務を承継する。

3 第30条の28の想定は、弁護士会が合併をする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「定款」とあるのは「会則」と、同条第6項中「同法第939条第1項及び第3項」とあるのは「同法第939条第1項中「定款」とあるのは「会則」と、同項及び同条第3項」と読み替えるものとする。

4 弁護士会が合併したときは、合併により解散する弁護士会に所属した弁護士又は弁護士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立する弁護士会の会員となる。

5 第10条第1項の規定は、前項の場合に弁護士について準用する。

### 【1】 本条の趣旨

1 弁護士会の設立は、地方裁判所の管轄区域によっているが（法32条）、本条は、地方裁判所の管轄区域が変更されることにより弁護士会が合併又は解散する必要性が生じた場合に、弁護士会がとるべき措置について規定したものである。すなわち、本条は、二以上の地方裁判所の管轄区域が一の地方裁判所の管轄区域とされた場合のための規定である。

これに対し、一の地方裁判所の管轄区域とされていた地域が、複数の地方裁判所の管轄区域に分割された場合は、法32条の問題となるのであって、分割された管轄区域に従って、新たに弁護士会を設立しなければならない。

合併後存続する弁護士会又は合併により設立する弁護士会は、合併により消滅する弁護士会の権利義務を承継する（本条2項）。

2 本条は、必要的合併、解散に関する規定であり、弁護士会の任意の解散は、法89条の場合以外には認められていない。前述したように、弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の指導・連絡・監督を目的とする公的法人であるから、任意の解散は法の全く予定しないところである。

3 なお、旧法50条は、合併とともに総会の決議を弁護士会の解散事由として挙

げていた。しかし、立案当時の政府委員答弁では、実際に起こり得ることではないと説明され、解散する弁護士会とその後に設立される弁護士会との関連に関する経過措置がなかったことからすれば、旧法当時においても、総会の決議で自由に解散できるとは解されていなかったものと認められる（福原・185頁）。

## 【2】 合併・解散の手續

合併の手續については、弁護士法人の合併に関する法30条の28が準用されている（本条3項）。

合併する弁護士会は、合併決議の日から2週間以内に債権者に対して、合併に異議があるならば一定期間内（1か月を下ることができない）にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れたる債権者には各別に催告しなければならない（法30条の28第2項）。但し、弁護士会が公告の方法について、会則上、時事に関する日刊紙に掲載する方法又は電子公告による旨定め、官報のほか、当該方法で公告する場合には、各別の催告を要しない（同条3項）。そして、上記期間内に債権者から異議が述べられないときは、合併を承認したものとみなされ、異議が述べられたときは、各弁護士会は弁済をするか、相当の担保を供するか、債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない（同条4項・5項）。

また、合併をしたときは、2週間以内に、合併後存続する弁護士会については変更の登記を、合併によって消滅する弁護士会については解散の登記を、合併によって設立した弁護士会については設立の登記をしなければならない（法34条6項、弁護士会登記令2条）。

解散については、法43条の2から43条の14までの規定による。

## 【3】 合併により解散した弁護士会の会員の地位

本条4項は、合併により解散した弁護士会の会員の所属に関する規定であり、当該弁護士及び弁護士法人は当然、合併後存続する弁護士会又は新たに設立された弁護士会の会員となることを明らかにしている。

もっとも、その場合、本条5項により法10条1項が準用されているため、解散した弁護士会の弁護士である会員は、新たに所属する弁護士会を経て日弁連に登録換えの請求をしなければならない。

### （清算中の弁護士会の能力）

第43条の2 解散した弁護士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

### 【1】 本条新設の経緯

本条から法43条の14までの規定は、いずれも、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）229条により、追加された条文である。

それ以前は、弁護士会の解散に関して、民法総則の法人の解散に関する規定が準用されていた（平成18年改正前の43条4項）が、上記の平成18年法律第50号により、民法からそれらの規定が削除されたため、弁護士会の解散に関する規定として新設・整備されたものである。

### 【2】 本条の趣旨

弁護士会は解散決議をしても、清算の範囲内では清算終了までは存続するものとみなされる。

#### (清算人)

**第43条の3** 弁護士会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる者は、清算人となることができない。

- 一 死刑又は無期若しくは6年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者
- 二 6年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 【1】 本条新設の経緯

本条新設の経緯については、法43条の2の解説を参照されたい。

### 【2】 本条の趣旨

本条は、弁護士会が解散した場合の清算人の就任・資格について定める。本条1項は、定款に別段の定めがあるときや総会において会長以外の者を選任したときを除いて、会長が清算人になることを定める。本条2項は、清算人の欠格事由を定めるものである。



## 【1】 本条新設の経緯

本条新設の経緯については、法43条の2の解説を参照されたい。

## 【2】 本条の趣旨

法43条の7の規定に基づいてなされた公告に定められた期間経過後に債権申出をした債権者は、債務完済後の財産についてのみ請求することができるにとどまる。本条はこの趣旨を定めたものである。

## (裁判所による監督)

**第43条の9** 弁護士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

## 【1】 本条新設の経緯

本条新設の経緯については、法43条の2の解説を参照されたい。

## 【2】 本条の趣旨

弁護士会の解散・清算は、裁判所の監督に服し、裁判所は何時でも監督に必要な検査をすることができる。

## (解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

**第43条の10** 弁護士会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

## 【1】 本条新設の経緯

本条新設の経緯については、法43条の2の解説を参照されたい。

## 【2】 本条の趣旨

本条は、弁護士会の解散及び清算の監督等に関する裁判の管轄について定めたものである。

## (不服申立ての制限)

**第43条の11** 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

## 第1節 懲戒事由及び懲戒権者等

### (懲戒事由及び懲戒権者)

- 第56条** 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。
- 2 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。
  - 3 弁護士会がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある従たる法律事務所に係るものに限る。

### 【1】 本条の趣旨

本条1項は、弁護士及び弁護士法人に対する懲戒の制度を設けること及びその懲戒の事由を定め、本条2項は、懲戒権がその弁護士又は弁護士法人の所属する弁護士会により行使されるものであることを定めている。なお、平成15年改正前法56条2項では、懲戒が「懲戒委員会の議決に基づいて」行われると規定されていたが、懲戒が懲戒委員会の議決に基づいて行われることは法58条5項で規定されるので、本条2項ではその部分が削除された。

弁護士及び弁護士法人に対する懲戒権は、法60条により日弁連にも付与されているが、その性格は補充的・2次的と考えられるから、本条による弁護士会による懲戒が弁護士及び弁護士法人に対する懲戒の第1次的なものと解されている。

本条3項は、弁護士法人の従たる法律事務所に関する懲戒事由につき、従たる法律事務所のある地域内の弁護士会が独自の懲戒権を有することを定めたものである。

### 【2】 懲戒事由

#### 1 懲戒事由の種類

(1) 本条1項は、①この法律(弁護士法)に違反したとき、②所属弁護士会又は日弁連の会則に違反したとき、③所属弁護士会の秩序又は信用を害したとき、④その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときの四つを懲戒事由として規定している。

本条1項の解釈として、懲戒事由となるのは品位を失うべき非行であり①から③まではその例示であるという考え方と、①から④まではすべて懲戒事由として同列であり、④は他と比べて抽象的包括的に表現されているに過ぎないという考え方があり得る(後者は、①②の場合につき、形式的に法違反、会則違反があればそれだけで懲戒事

会費滞納以外では、業務停止中の弁護士活動につき、昭和52年10月8日議決（業務停止2年）議決例集IV116頁がある。

上記例以外にも会費滞納、業務停止中の弁護士活動を理由とした懲戒例は多数ある。詳しくは議決例集を参照されたい。

(3) 所属弁護士会の秩序、信用の侵害 これは、弁護士会の対内関係及び対外関係において、その弁護士又は弁護士法人の行為によって秩序が乱されあるいは信用が毀損された場合をいう。

旧法は、12条において退会を命ずる場合の事由として挙げていた。旧法の退会命令は、弁護士名簿の登録を取り消されるのであって、懲戒の除名処分に準ずる効果があったので、現行法ではこれを懲戒処分の一に加え、同時に退会を命ずる事由とされていたものを懲戒事由にとり入れたのである（福原・241頁）。

弁護士会の秩序・信用の侵害は、次に掲げる品位を失うべき非行によって弁護士（弁護士法人）一般の名誉や信用を毀損した結果、弁護士会の信用を害するに至ることも含まれるのであり、実際の懲戒事例でも、懲戒事由として両者を併記した例が多い。

どのような行為があれば秩序や信用の侵害といえるかを定義づけることは困難であって、実質的な価値判断を個別の事例毎に行わなければならない。

なお、法12条1項は、秩序若しくは信用を害するおそれのある者については、登録又は登録換えの請求の進達を拒絶することができるとして、弁護士名簿の登録又は登録換えにあたり事前に審査する制度を設けている。

(4) 品位を失うべき非行 弁護士（弁護士法人）は、職務上の義務違反のみならず、弁護士の私生活上の行為でも品位を失うべきものであれば、懲戒事由とされる。これら両者の非違行為を含んでいることは法文上明らかであるが、何が品位を失うべき非行なのかを定義づけることは、やはり困難である。

品位を失うべき非行とされた事例として裁判例に現われた主なものは、登記簿上弟と共有土地の分筆登記手続につき、弟の承諾を得ずに双方名義の分筆登記の申請書を作成した事例（東京高判昭和38・1・31行裁例集14巻1号165頁）、仮差押保証金の保管につき依頼者より不信の念を抱かれる相当の理由があるのに不信を解くことを努めず、保証金を返還しない事例（東京高判昭和38・2・25行裁例集14巻2号366頁）、弁護士が実弟に無断でその名義の訴訟委任状を作成行使した事例（東京高判昭和42・8・7行裁例集18巻8・9号1145頁）、作成名義人の承諾を得ずに文書を作成したり、作成名義人の死後に作成した文書の作成日付を生前に遡らせて、その文書を自己が当事者となっている綱紀事件や民事紛争で証拠として提出した事例（東京高判平成4・1・30東高民時報43巻1～12号6頁）等がある。

いことを規定したものである。

**(同じ区域内の弁護士会の特例)**

**第89条** この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る2箇以上の弁護士会は、第32条の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる。

- 2 前項の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる。
- 3 前項の合併又は解散については、第43条第2項から第5項まで及び第43条の2から第43条の14までの規定を準用する。

本条は、一つの地方裁判所の管轄区域毎に1箇の弁護士会を設立するという法32条の例外として、本法施行後も、同じ地方裁判所の管轄区域内に存在する2箇以上の弁護士会について、そのまま存続させることを認める規定である。

旧法当時も、一つの地方裁判所の管轄区域毎に1箇の弁護士会を設立するという原則であったが、例外として、300名以上の会員がある弁護士会については、そのうち100名以上の会員の賛成により、同一地方裁判所の管轄区域内に別箇の弁護士会を設立することが認められていた(旧法30条)。実際、本法施行の際、東京地方裁判所の管轄区域内には東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の三弁護士会が鼎立しており、本条により三弁護士会の存続が認められたのである。

以上のように、東京弁護士会・第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の鼎立が認められたとしても、将来において法32条の原則に戻ることがあるのを慮り、本条2項及び3項は、何時でも合併・解散をすることができるものとし、その場合には法43条2項から5項まで及び43条の2から43条の14までの規定を準用することを定めている。

**(日本弁護士連合会設立の準備手続)**

**第90条** 日本弁護士連合会の設立について必要な準備手続は、第80条に規定する期日よりも前に行うことができる。

本条は、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督を目的とする日弁連が本法施行と同時にその活動を開始できるようにするため、施行日である昭和24年9月1日

## 条解弁護士法〔第5版〕

---

1993 (平成5)年5月28日 初版1刷発行  
1996 (平成8)年6月30日 第2版1刷発行  
1998 (平成10)年12月15日 第2版補正版1刷発行  
2003 (平成15)年4月30日 第3版1刷発行  
2007 (平成19)年5月30日 第4版1刷発行  
2019 (令和元)年10月30日 第5版1刷発行  
2022 (令和4)年9月30日 同 2刷発行

編著者 日本弁護士連合会調査室

出版受託者 全国弁護士協同組合連合会

発行者 鯉 渕 友 南

発行所 株式会社 弘文堂 101-0062 東京都千代田区神田駿河台1の7  
TEL 03(3294)4801 振替 00120-6-53909  
<https://www.koubundou.co.jp>

印刷 港北メディアサービス

製本 牧製本印刷

---

© 2019 Japan Federation of Bar Associations Research Office.  
Printed in Japan

**JCOPY** (社) 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社) 出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、[e-mail:info@jcopy.or.jp](mailto:e-mail:info@jcopy.or.jp)) の許諾を得てください。  
また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

ISBN978-4-335-35734-3

---

# 三会合併ニュース

発行所  
三会の合併と新会館を考える会  
代表 坪野 諭  
事務局 六番町法律事務所  
〒100 千代田区六番町六番地  
パレロワイヤル601号  
TEL03-3234-5900  
FAX03-3234-0977

## 第4号

去る一〇月二十九日に行いました当会の幹事会に、福原忠男先生がお越し下さいました。弁護士法制定当時の状況やその精神と東京三会の合併問題についてお話を頂きましたので、ご報告します。

### 福原忠男先生略歴



昭和七年 東京帝国大学卒業後検事に任官。  
昭和十二年 衆議院法制局長に就任し、現行弁護士法の起草とその国会通過に傾注された。弁護士法の生みの親である。

昭和三十五年 弁護士登録(東弁)。

『弁護士法解説』『弁護士法コンメンタール』などの著書が多数あり、弁護士法に関しての第一人者である。



高山 現行の弁護士法の制定に深く関与された先生として、その制定の経過について教えて下さい。

福原 もともと現行弁護士法の原案は、東京三会の当時の幹部たちが作ったのです。だいたいは真野毅さんや佐藤博さんが非常に熱心でした。新憲法になって裁判所法・検察庁法・弁護士法の三つを新しく作るうという考え方だった

のですが、最高裁も法務省も、弁護士法については「昭和八年の弁護士法でいいじゃないか」「変えなくていいじゃないか」と言っていたのです。しかし、GHQからも「変えた方がいい」と言われて案を作ったのですが、それを裁判所などは絶対反対ということでできなかったのです。なんとかして第一回国会には提案しようということで頑張ったわけです。第一回国会から第四回国会までずっと、この案は柵ざらになっていったのです。

高山 すると、なかなか成立は難しい状況下だったのですね。

福原 そうなのです。ちようどその頃、私は検事だったんですが、衆議院の法制局ができて、その司法担当の部長で来てくれと言われたのです。私自身は弁護士法は大事だから、なんとかして目の見せたいと思つてやっただけです。しかし、なにしろ裁判所も法務省も反対だったんです。最高裁判所は、憲法第七七条に弁護士に関する規則は最高裁で決めると定めてあるということで、弁護士法を作ることは憲法違反という見解だったんです。しかし、憲法の精神から言つて、国会で作れる筈ということで説得し、またGHQも認めてくれたんですね。それなので、法案は弁護士自治ということから考えて、日本

弁護士連合会を作った上で、各弁護士会を各府県に置いて、第一次監督権を各弁護士会に置き、その上級機関として日弁連を置いた形に整えていって、ようやく法案を第五回で衆議院に上程することができたのです。

高山 法案を作るに際し、東京に三つの会があることは問題にならなかったのですか。

福原 裁判所の管轄区域ごとに一つの弁護士会を作るという基本からして、当然に問題になりました。そして、東京には三つの会があるのをどうしてくれるのがという議論になりました。東弁と二弁の人たちは一つになれと言つていたのですが、一弁の人が、どうしても一つにすることは反対でした。それで相当議論をしたのです。しかし、そんなことを言っているよりも、日がどんどん経ちますものだから、弁護士法自身を国会に何とか通そうということ

で、合併論は棚上げして、それも第五回国会も明日が閉会という日に、やっとなんか通すことになりました。と弁護士法が通つたんですよ。



坪野 他方、裁判所の管轄地域ごとに一つずつ弁護士会を作るといふのは、どのような視点からですか。

福原 それは弁護士会が裁判所と対応するものだと考えているからです。検察庁も裁判所と対応して置いてあるのと同じということなんです。「一裁判所、一検察庁、一弁護士会」という原則をとつたのです。そうすると、東京だけがどうもおかしいから、一つになるべき

だということになるのです。法律を作る方からみると、法律の整合性ということで、例外はできるだけ作りたくない。特に基本的なことですから。裁判所一つ、検察庁一つ、弁護士会三つというのじゃ、まとまりがつかないですよ。裁判所・検察庁・弁護士会というのは三本立てなので、三本立てらしい形を作るといふのが考えなのです。そうすると、東京だけ三つの弁護士会があるというのは、いかに困つた存在なのです。

ところが、弁護士会というのは、最初は親睦団体でしたから、それが昭和八年の弁護士法で初めて法人格を認められたのですが、まだ親睦団体的なものに傘をかぶせただけのことですから、それを現行の弁護士法で「裁判所、一弁護士会」という原則をはっきりと定めたわけなのです。それは弁護士法の本則に載せたわけなんです。しかし、今ある東京の三つの弁護士会が、すぐに一つにまとまらないのなら、付則において東京の三会をそれぞれ弁護士会とみなすとしたわけなんです。いわば、あるべき姿ではないということを示すために付則を入れたのです。そして、何時でもこの複数の会は解散し、合併することができるとしたのです。

私も当時は若かったもので、「一裁判所、一弁護士会」の理念をきつく示したわけなんです。このような「一裁判所、一弁護士会」という原則は、法制局で入れたものなのです。原案では明確でなかったものなのです。

高山 弁護士自治について、法務省は反対しなかったのですか。

福原 それは独立した機関でなければなら  
ないじゃないかと納得させました。ア  
メリカ流の考え方を飛び越えて、弁  
士会を独立させたのですからね。

高山 弁護士自治の観点からも、一裁判所  
に一弁護士会ということは考えていら  
っしゃったのですか。

福原 そうです。統一性がないといけない  
のに、東京の三会は統一性がないこ  
とになるのです。東京なら東京とい  
う「法域」の中で、裁判所は一つなの  
に弁護士会だけが三つあると、一つの  
会と他の会の自治のあり方が違っ  
てくるとおかしくなるわけです。

埜野 先生は、東京の三会が一つになるべ  
きだのお考えですが、それはそう  
なのではないかと考えています。そ  
れともそうなた方が立法趣旨だとい  
うことでしょうか。

福原 それは現実的にも三会鼎立がおかし  
いということと、法律自体も一つに  
なるべきだと考えています。

高山 今のままですと、ひとつの会館に三  
つが入ることになりますね。

福原 そうですが、それは弁護士法  
の精神じゃないということになります。

三枝 東京に三つあるべき合  
理性は、見当たらないと  
いうこともあるのじやな  
いでしょうか。

福原 三つあるという合理性なんか全然  
ないと思いますよ。三会あるのがいい  
んだという理由なんかありませんか。全  
くないと思いますよ。新しい弁護士法  
によって、旧弁護士法からの弁護士と  
いう地位が、従来法務大臣の監督下  
にあったのが、全く変わったんだとい  
うことだから考えればね。やはり、は  
っきりした形にしなければならぬと思  
うんですがね。

三枝 特に綱紀懲戒の面で、例えば同じ  
ことをした弁護士に対しても、弁  
士会によってその処分がまちまちな  
りということでは、非常に好ましくな  
いことではないかと考えています。

もつとも、例えば各地方会の間で処  
分が違うということは有り得ることな  
ので、これは東京が三つに分かれて  
いることの問題というように言えない  
面もあるんじゃないかと。

福原 やはり「法域」ということ  
で考えるということですね。裁判所と  
同じ弁護士会も、その区域というこ  
とで考え、その地域内では一つの扱  
いになるべきということですね。同じ  
地域内で仕事をしていたが、こちら  
と隣りが違っているというのでは、  
まずいということですね。

高山 綱紀懲戒よりも資格審査の面  
では、もつと扱いがバラバラと思  
います。一弁はダメだが二弁はいい  
とかいうように。東弁はダメだが一  
弁は入れるとかね。資格審査の場  
合では扱いがバラバラですね。

三枝 東弁が一番厳しいですね。一  
弁や

二弁が救済機関になっているわけ  
ですね。

高山 二弁はゆるいんですよ。特に  
五条件ね。学者、大学教授で資格  
をとる人がゆるいんです。これは  
統計的に出ています。

埜野 ちよつと話がかわりますが、  
新会館に三会がそのまま入るとい  
うことについてのご意見を伺いた  
いのですが。

福原 まず三会がバラバラで入ると  
いうことは、とても無駄ですよ。無  
駄。次に市民にとつて、一弁に行く  
のか、二弁に行くのかというよう  
なことで、とても迷うでしょう。特  
に一つの会館の中だけに、本当に  
迷うことになるでしょう。今だつ  
て三つあるのに、市民がうるつ  
いて、どこに入ったらいいかとか  
三つとも一緒ですかとかい  
う話になつて、とても迷っています  
よ。

埜野 無駄ということですが、  
弁士会の将来の財政面については、  
どうお考えですか。

福原 新会館について強く危惧の  
念を覚えているのは、資金が  
集まるかどうかということと、  
お金がかかるということ  
になる、清貧に甘んずるとい  
う弁士姿勢が難しくなると思  
います。弁士が誠実であるべき  
なのに、入会の際から借金を背  
負うということになると、誠実  
さが失われるきつかけにな  
るでしょう。

埜野 私共は、各区や市でや  
っている法律相談をまとめる  
ためには、弁士会が一つにな  
らなければと思っています。

福原 そのとおりですね。各区の  
法律相談も、会が一つになれば  
まとめることができるでしょう。

合併に反対だといふ人の意見は、  
私には本当に解らないんですよ。  
弁士法をよく読めばね、解る筈  
だと思うんです。三つの会があ  
るといふことで随分と不便を感じ  
ている筈ですよ。

高山 合併すると会員が六千人  
にもなり、まとまりがつかない  
という理由で反対する人たちが  
いるんですが。

福原 それは自ら「弁士に自治  
能力がない」ということを言  
うことになってしまっています。  
「国民の人数が多くなると  
国が乱れる」ということになる  
わけがないんですよ。民族的に  
違ふというのなら別ですけど。  
司法試験という国家で一番  
難しい試験を受けて、研修を  
受けて、それで初めて弁士に  
なれるのですから、それだけの  
自治能力は備わっているとい  
うことは当然です。

高山 会員が多すぎると、理事  
者の目が届かなくなつて、不良  
弁士が増えるという人も  
いるんですが。

福原 そんなバカなことはない  
ですよ。弁士が自分自身を  
否定していることにはな  
りません。そんな俗論に振り  
回されることはないですよ。

福永 三会が合併すると六千  
人になり、日弁連と同じ  
くらいの大きさになり、  
日弁連との関係が問題に  
なるというのを言われ  
たことがあります。



福原

日弁連の弁護士法のこの前の研究会でも問題になったのは、弁護士が遍在していることで、地方分散しろということを書かれているのです。しかし、これは需要と供給の問題ですから、無理な話なのです。東京は多いけれど、例えば山梨は少ないですよ。しかし、弁護士には管轄がないから、東京の弁護士は全国どこでも行くわけですよ。

永井 合併の方法ですが、どういう手続が必要なのでしょう。

福原 弁護士法にそのことは書いてありますが、いつでも解散し合併できるということですね。いつでも合併できるというのは、理由も必要ないということですね。会社の合併と同じで、合併する気になったらとても簡単なのです。三会で新たな会則を作って、三つの会が解散して、そこに一つの会を作るということも当然できるわけです。弁護士という職業柄、解散とか合併とかいう手続は、お茶の子だと思つています。

道本 これからの弁護士会の発展という点での先生の期待をお聞かせ下さい。

福原 今の弁護士法そのものに、私は青春を傾けたものです。旧弁護士法は成立当初から改正議論が出ていましたが、今の弁護士法は四〇年経つても、基本的なところの改正という議論は出てこないものです。この弁護士法の精神を十分今後も生かしていつて欲しいと念願しています。

(終)

### 新会館建設に伴う三会の合併を

#### 全会員に問うてみよう

二弁会員 高山征治郎

はじめに

平成七年には東京三会

と日弁連が入る合同新会館が竣工します。このことは全弁護士にとって喜ぶべき出来事であり、殊に三会合併運動に携わる私たちにとつても今まで別々の建物に入っていた三つの弁護士会が一つの建物に入るのですから、大きな福音です。とはいえ、一つの建物の中に三つの弁護士会が入ることの不自然さと無駄について、私の考えを聞いて下さい。

#### 三会合併運動の流れ

東京の弁護士会合併運動は古くて新しい問題です。

二弁が誕生したのは大正一四年ですが、その動機は、東京の弁護士会が東弁と一弁に分裂している状態の解消にありました。二弁の「会史」によると、二弁の創設者の人たちは、「今互にこの二つの相容れない考え方の団体が相対立している際、一方にわれわれが合流するならば、日本の弁護士は全く回復したい二つの相対立する二派に別れ、永久に一つになる時期を失うであろう。われわれむしろ他日第三の弁護士会を組織し、天下鼎立の形を作り、両者対立の禍根を徐々に除いて行き、いつの日か東京の弁護士が一堂に会する時期をできる限り速やかに来らしめようではないか。」という考えで、原嘉道氏らの一弁に参加しないかという誘いを断つて、第三の弁護士会、つまり二弁を創設したと記されています。

このように、合併運動は二弁誕生までさかのぼることが出来ます。

その後「東京弁護士会百年史」によると、東弁では昭和三年に「東京三会合同推進委員会」を設置し、三会合同の機運を醸成することを目的とする「東京三会懇話会」を設け、昭和三七年から計一〇回の懇話会を開催しています。

前期「百年史」によると、「会員の中には三会合同を求める声もあり、霞ヶ関一帯の建設基本計画に伴う新弁護士会合同会館の建設が、三会合同論議の一つの契機となるかも知れない。」と記されています。

「百年史」のこの予想は的中し、新会館建設が現実化してきた平成元年八月、政治色・派閥色のない有志によつて「三会の合併と新会館を考える会」(以下「考える会」という)が結成されました。

この会の目的は、新会館の建設を契機として三会が合併し、三つの会を前提とするこによつて生ずるロスをなくし、建設コスト・ランニングコストを下げ、会員のための施設である控室・図書館等を大きくして充実させる、そして市民のために法律相談・打合せ室等の面積を広くしよう、というものです。

「考える会」の主張は広く理解を得て、平成元年暮れに行つた東京三会の全会員に対するアンケート調査では、六七五名の回答中、三会の合併に賛成する者が八六・八%という高率を示し、平成三年夏に行つた各会に合併のための特別委員会の設置を求める臨時総会の請求要望書に署名した会員は、東弁八八六名、一弁二二六名、二弁四一六名の計一五二八名にも達し、今日までのカンパは一千万円を優に越えています。

#### 合併運動とサイレントマジョリティ

ところが、三会合併を前提とする新会館建設の方向は、まだ打ち出されていません。それには次のような事情があります。

① 一弁の東弁からの分裂当時の幹部から陶治を受けた人たちが「東弁と席を同じうせず」というかたくなな態度をとり続けている。

② いわゆる弁護士界の政治家が動いてくれない。その理由は、弁護士界の政治家は、その基盤を派閥に依っている。ところが、弁護士界の派閥は各弁護士会の中におけるシェアを競っている存在ですから、東弁・一弁・二弁という枠組みを取り払うことが前提となる合併運動に荷担することは、自己の存立基盤を失うたぬ無関心を装っている。

③ 派閥に乗って就任した各会の理事者は「考える会」の言うことに耳を貸すと建設が遅れるとも考えてか、支持母体の意向を忖度して問題を先送りしている。の三点に要約できます。

一弁の一部の人たちの前期①のような対応は、分裂時の事情を知る人にとつてはある程度予測されたこととはいえ、「考える会」の人たちを大いに落胆させました。

しかし、未だに分裂当時のことを根に持っている人たちとか、派閥次元で物事を測る派閥の活動家は、実は少数なのです。

平成四年度の東弁会長選挙に立候補した「考える会」事務局長道本幸伸氏は、開票前まで弁護士界政治家たちから、暴挙・愚拳・泡沫候補と蔑視・揶揄されていたにもかかわらず、当選者一四一三票、道本氏一三二六票、その差わずか九七票という結果が出たのです。道本氏は若年で、登録年次も浅く、派閥活動をした実績もなく、派閥の組織率が九〇%を超える東弁の中で、どの派閥の支持も受けずに戦つたその選挙戦は正に孤軍奮闘そのものでした。そのこと



を考えると、この結果は道本氏の実質的勝利であったと言っても過言ではありません。これは道本氏の熱意とキャラクターに負うところが多いのですが、その背景には新会館建設という大きな問題を前にして、サイレントマジョリティーの意向がどこにあったかを端的に示したものと云えるでしょう。

合併反対は感情論

三会合併があるべき姿であることは、多くの人の肯定するところですが、前記のような事情があるため、積極的に声を出すことをためらっているのです。しかし少数とはいえ、合併に反対する人もいます。三会合併反対論者の表向きの理由は、合併すると巨大になりすぎる、各会の独自性は尊重されるべきだ、といったことに要約できます。そのようなことが理由として成り立たないことは、『三会合併ニュース』第三号のQ&Aに書かれているとおりなのです。

反対する人たちは、既成事実にとらわれ、現状を肯定し、変化を嫌うという法律家特有の悪癖にとらわれているのではないでしょう。そして「合併を求める声は、これまでも会員から出ているが、合併すると会長ほか役職の数が減る、といった会内の人事問題がネックとなって、具体的な動きにまで至らなかった。」(平成二年五月三〇日付朝日新聞夕刊)との指摘が、「当たらすと云えども遠からず」の一面があることは否定できないようです。要するに反対論者の言いは情調的感論と言われても仕方がないように思われます。

司法改革と三会の鼎立

ところで、現在司法改革が声高に叫ばれており、その骨子とするところは「市民の

ための司法」です。私もこれには双手を挙げて賛成します。しかし、司法改革と言うのなら「修身齊家治國平天下」という格言にもあるとおり、自らの足元を固めることが先決です。合理的理由なくして三会が鼎立し、市民の理解が困難な状態のまま、外に向かつて「市民のための司法」を言うことに、私は気恥ずかしさを感じるのです。市民のための司法を目指すのなら、市民への透明性の確保は絶対条件ではないでしょうか。

前記朝日新聞は「分裂の歴史六〇年破れるかなあ……」と分裂状態を揶揄した見出しのもとに、「分裂に伴う弊害は市民からも指摘されている。例えば法律相談。各会とも一般相談以外に特別の窓口を設けているが、外国人救済に関する相談は東弁・離婚やセクシャル・ハラスメントの相談は二弁といった具合。まちまちで対応も違う。市民が新聞などの紹介記事を見て弁護士会を訪ねても、『うちでは、やっていません』と言われ、戸惑うことも少なくない。このほか、会によって弁護士活動に違いがあるのかといった不安などから、弁護士と市民を縁遠くさせている一因にもなっている。」と東京に三つの弁護士会があることについての市民の声を報じています。

会員の経済的負担の軽減へ向けて

新会館には日弁連も入りますから、東京の弁護士はもとより地方の弁護士にとって新会館建設は経済的負担を求める大事業です。合同新会館建設は東京の弁護士のみならず、全国の弁護士の理解と協力なくしては成就し難い問題なのです。週刊法律新聞の平成四年九月二十五日号は「三会論争で二年遅れ、地方会員『利権争い』へ冷ややか」との見出しで「地方会員は三会の対立

を解消し、早期着工を実現する観点から、事態の打開を図ったが、三会側には『東京の実状を踏まえていない』と取り上げられなかった経緯があり、これが地方会での日弁連会館建築費募金の収集難の一因となっている。」と新会館建設に当たって地方会員が三会鼎立の実状と無駄を批判していることを報じています。

新会館建設問題で越えなければならぬ大きな山は、建築資金の調達であり、維持・管理費の確保です。弁護士は言われているほど経済的に恵まれた職業ではありません。大きな経済的負担を伴う問題である新会館と三会合併問題の在り方については、単なる感情論ではなく、三会合併の可否を会員に諮った上でなければ、募金も得にくいのではないのでしょうか。

仮に建築資金は集まったとしても、現状では建てた後の維持・管理費のため、会費が二ヶ月一万円以上は値上げせざるを得ないと言われています。この問題は、どう解決するのでしょうか。

『三会合併ニュース』第二号で報じたとおり、三会が合併すれば市民・会員のための面積が現在のレイアウトの二倍以上になるのです。そうなれば法律相談等の拡大によって市民の弁護士へのアクセスの機会が飛躍的に増大し、それは弁護士会の収入の増加へとつながる筈です。また弁護士会の経費の五〇％弱は人権費によって占められています。三会が合併することによって大幅にそれを削減することができ、維持・管理費の増加を抑えることができるのです。

会員の意向を問うべき三会合併問題

本日までの新会館問題の取り上げ方は、三会の鼎立を前提としたもので、公式の場で新会館建設に伴う三会合併の是非を各会

で議論したことは一度としてありません。しかし、三会合併はあるべき姿だと思っている会員は多いのです。そして新会館は「一世紀を越えて存続するもので、百年以上先までも視野に入れた会館でなければなりません。現在の新会館問題は資金調達問題を別にすれば、三会のエゴをどう調整するかといったことにつき、合併すればすべて解決がつかうことなのです。ですから、三会合併問題を正面から会員に問うことは、結果がどう出るにせよ、理事者たる者の当然の義務だと思えます。

基本設計の変更なくして一つの弁護士会を前提とする建物に改めることは、まだ可能なのです。遅きに失する提案ではありません。

会員に直接三会合併の是非を問うことなくして、新会館を建ててしまつては、後生に大きな禍根を残すことになるでしょう。

結び

これまでの長い経過の中で、種々の困難を克服して、三会が一つの建物に入るまでにこぎつけた新会館建設委員会の委員の方のご努力を無駄にしないためにも、会員の方々は、新会館建設に伴う三会合併問題の可否を真正面に据え、まず所属会で議論しようではありませんか。

編集後記

次号は、新会館建設・竣工に伴う弁護士会の会費値上げに関する問題の特集します。会員一人一人の身に直接降りかかる問題です。どうぞご期待下さい。

カンパをお願いします。『合併ニュース』発行は一回につき八五万円程の費用がかかります。ご支援の程を。

# 法律 基礎知識



吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元東横町法律事務所  
1987年司法試験合格、15年におよび法律やビジネスの作成に参画。主な著書に「法律を学ぶ技術・学ぶ姿勢」(第三版)(ダイヤモンド社)、ビジネスマンのための法令集改訂版アップ(第一法規株式会社)など。

## 法律の読み方①

### 法律の構成

スマホで新聞を見るからかもしれませんが、学生に紙の新聞を渡して、「昨日の株価はいくらだった？」と尋ねても、なかなかその答えは返ってきません。「あれ、どこだっけ……」新聞のあちこちをめぐって探します。しかし、これがビジネスパーソンならすぐに答えが返ってくるはず。 「経済面がどこか」ということが既に頭に入っているからなのでしょう。

法律もどこにどんなことが書かれているのか、「紙面割」みたいなものが頭に入っていると条文を探すのが早くなります。

#### ● 本則と附則

法律は大きく「本則」と「附則」に分かれます。本則とは「これからもずっと必要な規定」のことです。一方、附則は「新しい制度が定着するまでの引き継ぎの規定」などのことをいいます。附則は新しい制度が定着したらもう用済みになるのが普通です。そのため、私たちが普通、目にする条文というのは、大概本則を指します。六法全書でも開かない限り、附則にお目にかかることはないかもしれません。その六法全書でさえ、附則は重要部分だけの掲載となっています。

本則と附則の規定事項の振り分けを身近な例で説明してみましょう。行きつけの薬局のポイントカードが新しくなったとします。そのポイントカードに関するルールをもし条文で書くとすれば、「ポイントの貯め方」とか「ポイントの使い方」といった事項が本則で書かれるべき事項です。「新しいポイントへの移行時期」や「古

いポイントから新しいポイントへの交換ルール」といったことが附則事項となるのでしょうか。

#### ● 本則の4つのパーツ

本則は、さらに、その内容を4つのパーツに分けることができます。「総則」「実体的規定」「雑則」「罰則」がそれです。消費者安全法の規定を章ごとに分類すると、次のようになります。

本則	総則	・第1章 総則(1条-5条)
	実体的規定	・第2章 基本方針(6条・7条) ・第3章 消費生活相談等(8条-11条の26) ・第4章 消費者事故等に関する情報の集約等(12条-14条) ・第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等(15条-37条) ・第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置(38条-45条)
	雑則	・第7章 雑則(46条-50条)
	罰則	・第8章 罰則(51条-57条)
附則		

総則では、全体に共通することを定めます。次が**実体的規定**です。ここでは「この法律でやろうとする措置」が並びます。さらに、総則ほど重要ではないけれども全体に共通するこまごました規定が置かれているのが**雑則**です。そして、最後に刑罰などが定められている法律では**罰則**が置かれます。これが法律の紙面割といえるのです。

[参議院法制局  
の紹介](#)[参議院議員提出  
法律案  
・修正案情報](#)[成立参法の  
紹介](#)[法律の  
\[窓\]](#)[法制セミナ  
—](#)[採用情報](#)[ホーム](#) > [法律の\[窓\]](#) > [見落とせない附則](#)

## 見落とせない附則

法律の規定は「本則」と「附則」から構成され、本則には、法令の本体的部分となる実質的な定めが置かれるのに対して、附則には、本則に定められた事項に付随して必要となる事項が定められることとなっています。このように聞くと、附則に規定される事項はあまり重要ではないようにも思われてしまうかもしれませんが、附則にも本則に劣らないほど重要な事項が定められることが多々あります。今回は、法律の附則に規定される事項について見ていきましょう。

附則に規定される事項は法律の内容によって異なりますが、まず最初に置かれるのが施行期日に関する定めです。施行とは、その法律が実際に効力を発揮することを言い、施行期日は、法律の効力発生時期を明確にするために定められるものです。

また、法律の改正が行われると、新制度への移行を円滑に行うための経過的な措置や、新旧法令の適用関係を明確にするための定め等が必要となりますが、これらの事項も附則における重要な規定事項です。例えば、罰則の規定が改正されれば、改正前の行為に対する罰則の適用をどうするかについての規定が必要となってきますし、税率が変われば、いつの時点の取引から新税率を適用すべきかなどについて定めを置くことが必要となってきます。

さらに、附則には、本則の特例が定められている場合もあります。例え

ば、現在の参議院議員の定数について、公職選挙法の本則で定められている議員定数は248人ですが、実際は245人です。これは、公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第75号）の附則の規定により、平成34年（=令和4年）7月25日までの間、245人とするとされていることによるものです。

このほか、附則に検討条項（見直し規定）が置かれることがあります。検討条項とは、法律の施行後一定の時期において、法律の施行の状況や社会情勢の変化等をもて検討を加えた上で、所要の措置を講ずることを政府等に義務付ける規定です。先ほど紹介した公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第75号）も、公職選挙法の一部を改正する法律（平成27年法律第60号）の附則において、「平成三十一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」と規定されていたことを受けた法律改正でした（検討結果の是非についてはいろいろと議論のあるところですが。）。

このように見てくると、附則には、経過措置など当事者にとって重大な影響を及ぼす事項が規定されていたり、特例など本則だけを見ていたのでは分からないような事項が規定されていたりします。複雑な規定も多く、また、付随的事項ということで見過ごしてしまいそうですが、いずれも、本則の円滑な運用のためには不可欠な規定であり、見落としてはならない法律の重要な構成部分と言えましょう。

---

※ この記事は、参議院法制局の若手・中堅職員の有志が編集・執筆したものです。2020年4月に編集・執筆したものですので、現在の情報と異なる場合があります。なお、本記事の無断転載を禁じます。

# 強制加入団体の政治献金と構成員の 思想の自由——南九州税理士会政治献金事件

最高裁平成8年3月19日第三小法廷判決

(平成4年(オ)第1796号：選挙権被選挙権停止処分無効確認等請求事件)  
(民集50巻3号615頁, 判時1571号16頁, 判夕914号62頁)

専修大学准教授

二本柳高信

にほんやなぎ たかのぶ

## 事実の概要

税理士法の規定に基づいて設立されたY(南九州税理士会一被告・控訴人=附帯被控訴人・被告人)は、税理士法改正運動に要する特別資金とするため会員から特別会費5000円を徴収し、全額を、政治資金規正法(以下、「規正法」という)上の政治団体である熊本県税理士政治連盟、大分県税理士政治連盟、宮崎県税理士政治連盟および鹿児島県税理士政治連盟(以下、一括して「南九各県税政」という)に配付する旨の決議(以下、「本件決議」という)を行った。Yの会員である税理士X(原告・被控訴人=附帯被控訴人・被告人)は、本件決議に基づく特別会費(以下、「本件特別会費」という)を納入しなかったため、役員選挙における選挙権および被選挙権を停止する措置を採られた。これに対してXは、本件決議はXの思想、信条の自由(憲19条)を侵害し、Yの目的の範囲外であるので無効であると主張し、本件特別会費の納入義務をXが負わないことの確認等を求めて出訴した。

1審(熊本地判昭和61・2・13判時1181号37頁)は、強制加入団体の公益法人であり、政治的信条の点において中立であるべきYが政治団体に寄附をすることは社会通念上期待ないし要請されていないとして、本件決議は民法43条(平成18年法律50号による改正前のもの)に違反し無効であるとし、仮に無効でないとしても、反対の意思表示をした会員に対し本件特別会費の納付を強制することは一定の政治的立場に対する支持の表明を強制することに等しく、許されないとした。これに対して、2審(福岡高判平成4・4・24判時1421号3頁)は、Yが税理士業務の改善、進歩を図り、納税者のための民主的税理士制度および租税制度の確立を目指し、法の制定や改正に関し、関係団体や関係組織に働きかけるなどの活動を行うことは、その目的の範囲内であり、法律上許容されているところ、南九各県税政もYに許されたこれらの活動を推進することを本来的目的とする団体であり、また、本件決議が特定の政党や政治家への政治献金を目的とするというXの主張を肯認するに足る証拠は十分でないので、本件決議はYの目的の範囲内であるとし、また、本件特別会費の納入義務をXに課すことがXの政治的思想、信条の自由を侵害し公序良俗に反するものであるとまでは認められないとしたため、Xが最高裁に上告した。

## 判旨

一部破棄自判、一部破棄差戻し。

I 「民法上の法人は、法令の規定に従い定款又は寄付行為で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う(民法43条〔当時])。」「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税

理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員らの行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の……監督に服する法人であり、「その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない」など、「会社とはその法的性格を異にする法人である」。従って、その目的の範囲を「会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となる」。

II 「税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を……負う。しかし、法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されており、税理士会の「活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある」。

III 「特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体であり(規正法3条等)、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題だからである。」

IV 「そうすると、前記のような公的な性格を有する税理士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり〔最判昭和50・11・28民集29巻10号1698頁〕、……税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、……税理士会の目的の範囲外の行為」である。

## 解説

### 1 問題の構図

1 団体が定められた手続を通じて決定したことがその構成員を拘束し、構成員がこれに従わない場合には何らかのペナルティが科されうることを一切否定するならば、全員一致のみが団体が取りうる決定手続となる。こ



体の活動は極めて困難となろう。このことは、強制加入団体であるとないとを問わない。とはいえ、団体のあらゆる決定が構成員を拘束できるとも考えられない。特に、団体の決定が構成員の思想・信条に反する場合、「思想・信条の自由」は「個人の尊重」という憲法の基本理念の中核に存すると考えられるので、大きな問題となりうる。

## 2 政治献金

団体の決定と構成員の思想・信条が衝突する局面の一つとして、政治献金がある。リーディングケースの八幡製鉄事件（最大判昭和45・6・24民集24巻6号625頁—本書I-8事件）では、会社の「目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含される」とされ、その上で、政党への献金は、「災害救援資金の寄附」等と同様、会社に「社会通念上、期待ないし要請される」ものであって、「客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である」とされた。「社会通念」を持ち出すならば、団体による政治献金それ自体は許容される方向へ大きく傾くであろう。

しかし最高裁は、その後、本判決も引用している国労広島地本事件（最判昭和50・11・28民集29巻10号1698頁—本書II-145事件）において、組合員の脱退の自由が「事実上大きな制約を受けている」労働組合について、特定の候補者の選挙運動支援のためにその所属政党に寄附する資金として徴収する臨時組合費の納付義務を否定している。

そして本判決でも、強制加入団体の構成員の政治献金への協力義務が否定された。これらの判決もあって、学説では、問題となっている団体への加入の強制の程度が、政治献金への協力強制が許されるか否かを左右する重要な要素の一つと捉えられてきた（もっとも、国労広島地本事件最高裁判決では、「労働組合が組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進する」ことが団体の目的の範囲内であること自体は肯定され、その上で、範囲内の活動であってもそれに対して構成員が協力義務を負うかを検討するという二段階の検討がなされている点で、本判決とは異なっている）。

## 3 結社の自由

団体による政治献金を広く認める論拠として、「結社の自由」（憲21条1項）を持ち出すことも一般に考えられる。それには、団体の自律の尊重が含まれるからである。とはいえ、税理士会のような強制加入団体については、「結社の自由」の一環としての「結社しない自由」が侵害されていないか、問題となる。この点、学説においては、違憲論もあるが（阪本昌成『憲法理論Ⅲ』[1995]151-152頁）、職業の高度の専門性・公共性、その維持確保の必要性によって正当化されうると、一般には説かれている。そうであっても、「構成員の消極的結社の自由を認めていない強制加入団体が結社の自由を援用することには一貫性のなさも問われ得る」（渡辺康行「内心の自由」の法理」[2019]211頁註3）。

## 4 投票の自由

本判決では、政治団体に寄付をするかどうか——国労広島地本事件最高裁判決では「選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するか」——が「投票の自由と表

裏を成す」とされていることから、最高裁は、「狭く『選挙における投票の自由』と密接に関連する思想良心だけを問題にした」との指摘がある（宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開〔第2版〕』[2014]101-102頁）。

「表裏を成す」という言い回しの意味するところは必ずしも明瞭ではないが、素直に受け取るならば、選挙における選択は自由であり「私的にも責任を問はれない」（憲15条4項）ことからして、政治献金への協力拒否に対して団体が何らかのペナルティを課すこともおよそ許されないという結論が導かれると理解するのが自然なように思われる。

このように理解するならば、その射程は強制加入団体に限られるわけではなく、八幡製鉄事件最高裁判決からの「黙示的な判例変更が行われていた」と評価しうると指摘されている（初宿正典=毛利透「結社の活動と構成員の『思想・信条の自由』の衝突」法教272号28頁〔毛利〕）。もっとも、本判決後、司法に変化の兆しはみられない（参照、渡辺・前掲書231-234頁）。

## 5 政治活動

本判決からは、税理士会に政治活動が認められるのか、認められるとしてどの程度かについての最高裁の理解は読み取りがたい。学説では、政治性を帯びる活動を税理士会に一切禁止することは妥当ではないとするものが多いように思われ、本判決の調査官解説も、少なくとも「例えば、税理士法改正案につき国税当局や国会議員に税理士会の立場を説明し、意見を述べたり、税理士会として意見表明の決議をしたりすることは……税理士会の目的の範囲内の行動として許容される」としている（八木良一・最判解民事篇平成8年度（上）227頁）。

もっとも、その場合も、団体の決定と構成員の思想・信条の自由との衝突が問題となりうるようにみえる。

この点、専門家としての立場からの意見の表明と、利益集団としての利害要求の表明との区別を最高裁はしているのかもしれない。多くの強制加入団体が自らに係る業務や制度について官公署に「建議し、又はその諮問に答申することができる」とされているが（税理士49条の11、弁護士42条2項、司書65条等）、本判決を含め、このことを問題視する見解は見当たらない（むしろ、これを前提に一定の政治性を帯びた活動を容認する傾向がみられる）。とはいえその際にも、「多数決原理」により反対者を押し切って団体としての意思決定がなされるはずである。しかしながら、それは前者、専門家としての立場からの意見の表明だと解すれば、「『選挙における投票の自由』と密接に関連する思想良心」の問題は生じないだろう。他方で、法律によって設立された強制加入団体に後者を許容することに対して、本判決はブレーキをかけたものと評価することができるように思われる。

### 参考文献

本文中に挙げたもの以外

○ 川信正「思想の自由と団体結社」『ジュリ』108号、69頁

○ 中島裕理「訴訟法論」『集』1998

○ 西原博史「公益法人による政治献金と思想の自由」『ジュリ』109

号、99頁

○ 橋本基弘「近代憲法における団体と個人」[2004]

甲6号証

JLF選書

職業史としての弁護士  
および  
弁護士団体の歴史

大野正男著  
日弁連法務研究財団編

日本評論社

ぬ事実である。殊に、前述のように、弁護士階層は、弁護士会が検事の監督下にあることをいさぎよしとせず、再三にわたり、自治団体とすべきことを決議しているが、他面、その団体の運営に関しては、収拾困難な紛争——しかも暴力的紛争——をおこし、検事や警察官の臨場を自ら招いて、そのスローガンと実情とのなはだしい背離を社会の前に目のあたりに示したのである。

かくて、選挙に勝った協会派は、桃李倶楽部を結成し、会員の多数を擁して大勢を占め、選挙で紛争をおこさないよう、あらかじめ選挙の前に、倶楽部内で候補者を選定し、全員これに票を投ずるようにした。そのため、明治四二年以後、烈しい選挙運動は一時行なわれなくなり、桃李倶楽部が会長など主要な役員を独占することとなった。当時の役員選挙方法は連記記名式で、桃李倶楽部の場合は、あらかじめ倶楽部内で決定した候補者の氏名を印刷して所属員に配り、これに投票者の氏名を記載して投票するという方法をとっていた<sup>(1)</sup>。これは、役員を独占し、選挙運動の余地をなくするためには誠に効果的であったが、投票者の自由意思を全く拘束してしまうから、選挙の趣旨に反することになることも明らかである。そこで、反桃李会派は、このような選挙方法を廃して「単記無記名式」によることを主張していたが、選挙にこりた当時の弁護士会の指導者層の容れるところにはならなかった。しかしこのことが、強い反撥を招き、のちに、さらに烈しい紛争を引きおこし、ついに分裂という事態を招く直接の原因となるのである。

このように、大勢を制した桃李倶楽部が右のような方法をとっていたので、烈しい選挙戦は行なわれなかったが、その例外は大正五年五月の通常総会であつて、この総会では、反主流派から単記

無記名投票にするという会則改正案が出され、また緊急動議が出されて投票の引延ばしが企てられたのであるが、これに対し、議長岸清一は、討論打切の動議を容れて討論の終結を宣した。そこで反主流派の若手弁護士は壇上に駆け上り、岸議長を引きずりおろそうとし、フラスコの水を投げかけ、数人がベンチを持上げて主流派に投げつけ、ついには負傷者が出る騒ぎになった。このとき、演壇の後の扉が開かれ、中川検事正が検事を連れて臨場した。すると会場は水をうったように静まりかえつた<sup>(2)</sup>。かくて投票が行なわれ、桃李倶楽部の選定した候補者が予定のとおり当選した。

このような底流のもとに大正一一年を迎える。このとき、桃李倶楽部の内部で造反がおこり、「長老」の推す岩田宙造と若手の推す乾政彦のいずれを候補者とするかで選衡が難航したが、選考委員会は投票によつて乾を候補者とした。そして、通常総会では、さしたる紛争もなく、桃李倶楽部の選定した乾が例の如く大多数の得票を得て当選した。ところが乾は、その祝賀会の席上で「新しい時代が来たのだ、古きものよ去れ」という趣旨の演説を行ない、これが当時の「長老」と呼ばれる指導的弁護士層を強く刺激し、桃李倶楽部は解体した<sup>(3)</sup>。さらに同年一二月の日本弁護士協会通常総会でも、その直前に加入した多数の新会員の支持のもとに、従来後任理事は現理事が推薦指名するという慣行が破られて、一五名の理事選挙はすべて単記無記名投票によるという動議が紛糾のうちに成立し、選挙したところ、従来の理事は花井卓蔵が最下位で当選したほかは全部落選し、全く新しい顔ぶれに入れ替つた<sup>(4)</sup>。

ここにおいて岸・花井・原・今村・岩田などの「長老」弁護士は、東京弁護士会を脱会し別に弁



護士会を設立することを企図し、衆議院および貴族院に席を有した同志に働きかけて、ついに弁護士法の改正を行なわせるに至った。すなわち、弁護士法第三〇条が「弁護士会ハ地方裁判所ノ管轄区域毎ニ之ヲ設立スベシ」とあったのに但書を加え「但シ弁護士会ニ属スル弁護士三百名以上アル場合ニ於テ其ノ中百名以上ノ者ハ同一地方裁判所ノ管轄区域内ニ別ニ弁護士会ヲ設立スルコトヲ得」としたのである。この改正案は、大正一二年四月に成立したのであるが、当然のことながら、東京護士会の反長老派はこの法案の設立に強く反対し、同年三月六日に臨時総会を開いて、反対決議をしようとした。そして、この決議案を阻止しようとする長老派と激突し、喧々囂々たるうちに議長は可決を宣し、決議案の賛成派は退場した。そこで、決議に反対する者のみが会場に残留し、仮議長を選び、改正案に賛成の動議を満場一致で可決した。

かくして、同年五月二一日、原嘉道ほか三八四名は東京護士会を脱会し、別に第一東京護士会を設立した。

この分裂は、それのみではすまず、次々と連鎖反応をもたらした。長老派にも東京護士会の現状にも飽き足りない弁護士仁井田益太郎ほか一七六名は、大正一五年三月三〇日、さらに第二東京護士会を設立するに至り、ここに東京の護士会は三会に分立するに至った。

さらに、第一東京護士会に参加した弁護士の多くは日本弁護士協会の創立以来の中心的人物であったが、前述の経過から、もはや共に席を同じくしえないとして協会から退会し、大正一四年五月、別に帝国護士会を設立した。ここにおいて全国的任意護士団体も二分されることになり、

両者が並立したまま、戦後の日本護士連合会設立まで続くのである（日本弁護士協会は、昭和一九年二月、大日本護士報国会結成とともに一たん解散し、昭和二年再度設立されている）。

このような事実の経過をみると、分裂の直接の原因は、護士会の役員を選出方法とその運営にあったわけである。しかし、護士会が、このような原因のみによって、分立という重大な事態を招いたと考えるのは、いささか皮相の見解と思われる。

当時、護士階層は、明らかに分化の現象を呈していた。その一つは、護士数の激増によるその構造変化である。というのは、大正八年に二九五七名であった護士は、大正一二年には五二六六名にふえ、四年間に実に二三〇〇人以上もふえたのである。そして、そのことは当然に、青年層の増加を来たした。しかも、当時は戦前において最も民主主義が世に唱えられた時代であつて、吉野作造の民本主義に代表されるように、普通選挙への要求が烈しくなされていた。このような時代的色彩が若い護士たちに強い影響を与えていたことは容易に察せられる。そのうえ、急増した青年護士階層には、それ以前の護士会における選挙紛争の経験はなかった。したがって、彼らには、桃李倶楽部による選挙方法と役員への独占は、「長老」の横暴としか映しなかつたし、反長老派の主張する「単記無記名」の投票方式は時代的要求に合致していた。

他方、長老派と称せられる人々は、いずれも、護士制度成立期以来のわが国の代表的護士であり、護士階層の一部に根強く残っている公事師的部分を排除しようとしてつとめてきた人々であるが、すでに老境に入らんとし、安定した護士会であることを欲するあまり、時代的要求に対する

理解を欠いていた。彼らからみれば、単記無記名の投票方式は、いたずらに選挙による混乱の醜状を繰返すものとしが思われなかったのである。つまり、その主張に時代の映像をみるよりも、派閥的な選挙技術ないしは安定した弁護士会に対する挑戦を感じたのである。しかも不幸にして、これらの不安は、幻想とはいきれない面をもっていた。すなわち、反長老派といわれた人々のあいだには、新らしい職業的使命感があつたとはいえず、むしろ「反長老」というスローガンのもとに従来のエリートに対する反感を安易に肯定したと思われる面があつたのである<sup>(15)</sup>。だからこそ、長老派の去つた後の東京弁護士会にも飽き足りないとして脱退する者も出てきて、第二東京弁護士会が別につくられるという事態が生じたのである<sup>(16)</sup>。

さらに、もう少し巨視的にみると、この時期において弁護士階層は、大きな曲り角にさしかかり、長老派と青年層との断層が深まっていた。いわゆる長老派に属する弁護士の多くは、単に「長老」であつただけでなく、弁護士階層の発展に尽くし、また、訴訟実務においても秀れた業績を残した人々であつた。つまり、彼らは、公事師的伝統から秩別して、弁護士の社会的地位を高からしめようとつとめてきた。そして社会的に有名な事件を取扱つたり、大会社その他社会の有力階層からの依頼を受けたり、また個人的声望を高めることによつて、その目的の一部を実現してきたのである。しかし、急増した多くの弁護士がこのような途をたどることは不可能であつた。

他面、法的救済や援助を必要とする社会階層は、まさにこの時期、すなわち社会問題がようやく深刻なかたちで現われた大正期に至つて、広汎に存在していたわけである。したがつて、社会

の有力階層に接近する以外に、広汎な民衆の法律的紛争に弁護士がどのように関与し、その解決にいかなる有効な寄与をなしうるかという問題が、当時の弁護士階層のとりくむ課題としてあつたはずである。そしてそれは、弁護士が些少な事件を勧誘して引受け利益を得ることによつて自らの社会的信用を傷つけるということとは、全く違つた観点から取上げられるべき問題であつたのである。

それにまた、弁護士数が激増したことによつて、弁護士の職務範囲の問題についても、当然、新らしい観点からの対処を必要としたはずである。弁護士の社会的信用やその地位の向上が、広汎な社会階層との接触においてどのようになされていくかという共通の観点から取上げられるべきであつたらう。

しかし、それは、長老派の側からも、その反対の側からも、問題にされなかつた。長老派は、弁護士会を割り、その社会的発言力を低下させても、従来のアリストクラティックな職業的伝統を守ろうとしたし、反対派は、それに本能的に反撥するだけで、弁護士階層の新しい職責に対処する自覚を欠いていた。そして、両者は相互に非難・攻撃に終始したのである。

かくて、花井・原・岸など初期弁護士の築いてきた職業的伝統は、多くの若い世代によつて継受することを拒まれた。若い世代にとつて、彼らはもはや長老であり、革新の妨害者と映じた。他方、長老派は、自分たちに反する主張をする人々を「醜弁護士」のごとく考えた。その断層はきわめて深かつたといわざるをえない。かくして、新らしい職業的伝統の形成・発展を最も必要とする

時期において、その伝統の継受と発展は双方の側から拒否されたのである。そして、弁護士団体は、以後、その統一を失ない、急速に社会的発言力を失なっていく。しかも、弁護士階層間のこの相互不信は長く尾をひくのである。

- (1) 奥平・前掲書六二三頁、『東京弁護士会史』一〇三頁以下。
- (2) 奥平・前掲書六二五頁。
- (3) 同 六二六頁以下。
- (4) 同 六三二頁以下
- (5) 同 六四三頁。
- (6) 『大阪弁護士史稿』上五三〇頁。
- (7) 同 五三三頁。
- (8) 原「弁護士制度の進展」(9) (正義昭和二年七月号)。
- (9) 奥平・前掲書一一一八頁以下、原・前掲(9)。
- (10) 奥平・前掲書一一三六頁以下。
- (11) 小林俊三「第二東京弁護士会成立の事情」(第二東京弁護士会創立四十週年記念会誌)所収、真野毅「創立当時の思い出」(同上所収)。
- (12) 小林・前掲。
- (13) 小林・前掲、真野・前掲。
- (14) 原・前掲(10) (正義昭和二年一〇月)。
- (15) 久保山武雄「結局の成敗は？」(録事二八三号)は、東京弁護士会の残留者からみた分裂の経緯であるが、長老に対する反感をよく示している。
- (16) 小林俊三は、当時、三輪寿壯・奥山八郎など青年弁護士の話合の結論は次のようなものであったと書いている。  
「新弁護士会(第二東京弁護士会をさす)の先輩友人諸氏が東京弁護士会の会員多数の態度を非難し著しく弁

護士の品位を傷けるものであり、このような人達と同じ弁護士と呼ばれるのを潔しとしないという心持には共鳴できないことはないが、いずれにしても双方ともわが国のれっきとした弁護士であることに変わりはない。一方が他方を卑しめ低級視して別の会に回結したからといって日本全体の弁護士がよくなるとはいえない。むしろ識見あり品位を重んずる弁護士は、常にそうでない弁護士の手をひっぱって互いに向上しなければならないのではないが、それが日本の司法の向上に寄与する本当の態度ではないか」(小林・前掲)。

#### 第四節 弁護士階層の苦悩と衰微——昭和期(戦前)における弁護士

##### 一 昭和八年法の制定

###### (1) 昭和八年法制定に至るまでの弁護士法改正問題

昭和八年法律第五三号をもって、弁護士法は全面的に改正された(施行は昭和十一年四月一日)。明治二六年弁護士法が施行されて以来、小部分の改正はあったが、約四〇年ぶりに全面改正されたのである。しかしこの改正も、突如としてなされたわけではない。弁護士階層は、明治三〇年代に、すでにその改正運動をおこしている。日本弁護士協会は、明治三六年四月二九日の臨時総会において、弁護士会を自治団体とし、官による監督制を廃し、懲戒権も弁護士会がもつという趣旨の弁護士法改正案を議決した<sup>(1)</sup>。その後、明治四四年、東京弁護士会も、委員会を設けて改正案を議決した。その骨子は、弁護士会を法人とすること、弁護士会の監督は司法大臣が行なうこと、弁護士の懲戒は弁護士会が行なうこと、弁護士の職務権限を明確にし非弁護士に対する制裁を加えること

- (6) 「人権問題に関する帝国弁護士会決議に基づく調査報告」(正義昭和一〇年五月号)。これは、全国一五の地方裁判所管内におこった人権蹂躪の事実を帝国弁護士会の調査委員が証拠に基づいて報告したもので、当時いかに捜査機関が一般的にひどい拷問を行なっていたかを示す貴重な資料である。本文ではわずか一例しか引用できなかったが、戦前のおが国刑事司法の実情を知るための不可欠な資料である。
- (7) 帝国弁護士会は、その後も継続して人権蹂躪事件の調査をしているし、(正義昭和一二年三月号・昭和二年四月号)、日本弁護士協会も独自に人権蹂躪事件の調査をしている(法曹公論昭和二年一月号・同二月号・同四月号)。そして、これらの調査に基づいて、帝国弁護士会は、昭和二年二月二十七日、人権蹂躪を行なった官吏を掃蕩するよう決議し、日本弁護士協会も、同年四月一五日、同様、人権蹂躪根絶の決議をしている。
- (8) このいわゆる「首なし事件」については、正木ひろし『弁護士——私の人生を変えた首なし事件』に詳しい。
- (9) 法曹公論昭和一四年一月号。
- (10) 正義昭和一四年四月号。
- (11) 島田の各論文の傾向は、古典的弁護士が、時局に組み入れられていく精神過程をよく示している。  
 島田武夫「時局と弁護士」(正義昭和一四年四月号)  
 同「新体制と弁護士」(同昭和一五年一〇月号)  
 同「時局と弁護士」(同昭和一八年九月号)  
 同「司法と決戦体制」(同同年一〇月号)  
 同「戦時における法生活」(同昭和一九年六月号)  
 また島田の昭和一四年四月の論文に対して書かれた宮本正美「青年弁護士の断想」(正義昭和一四年六月号)は、弁護士階層の没落を認め、それは従来の弁護士が資本家・企業家の相談相手となり、多数の民衆と乖離していたことが、資本主義の没落と運命を同じくするようになった原因であるとし、民衆と接触するために組合制度の中に入っていくべきであると説いている。当時の青年弁護士のいつわらざる感想であろう。
- (12) 長野国助「弁護士は無用か」(法曹公論昭和一四年七月号)。
- (13) 皇軍顧問団特派につき、法曹公論昭和一四年九月号。
- (14) 片山哲「我国文化の向上と弁護士の業績」(法曹公論昭和一六年一二月号)。
- (15) 島田・前掲「新体制と弁護士」。

(16) 大日本弁護士報国会は、昭和一九年四月から「法曹報国」という機関誌を出しているが、わずか数字で休刊している。その間、小林俊三が「日本法律制度の本質の自覚と訴訟制度」という論文を連載し、団体主義的法律観を述べている。

## 第五節 戦後弁護士制度の変革と課題

### 一 新弁護士法の成立

敗戦によるわが国の社会変革に伴ない、弁護士制度を含むわが国司法制度は全面的に改革せられるに至った。

昭和二年一月三日公布され翌二三年五月三日施行された日本国憲法の重要な特色の一つは、基本的人権の保障をするとともに、裁判所に違憲立法審査権を与えたことである。これはいうまでもなく、合衆国憲法および憲法慣習にならうものであったが、わが国司法の憲法上の地位は飛躍的に重くなった。と同時に、このような社会体制は、個人の自由と権利を擁護することを職業的使命とする弁護士に、大きな活躍の舞台を与えることとなった。戦後、弁護士の地位は、女性と軛下と並んで、強められたのである。

殊に、明治維新以来、大陸法系の司法制度の継受のみによって成り立っていたわが国の司法制度に、合衆国型の司法制度の根幹をなす当事者主義が輸入されたことは、訴訟における弁護士の職責をきわめて重要なものとした。特に、日本国憲法の施行に伴なう刑事訴訟法の全面改正で、予審を

廃止し公判手続における当事者主義を採用したことによって、刑事裁判の構造に著しい変化がもたらされ、刑事弁護の意義を再認識させることになった。また、検事と弁護士とが法廷において対等の席につくということは、明治以来の弁護士階層の強い要求であったが、この時期に始めて実現したのである。

このような司法制度の根本的改革の一環として、弁護士制度そのものにも、重大な改革が行なわれた。その中心をなすのは、昭和二四年六月一〇日法律第二〇五号をもって制定された弁護士法である。いま、その制定経過<sup>(1)</sup>について詳しく触れる余裕はないが、ただ三つの点に注意する必要がある。第一は、この弁護士法が、弁護士が中心となって起草したものが、ほぼそのまま法律になったこと、第二は、それが政府提案としてでなく議員立法として国会に提出されたこと、第三は、憲法第七七条の規定にもかかわらず、裁判所の規則によらず、法律によって制定されたことである。

昭和二年九月、司法省に弁護士法改正準備委員会が設置されたが、この委員会には多数の弁護士が加わり、第一東京弁護士会の会長豊原清作が委員長になった。そして、この委員会では、弁護士側の改正意見を示してほしいということになったので、弁護士側では別に委員会をつくり、真野毅・水野東太郎らが中心になって、昼夜兼行、一カ月足らずで、弁護士会の完全な自治を認めるところを骨子とする草案を作成した。これは弁護士の作業としては驚くほど早い。しかも要綱の作成にとどまらず条文の形をとった草案までまとめあげたのは、司法省の委員会で大幅な変更を加えられないためであつて、そのかいあつてか、この草案の骨子は、ほとんどすべて、現行弁護士法にとり

いれられている。その司法省の委員会では、司法省・裁判所出身の委員からかなり反対はあつたが、弁護士側が草案を提出した二カ月後には、全会一致で、この草案に基づく答申案を可決し、司法大臣に提出している。従来の弁護士法の改正が長年月を要していたのに比して、これも非常に早かつた。しかし、この答申案に対しては、行政官庁側が強く反対したのであるが、その反対の対象となつたのは、弁護士会が司法省の監督を離れて完全に自治体となつてゐること、弁護士に弁理士・税理士の資格が当然に認められていることなどであつた。そのため、全会一致の答申案にもかかわらず、政府は、これを国会に提出しなかつた。他方、裁判所側も、憲法第七七条をたてにとつて、弁護士に関する規則は最高裁判所の規則によつて定めるべきであり、法律によつて定めるのは憲法違反であると主張して、強く反対した。この裁判所の規則権は、合衆国の例にならうものであつたが、当時、これについては在朝側も在野側も十分な知識をもつていなかった。そのうえ、司法内部における伝統的な朝・野の対立から、弁護士に関する規制を裁判所が行なうということについては、弁護士側の強い反対をよびおこした。

弁護士側は、行政官庁と裁判所の反対にあつたので、弁護士法を通すべく衆議院の法務委員会に接触し、とりあえず、昭和二年一〇月、先の答申案に基づいて日本弁護士会連合会案を作成し、これを議員提案として国会に提出するよう衆議院議員に働きかけるとともに、衆議院法制局を通じてさらにこれを整備して原案をつくり、こうして、これが昭和二四年の第五国会に議員立法として提案された。この法案は、参議院では修正されたが、衆議院では三分の二以上の多数をもつて原案

どおり再議決され、ここに弁護士法が成立したのである。

なお、被占領下の当時として、わが国の重要法案はすべて、GHQの審査・承認を得なければならない状態にあったから、水野東太郎などはGHQにおもむいて、弁護士側の案の了解をとるよう努力した。その際、GHQが納得しかねたのは、弁護士が日本弁護士連合会に強制的に加入すべきものとされている点、および、連合会の会員が地方弁護士会と個人弁護士の両方とされている点にあったが、これも最終的には了解を得ている。したがって、現行弁護士法は、GHQの指示によるものではなく、弁護士自らが作成した原案がその骨子になっているのである。ただ、同法第七条は、外国の弁護士で日本法に相当の知識のある者は、最高裁判所の承認をうけて日本における弁護士業務を行なうことができる旨を定めているが、これは原案には、外国の弁護士たる資格を有する外国人は、相互の保証あるときは、日本弁護士連合会の承認を受け、外国人または外国法に關し、弁護士の職務を行なうことができる旨の相互主義がとられていたところ、GHQとの交渉の過程において、その承認を得やすくするために前述のように改訂された条項であるといわれる。この条文は、外国にも類例がなく、明らかに占領時代の産物であるが、しかし、独立回復後の昭和三〇年八月、この第七条は削除された。

このように、現行弁護士法は、その立法過程を通して、終始、弁護士のイニシアティブのもとに作成・推進されたものであるゆえに、その年来の主張であった「弁護士会の自治」が完全に認められていることに最も大きな特色がある。しかもそれは、行政官庁側の強い反対を押し切って成立し

たのであって、弁護士階層がこのような自治を守り、さらにその自治をよく機能させるかどうかは、戦後の弁護士階層に対する社会的評価の重要な基準となるであろう。

このようにして成立した弁護士法は、従来のそれとくらべて、いくつかの大きな特色をもっていた。

第一に、弁護士の使命をかかげていることである。弁護士法第一条は、弁護士の使命として、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することをあげ、弁護士はその使命に基づき、誠実にその職務を行ない、社会秩序の維持および法律制度の改善に努力しなければならない、としている。この条項はいわばスローガンの規定であり、具体的内容はいろいろに解されるけれども、弁護士が職業的階層として成立するためには、共通の職業的使命感をもつことが必須の要件である以上、この規定の意義は重要である。

第二に、すでに述べたとおり、弁護士会の完全な自治を認めたことである。弁護士会は、裁判所・検察庁から独立したことはもちろん、行政機関の監督をうけることもなく、高度の自治権を有することとなった。そして、弁護士の資格審査と弁護士に対する懲戒は、その所属弁護士会および日本弁護士連合会がもつことになったのである。かつては、弁護士の懲戒権が検事の請求による懲戒裁判所にあつたことによつて、弁護権の行使に制約を与える事例のあつたことからみて、この国家機関からの独立には、はかりしれぬ大きな意義があるが、それと同時に、弁護士会は、社会に対して、不正な弁護士の行為を自主的に排除すべき責任を自ら負うことになったわけである。医師・

弁理士・税理士・公認会計士・司法書士が、いずれも行政機関からの監督を受け、懲戒権は監督官庁が有するのと比較して、弁護士会のみが懲戒権を含む完全な自治権をもっていることは、他の職業との対比において最も大きな特色であるが、それだけに、まことに重大な責任を負うこととなったのである。

第三に、全弁護士の強制加入団体である日本弁護士連合会の設立である。弁護士は、その制度の当初から、各地方の弁護士会に加入することが義務づけられていた。しかし、全国的な弁護士会は存在しなかった。戦前、全国的な弁護士団体として日本弁護士協会と帝国弁護士会が存在しているが、もとよりこれは任意的な私的団体であった。また、昭和一四年一〇月には、旧弁護士法の規定により、全国の弁護士会によって大日本弁護士会連合会が設立されているが、これは個人弁護士を会員とするものではなく、その目的は「司法の改善・發達」という特定事項に限定されていた。現実にも、ほとんど注目されるような活動はしていない。

これに対し、新弁護士法による日本弁護士連合会は、地方の単位弁護士会と個々の弁護士のすべてを会員とする公的団体であつて、弁護士の登録のほか、弁護士および弁護士会の指導・連絡・監督に当ることになっている。これは、弁護士自治のために不可欠の制度として設けられたのであつて、日弁連がどのように機能するかは、戦後の弁護士の社会的評価の重要な指標の一つであろう。

第四に、弁護士は司法修習生の修習を終えた者なることを原則とすることによつて、弁護士養成制度と判検事養成制度とが全く同一になったことである。明治初期以来、判検事の養成制度はあ

つたが弁護士にはなく、その後、昭和八年法によつて弁護士試験補制がとられたが、これも判検事の養成である司法官試験とは全く別のものであつた。すなわち、判検事は弁護士の修習をすることなく、弁護士は判検事の修習をすることもなかつたわけで、大学を卒業し試験に合格した当初から、法曹は二分していたのである。しかも、このことは、判検事は法律的知識において弁護士より優れているという一般的評価を司法部内につくりだしたし、それとうらはらに、司法官は非常識であるという弁護士側の攻撃の原因ともなった。このように、二元的法曹養成制度は、在朝・在野の法曹のあいだに、相互不信をつくりだす一つの重要な原因となつていたのである。これに対して、新しい法曹養成制度はそれを一元化した。そして、人的資質の均等化は、司法における弁護士の地位を向上するのに役立つ<sup>(4)</sup>。しかし、この新制度が伝統的な在朝・在野の対立を新しい視野から打開するために十分に役立つているかどうかは、今日までのところ、疑問である。伝統的な司法内部の朝・野の対立は、それほどにも尾をひいているのである。

さて、このように制度的にみた場合、昭和二四年法は、従来の弁護士階層の希望をほとんどすべて実現したといえる。もとより、それは敗戦による社会変革という時代的背景なしには現実しえなかつたであろうが、それにしても、このように急速な改革が、それも弁護士自身の手によつてなされたということは、戦争時代に歪められていたとはいえ、なお弁護士の職業像についての認識が、そのなかに伝統的に残されていたことを示すものであろう。かりに明治以来、弁護士の伝統の積み重ねがなかつたとすれば、戦後のこの時期にも実現しえなかつたであろう。新しい制度は、従来、



弁護士階層が、判検事に対して「身分的」に差別をつけられ、あるいは劣位におかれていると考え  
ていた点を、制度的に一挙に解消したのである。それは、判検事に対する弁護士の水平運動という  
観点からみれば、非常な前進といえよう。法曹一元制こそとられなかったとはいえ、弁護士は、制  
度的に判検事より低く扱われるということとはなくなった。そして、それと同時に、弁護士は、そし  
て弁護士会は、社会に対して大きな責任を負うことになったのである。

- (1) 弁護士法制定の経緯の詳細については、弁護士法施行二週年記念座談会（自由と正義二巻九号）、福原忠男「裁判所規則か弁護士法か」（自由と正義二巻九号）、同「弁護士法の成り立ちと将来の改正点」（法律時報昭和三五四年四月号）、真野毅「弁護士法の制定過程」（法学セミナー昭和四三年八月号）、水野真太郎・日弁連会則等改正特別委員会における公述（同委員会昭和四四年九月一二三日記録）、『日本弁護士沿革史』二九三頁以下参照。
- (2) 福原・前掲にその間の事情が詳しい。
- (3) 『日本弁護士沿革史』二九九頁。
- (4) 法曹一元と戦後の法曹養成制度の重要な関連につき、安倍恕「日本における法曹教育」（『日本の法』上三九頁以下）参照。

## 二 弁護士階層の歴史的特色と課題

昭和二四年法制定以後の歴史は、弁護士の現代史に属する。その叙述と批判は本講座の他の論稿にゆずらなければならない。しかし、以上に述べてきた明治以来の弁護士と弁護士会の歴史に鑑みて、最後に、いくつかの特色と問題を指摘することは、筆者の義務であろう。

本稿の冒頭に述べた観点に立ち返って、昭和二四年法成立に至るまでの弁護士の歴史を通じて、

その特色を考えてみよう。

(イ) 弁護士の職務の国家からの独立性について 弁護士会は戦前の全期間を通じて、制度的には、国家機関——検事・検事正・司法省——の監督をうけてきた。また、個々の弁護士に対する懲戒権は裁判所にあつた。のみならず、司法における弁護士の地位は、従属的なものと考えられ、時代とともに多くの改善はなされたが、その資格要件と養成制度において、判検事と差別されていた。

(ロ) 職業の専門性について 当初代言人には、法的知識は職業的要件とされておらず、次第にそれは資格要件とされたが、弁護士の職務の特色は、終始、訴訟事務の独占にあつた。訴訟事務以外の予防法学的役割ないしは社会の他の法律事務との結びつきは稀薄であつた。

(ハ) 弁護士団体の機能について 主要な弁護士会は、だえまない内紛を引起こし、再三にわたつて分裂した。日本弁護士協会など有力な任意的弁護士団体の活躍にはみるべきものが多く、その社会的発言力も強かつたが、常に繰返される弁護士会の選挙をめぐる内紛は、物理的暴力まで伴ない、しばしば検事の監督をうけざるをえない事態を招いた。そして、団体としての伝統形成は、少なくも戦前までは、内紛によつて、著しく傷けられたし、そこに生ずべき共通の職業的使命感は、派閥的抗争によつて、生育を大きく妨げられたのである。

(ニ) 弁護士業務の経済的基盤について (ロ)に述べたように、弁護士の職務範囲がほとんど法廷に限局されていたために、その生活条件は訴訟事件数に左右された。そのうえ、訴訟の着手金、報酬



●著者略歴

大野 正男 (おおの まさお)

1927年東京府生まれ。51年東京大学法学部卒業。54年弁護士登録。93年4月～97年9月最高裁判事。2006年10月28日没。

著書として、『裁判における判断と思想 判決分岐点の追究』(日本評論社)、『社会のなかの裁判』(有斐閣)、『弁護士から裁判官へ——最高裁判事の生活と意見』(岩波書店)、共編著として、『条解改正公労法・地公労法』(弘文堂)、『フィクションとしての裁判 臨床法学講義』(大岡昇平対談 朝日出版社)、『刑事裁判の光と陰 有罪率99%の意味するもの』(有斐閣)、『講座 現代の弁護士』(日本評論社)など。

●解説者略歴

萩原 金美 (はぎわら かねよし)

弁護士。1931年群馬県生まれ。中央大学法学部卒。54年司法修習終了。判事補、判事を経て72年弁護士登録。76年から神奈川大学法学部教授、定年後01年から04年まで特任教授。同年神奈川大学名誉教授。九州大学法学博士、スウェーデン・ルンド大学名誉法学博士。

JLF 選書

職業史としての<sup>しよくぎょうし</sup>弁護士および<sup>べんごし</sup>弁護士団体の<sup>べんごしだんたい</sup>歴史<sup>れきし</sup>

2013年3月31日 第1版第1刷発行

著者 大野正男

編者 公益財団法人日弁連法務研究財団

発行者 串崎 浩

発行所 株式会社日本評論社

東京都豊島区南大塚3-12-4 (〒170-8474)

電話 03-3987-8592(編集) 03-3987-8621(販売)

振替 00100-3-16 <http://www.nippyo.co.jp/>

印刷 精文堂印刷株式会社

製本 牧製本印刷株式会社

装幀 海保 透

©2013 Masao OHNO

Printed in Japan ISBN 978-4-535-51966-4

**JCOPY** <(社) 出版者著作権管理機構委託出版物>

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャニング等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。

甲7号証1

東京弁護士会百年史

### 第三章 大正デモクラシーと弁護士会

総会はこれをめぐって乱闘の紛擾となり、検事正の警告を受けるという事態にまで発展して、東京各日刊新聞もこれを報道して非難した。

選挙規定を改正するため、花井卓蔵を委員長とする特別委員会が設置され三年の日時を費して、役員選挙を連記名制から単記名制に変更することとし、これを原案として総会に付議した。ところが桃李倶楽部は、特別委員会に委員長ほか多数の委員を出しておきながら、総会では原案に反対する態度を示したため、弥生倶楽部（弥生会、庚戌会、八九会、青年会）や同志会、不鳴会、記念法曹会、大正会、明治倶楽部などがこぞって反対し、激烈なたたかいとなった。しかし、圧倒的多数を擁する桃李倶楽部会員によって原案は否決され、役員選挙も桃李倶楽部の勝利となった。

#### (3) 桃李倶楽部の分裂と東京弁護士協会の設立

**長老支配** 大正二一年の役員選挙を契機に桃李倶楽部は長老派と少壮派に分裂する。桃李倶楽部は例年のように  
**の破綻** 会長の一候補を決定するために選挙に入った。当時桃李倶楽部には、江木衷、原嘉貞、岸清一、花井卓蔵、今村力三郎らの長老と、岩田宙造、乾政彦、有馬忠三郎、竹内賀久治らの中堅と、木村篤太郎、福井盛太らの若手がいた。またこれに所属する小会派としては、緑倶楽部と緑新会、その他があった。長老と長老派の緑倶楽部は会長候補に岩田宙造を推し、少壮派の緑新会その他は乾政彦を推したが、投票の結果、統一候補に乾が選ばれ、弁護士会総会でも乾が会長に当選した。

長年にわたり会長をその意思によって選んできていた長老達が、この事態を快く思わなかったであろうことは容易

に推察できる。また長老の支配体制から脱却した少壮弁護士の軒昂たる意気も理解できる。ただ遺憾なことに、弁護士会運営の民主的ルールの形成について、未熟であった当時の人達は、長老達が中心になって一部の若い人もまきこんで、これを契機に弁護士会分裂の方向に歩みはじめるのであった。

大正二一年といえは、大正デモクラシーは開花しているが、未だ普選運動中であり、その実施の六年前である。非協会派の横暴を排除して形成された桃李倶楽部であったが、早くも「長閑に代ゆるに隣閥を以て」するという非難を浴びるに至り、しかもこれを是正する能力をもたなかった。長老を自認する人が後輩弁護士に「言葉を卑うして二時間も三時間も頼む」ことから免かれるために彼らの支配に服する人を集めて派閥を形成し、役員を独占してきたのであったが、このような仕方ではその派閥の運営においてやがて困難を来すことは当然であり、内部分裂は必然であった。

そこへ大正二一年には現存会員一五二一名のところへ新入会員が六二四名もあった。一〇年は三一四名、二年は二二七名であるから、一年は会員が急増したといえる。これは大正二二年五月一日施行の高等試験令（大正七年一月一七日公布）による判・検事・弁護士の統一資格試験に対処するため、大正二一年の弁護士試験において合格の門を広げたことによるといわれている。この新入会者は、その多くが桃李倶楽部の小会派に所属したであろうが、長年の長老支配の空気やしきたりには染っていない。これが長老支配の打破をめざす少壮弁護士に加盟して、旧秩序をゆるがすことに輪をかけたとみることができかねない。

**桃李倶楽部** 長老とこれに同調する人達は、よほど我慢しかねたとみえて、五月二八日に乾が会長に当選してから  
**部分裂** 八日後の六月五日には、早くも自らの主導で結成した桃李倶楽部からの脱退と「東京弁護士協会」の設立を宣言したのであった。

第三章 大正デモクラシーと弁護士会

宣言

明治四十年の東京弁護士会は役員選挙競争の弊害を醸成し会の秩序を紊り弁護士の体面を汚すこと甚だし吾人同志は茲に憂せる所あり桃李倶楽部を設け爾來会の規律を正し弁護士の品位を保持し以て全国弁護士会の儀表たらんことを期したり。然るに桃李倶楽部内に於ける近時の情勢を見るに時勢の変遷に伴ひ漸く選挙競争の弊害を再現し当初の所期と相反するものあり吾人は今や桃李倶楽部存続の必要を認めず。仍て従来桃李倶楽部に関係ありたる吾人同志は東京弁護士協会設立の議を賛し之れと同時に爾今桃李倶楽部に関係せざることを宣言す

大正十一年六月五日

東京弁護士協会設立の議

同志

吾人同志は東京弁護士協会を設立し東京弁護士の品位を保持し其規律を正ふる為め協力一致其任を全ふし以て之が目的を貫徹せんことを期す茲に東京弁護士協会の設立を宣す

大正十二年六月五日

東京弁護士協会設立同志

設立委員

原 嘉道	花岡 敏夫	堀江 尊一郎	中川 孝太郎	卜部 喜太郎	平松 市藏	秋山 襄
田崎 治久	渡辺 代五郎	山野 井亀五郎	本村 善太郎	江川 六兵衛	佐竹 己之松	波野 平四郎
石井 清	小泉 滋雄					

これに対し、東京弁護士会では、六月二六日の常議員会で東京弁護士協会の名称が東京弁護士会とまぎらわしいとして、その名称の変更を求めた。

少壮派は勢に乗って、十二月九日の日本弁護士協会総会で理事の選任に於ては、現任理事が後任理事を推薦するという従来の慣例を改め、単記無記名投票で選ぶ方法にした。その結果、長老派で選ばれたのは花井卓蔵ひとりであり、他はすべて新人となった。

こうして、桃李倶楽部という組織に拠つての長老派の支配は崩壊した。そして、これを怒つた長老連は、東京弁護士会を分裂させ、新しい弁護士会を設立する動きを始めるのである。

(4) 弁護士会分離法の成立

弁護士法中左ノ通改正ス

第十八条ニ左ノ但書を加フ

但シ所属弁護士の数寡少ニシテ弁護士会ヲ組織スルニ適セサルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ地方裁判所所属  
弁護士ト合同シテ弁護士会ヲ設立スルコトヲ得

同条ニ左ノ一項ヲ加フ

一ノ弁護士会ニ属スル弁護士三百名以上ニシテ内百名以上ノ同意アルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ別ニ弁護士会  
ヲ設立スルコトヲ得

大正二年四月一五日成立、同月一七日公布、法律第五一号、同年五月八日施行

### 第三章 大正デモクラシーと弁護士会

**弁護士法** 当時、桃李倶楽部の長老と目される人としては、民事では、原嘉道、岸清一、太田資時、長島鶴太郎、  
**改正運動** 岡崎正也、塩谷恒太郎、町井鉄之助など、刑事では、江木衷、花井草蔵、今村力三郎、卜部喜太郎、中川孝太郎などがいた。これらの人達の意向にしたがって、平松市蔵、川島任司、新井要太郎らが桃李倶楽部を取りしきっていた。

原は、若い層の意向にも通じている平松に弁護士会の分離、新弁護士会の設立について意見を求め、花井の意見も聞いたらうえて、その決意を固め、衆議院議員小川平吉（政友会の領袖）に法案提出を依頼した。

大正二二年二月二二日、衆議院本会議に次の法案が提出された。

#### 弁護士法中左ノ通改正ス

##### 第一八条左ノ一項を加フ

一 地方裁判所ノ所属弁護士三百名以上ニシテ内百名以上ノ同意アルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ二個以上ノ弁護士会ヲ設立スルコトヲ得

法案の説明は、広岡宇一郎がしている。どういふように必要性を述べたか興味あるところである。彼のいうところによれば、弁護士法施行以前は組合の分合を許す規定があり、明治二二年東京で分割した例がある。弁護士法制定後年々会員が増加し、今日東京弁護士会の如きは一五〇〇の会員を有するに至った。これでは監督の不行届きとなり、結束が弛緩し、両々相倚って風紀維持上少なからざる遺憾を存している。本法の改正は朝野の一致した意見であるが、司法省で弁護士法改正調査委員を設けて調査中であるとき、この一カ条を急速に改正せねばならない理由があるかと多少異議を唱うる人がいる。しかし昨今の弁護士の増加はめざましく、新聞紙の伝えるところによると東京弁護士会の如きは種々内紛を生じている有様であり、「吾々は此紛争醜態を見るに忍びざるのみならず、在野法曹団の健

全なる発達を希望する上に於て、一日の緩慢を許しませぬ」というのである。

**改正反** 日本弁護士協会は、二月二三日理事会を開いて、「第四十六回帝國議會ニ衆議院議員ヨリ提出セラレタ  
**対運動** ル弁護士法中改正法律案ノ否決ヲ期ス」という決議をした。

二月二七日には、二一会、法曹同志会、東明会、緑新会、無所属会によって、「弁護士会分裂法案反対連盟」が結成され、次のような檄を發した。

#### 檄

吾人の眼前に開かれつつある議會、突如として白昼公然驚くべき法案提出せられたり。其求むるところは三百人以上の会員を有する弁護士会は、二個以上の弁護士会を作ることを得と云ふにあり。即ち弁護士会の團結を破壊し、其秩序を紊亂し、各一小天地に踞踏して其放肆を遂げんとするなり。嗚呼自治の觀念と社會の秩序とを一般民衆に先んじて体得しつあるべき在野法曹が自らを侮り、蠶々乎として蝦牛角上の争を激成せしめんとするは何等の醜態ぞ。吾人は此法案提出の理由が、悉く虚偽と欺瞞とより成ることを断言す。在野法曹として衆議院議員たる十数人、這般の消息を解せざる他の議員を拉して敢て此醜法案を提出す。彼等元より在野法曹の使命につき何等の理想をも有せず、唯或一派の懲懲に基いて自ら放肆と倨傲との小天地を設立せんとす。其心事の陋劣なる、到底正義と公道とを掲げて薦進せんとする吾人在野法曹の齡すべき徒輩にあらず。吾人は法律の理想の爲め此醜法案を一蹴し、永遠に在野法曹の平和と秩序とを確保し、新たなる光明を仰がんとす。敢て同志諸君に檄す。

三月三日には、大阪弁護士会がこの法案に反対する決議をした。三月六日には、高島晴雄外六〇余名のこの法案に反対する臨時總會の招集請求により東京弁護士会は、神田駿河台の明治大学記念講堂で臨時總會を開いた。午後二

### 第三章 大正デモクラシーと弁護士会

時、出席会員は六八八名の多数に及んだ。長老派より、総会通知を会員に発送したか、記録の閲覧を要求する、幹会長を信任しない、などの発言あいつぎ、質問打ち切りの動議成立して議事に入ったが、議場騒然として到底整理できず二時三〇分休憩に入る。五〇分再開して決議案の朗読、討論を要せずして議案省略、可決、三時五分散会した。

#### 決 議

第四十六議會ニ提出セラレタル弁護士法中改正案ノ否決ヲ期ス

大正十二年三月六日

東京 弁護士会

しかし、長老派は、議案の採決があったことを認めず、議事は終了していないとし、幹会長が退出していないので、塩谷恒太郎会長席につき会員持田諒外数十名の提出にかかる弁護士法中一部改正法案に賛成しその通過を期すという動議について採決し、万場一致をもってこれを可決して散会した。

新聞の 三月七日の「東京朝日新聞」は、この有様を「弁護士会大混乱、のべつに殴合ひ、先輩、少壮両派が勝報 遣 手に決議の作り競べして、睨み合い益々猛烈」という長い見出しで報道した。

三月八日の同紙は「紙幣どら切って元老連が躍起運動、少壮派の弁護士大挙して例の改正法律案の議會へ、けふは近來の余興がありさう」という見出しで、政友会は原案賛成、革新俱樂部は清瀬一郎らの主唱で反対、庚申俱樂部は自由、憲政会も自由にしたので一二、三名の弁護士たる代議士が賛否に分かれている。原案反対は作間耕逸、横山勝太郎、賛成は三木武吉、鈴木富士赤ら、と報じている。

貴族院議員でもあった磯部四郎は、同紙の三月一四、五日に「立法権を弄ぶもの」と題して長老派を痛烈に批判する論文を出した。

三月一四日反対派は神田の基督教青年會館で、原嘉道、花井卓蔵との立会演説会を開いたが、両名は来なかった。

国会の 衆議院では委員会では字句修正をしたらえ、三月八日の本會議で可決し、三月一〇日貴族院に上程、一四審 議 日委員会を通過して、一五日の本會議で可決成立した。

両派の激しい主張の対立にかんがみ、貴族院では、政府の意向が消極ならば否決しようということだったところ、司法大臣が弁護士会が二つになっても支障なしというので可決したと伝えられている。

## (二) 第一東京弁護士会の設立

日本弁護士協会は、弁護士法一部改正法の成立につき、三月二六日臨時總會を開き

一、弁護士会分裂法は弁護士会の統一を害し其權威を失墜せしむる悪法なりと認む、本会は極力之が撤廃を期す

二、司法当局が第四十六帝國議會に於いて弁護士法中改正法律案に対し採りたる態度は失当なりと認む、弁護士法中改正法律案の審議につき今国会の採りたる態度は其職責を尽さざるものと認む

と決議し、この法律の撤廃を期するため上奏その他適宜の手段をとるべく実行委員を選んだ。実行委員はまず同法の施行に関して司法当局に考慮を促そうとしたが、五月八日に施行となった。

かねて準備をしていた分離派は、同日、第一東京弁護士会の設立認可申請をし、即日認可された。

この会則に「入会金を三〇円と定めている点も注目されよう。原会では入会金をおさめる規定はなかった。関税の障壁を高くして粗悪品の流入を防ぐためのものであることはいうまでもなからう。」とあるのが、この会の当時の性格の一端を示しているといえようか。

五月二〇日、原嘉道ら三八四名が東京弁護士会を脱会して、第一東京弁護士会を設立した。設立総代は、今村力三

郎、岩田宙造、花井卓蔵、原嘉道、太田賢時、小山温、中川孝太郎、卜部章太郎、鶴沢総明、岸清一、堀谷恒太郎であり、原が会長、副会長に堀江章一郎と平松市蔵が就任した。

**分裂の** 原嘉道は、東京弁護士協会の設立委員として筆頭に名を出している人であり、新しく設立した第二東京

**要因** 弁護士会の初代会長となった人であるから、東京弁護士会を分裂させるについて歴史的役割りを果たした重要人物の一人といえよう。したがって、分裂の原因や思想を考える場合に、彼のそれをみることは大事なことといえる。

彼は「私個人に取りまして、実に意外千万でありました。東京弁護士会は、法律の規定に依って強制的に成立して居る公的団体であつてどんな思想、感情の人でも嫌なしに其処に這入らなければならないのであるから、其の人々の間に嫌なごたくが起るのも已むを得ないところであつて、是は諦めがつくのである。併し日本弁護士協会の方は、司法改善、人權擁護という高遠の目的のために集つた同志の団体でありまして、嫌な者は這入つて来なくても宜いのである。然も我々同志は創立以来、此の目的の達成には随分骨を折つて参つたのみならず、経費も普通の会費だけでは到底支弁ができませんので、我々の先輩友人が常に相当の任意的出損をして之を補足して来たのであつて、其の當時は、相当程度の剰余金も出来てをつたのである。然るに今や一派の人々は、此の協会をも棄取つて、我々の先輩友人を排斥する態度に出たのである。こんな風氣が弁護士会に漲つて居ては、弁護士の品位向上どころか、墮落の淵に沈み行くのである。」といっている。

これによれば、弁護士会は強制加入の団体であるから「ごたくが起るのも已むを得ない」といいながら、それを理由に分裂させることは矛盾であり、また日本弁護士協会は「同志の団体」というのであるから、それなら議論を尽くして民主的な方法で意思決定をすればよいのに、これを私物視し、「此の協会をも棄取」られたと考へて分裂させる

のもまた道理に合ふことといえよう。

結局、団体運営における民主的な方法が理解できなくて、封建的な支配を維持しようとする勢力と、弁護士としての対等平等の原則に立って新しい秩序を樹立しようとする勢力の衝突であつたといえよう。

大正二年二月二日弁護士会分裂法が衆議院に上程されたその翌日、東京では普通選挙即時施行大示威行進が一〇万人の参加をえて行われた。(しかし、三月一日普通選挙法は衆議院で否決され、治安維持法と抱き合わせでそれが施行されるのは二年後のことである)。このような議会制民主主義の確立、国民一人ひとりの対等平等という国政民主化の要求が、弁護士会にも反映したものである。

## (三) 第二東京弁護士会の設立

桃李倶楽部に属する有力会派の一つであつた東明会(大正一年当時会員七四名、会長仁井田益太郎、東大、京大出身者の会)と、大正一年乾政彦が東京弁護士会会長に当選した後、同人の所属する緑新会(東大、京大出身の若手の会)から脱退した真野毅、海野普吉らによつて結成された二日会(会員二〇余名)、および第二東京弁護士会の知新会(主として法政大学出身者の会)が連合して第二東京弁護士会の設立について大きな役割りを果たした。中でも東明会の動きは決定的に大きい。

原嘉道から第一東京弁護士会の結成に加わるように勧誘を受けた仁井田益太郎は、東明会の小林俊三、奥山八郎、林逸郎、三輪善壮ら有志の意見を尊重してこれを断るのである。すなわち、二つの弁護士会が対立することは、わが弁護士界の不幸事であり、他日第三の弁護士会をつくつて鼎立の形とし、もつて両者の対立を徐々に除き、いつの日

か統一を期したい、その第三の弁護士会は、第一東京弁護士会と趣きを同じうする友会とならうというのである。原嘉道もこれを諒解し、新弁護士会の設立にあたり援助と第一東京弁護士会会員からも新会へ移ることも考えることを約束するのである。

こうして第一東京弁護士会の知新会の長老竹内賀久治は、東明会の林逸郎の岳父でもあることから、知新会全員を第二東京弁護士会に参加させるべく努力する。

乾政彦に批判的で、同人が会長をしていた緑新会から分離して結成した二日会の幹部真野も、師である仁井田から新弁護士会の設立について協力を求められ、これに合意して準備活動に参加した。

こうして大正一四年六月一三日、東京弁護士会、第一東京弁護士会の会員に向け次の檄文が送られた。

趣意書

私共は東京に於ける弁護士界の現状より見て互に心持を同じくする者が相集まり別に弁護士会を設立し夫々理想に向って進む方が小にしては東京に於ける弁護士相互間の融和協同の方法ともなり大にしては在野法曹として國家社会に貢献するのより良き途でありことを感じ茲に同志相寄つて別に弁護士会を設立し只管向上の一路に進みたいと思ひます。私共の此挙に奮つて御賛同あらんことを切望いたします。御賛成ならば委任状二通に署名捺印の上至急下記事務所迄御送付願ひます。

この設立事務所は仁井田事務所となつており、新弁護士会設立世話人は飯塚友一郎ほか六七名である<sup>(14)</sup>。

この設立世話人のなかに、第一東京弁護士会が設立される契機となつた乾政彦外二八名の者が名を連ねている。同人らもまた当時の東京弁護士会の運営が主として二一会、同志会によつて行われていることに満足できず、第三の弁

護士会を設立する動きをしていた。しかし、右檄が送られて間もなく、その設立事務が主として東明会、二日会の人によつて指導されていることを憤慨して辞退した<sup>(15)</sup>。

新弁護士会に参加する会員の見通しが一七〇名を超えるに至り、大正一五年三月三日、仁井田益太郎が一六六名を代理して新弁護士会設立申請書を司法大臣江木翼に提出し、三月二九日付をもつて第二東京弁護士会の設立ならびに会則制定が認可された。会員は最終的には東京弁護士会からの参加者一六五名、第一東京弁護士会からの参加者一三名、合計一七八名であった。翌三月三〇日、日本倶楽部で創立総会が開催され、会長に仁井田益太郎が選ばれた。会則によれば、本会の役員は会長と二〇名の常議員であつて、副会長を置かず、常議員が役員である点に特徴がある。

**第二東京弁護士会設立** ところで、当時の東京、第一東京弁護士会所属の弁護士たちは、第二東京弁護士会の設立についての会員の意見 立をどのようにみていたであろうか。大正一四年七月五日付「法律新報」は「東京弁護士会分離問題の可否」と題して三三名の意見を掲載している。うち二二名が分離反対、分離賛成と分離やむなしが九名、その他二名である。

分離に反対する意見は、さきに第一東京弁護士会の分離に反対した人達が今回分離を企てたことを遺憾とし、選挙の弊に堪えないというのならその改革に努力すべきものであり「デモクラシー思想の旺盛なる現代に於てより大なる団体はより大なる權威である。団体生活者は須らく小異を捨て、大同に就く覚悟あるにあらざれば団体的活動によりて社会に貢献することは出来ない。」「今回の分離問題は我東京弁護士会の勢力を幾分にも減少する訳なれば其否なること勿論である。」<sup>(16)</sup>ということにある。

賛成的意見は「司法改善の前に弁護士会の分離が可からう筈のないことは余りに明白」であるが、現在の弊風をみると「分離もまたやむをえない<sup>(17)</sup>」というものであつたり「団体に於て其メンバーが其団体に属することを名譽として



満足するところに団体の強固にして完全なる発達を期待」できるのだから、それが期待できない以上、分離は「至極宣敷こと」であるといふのである<sup>(8)</sup>。

これらの意見をみる限りにおいては、第二東京弁護士会設立の主たる原因は、やはり役員選挙をめぐる争いにあつたといえるようであつて、三会統合を展望するという積極的目的をもって分離したとはいえないであらう。

#### 四 東京弁護士会の分裂と活動力の低下

ときに東京弁護士会が分裂して第一東京弁護士会が設立され、ここにまた第二東京弁護士会が設立されて、東京に三弁護士会が鼎立することになった。第二東京弁護士会の設立は、三弁護士会の再統一を展望してのこととされていゝるが、その努力が戦後の一時期若干なされたが、一度分裂したものの統一はなかなか容易ではなく、今日なお統合のきざしはない。

**日本弁護士協会の分裂** 東京弁護士会の分裂は、同会を中心とする全国組織である日本弁護士協会の分裂をもた

**帝国弁護士会の設立** らし、第一東京弁護士会を中心とする帝国弁護士会が新設された。こうして在野法曹の勢力は二分されるに至つたのである。

明治以来、政府の富国強兵政策のもとに成長してきた日本資本主義は、昭和恐慌を迎えて軍部と結託して侵略性を現わし、ファシズムを抬頭させるに至つた。弁護士界としては、開花した大正学モクラシーを受けて、自由と人権のために努力する歴史的使命があつたはずであるが、それが十分自覚されなかつたことと分裂とがあひまつて、当局の司法政策に順応し、遂に侵略戦争に協力するに至るのである。

しかし、その中にあつても、日本弁護士協会と帝国弁護士会の活動には色合いの違いがみえる。帝国弁護士会の活動は、その母体である第一東京弁護士会の長老が財界との結びつきが強く、さらには原嘉道が司法大臣に就任するなどのことであつて、東京弁護士会を主たる母体とする日本弁護士協会の活動にくらべ、権力批判が弱いようにみえる。たとえば昭和三年の治安維持法の改悪について日本弁護士協会は反対するが、帝国弁護士会は沈黙を守り、司法省の法廷侮辱罪新設提案に対しても、日本弁護士協会は反対したが、帝国弁護士会は基本的に賛成で修正意見を出すにとどまり、さらに昭和八年四月の通常総会では、国体および国本を乱す犯罪の検挙、審判は、刑事訴訟法によらず、特別の手續を用いて迅速処理をするより提案する決議をしている<sup>(9)</sup>。

東京三会の分立によつて、司法省の弁護士会の三分割統治を許す結果となり、その力は弱まつていった。

(松井康浩)

(1) 第一東京弁護士会「われらの弁護士会史」五三頁。

(2) 「法律新聞」八七七号(大正二年七月十五日)。

(3) 同八七四号(大正二年六月三〇日)。

(4) 「正義」一三卷七号(昭和二年七月号)原嘉道『我が弁護士制度の進展と帝国弁護士会の設立例』。

(5) 奥平昌洪「日本弁護士史」一一二一頁。

(6) 「法律新聞」八七七号(大正二年七月十五日)。

(7) 「日本弁護士協会報」二七卷三号二頁(大正二年三月)。

(8) 同。

(9) 「大日本帝国議会誌」一四卷七二八頁。

(10) 「われらの弁護士会史」八〇頁。



東京弁護士会百年史

発行 昭和五五年一〇月二五日

東京弁護士会

東京都千代田区霞が関一―一―四  
電話 〇三―五八―一―三二〇一

編纂・執筆

東京弁護士会百年史

編纂刊行特別委員会

印刷・製本

共同印刷株式会社

甲7号証2

われらの弁護士会史

第一東京弁護士会

すむようになつては、協会が目的とする司法改革や人権擁護のことが達成できるわけがない。

協会の将来はここにおいて絶望的になつたと、原はみたのである。

そこで原は考えた。協会がこのようになじめな状態になつたのは、やはり前々からくすぶっていた東京弁護士会における紛糾からである。したがつて、協会を建て直すためには、そのもとである東京弁護士会にメスをいれるより外に方法はない。それは別に一会をたてることである。

原はこう考えて、同志をさそつて第一東京弁護士会の設立にふみきつた。

人は、東京という同じ地域に、二個の弁護士会が併立するのは不自然だという。だが代言人時代の末期、東京には二個の組合が存在した。弁護士時代になつてひとつになつたのは、司法省の監督の便宜からきただけのことである。法律を改正して、思想感情を異にするものが別に集まつて、新しい弁護士会を設けられるようにしてもそれは理不尽なことでない。

こうして、原とその同志による第一東京弁護士会創立のことが、断行されたのである。

吾輩なども、其れまでは、何処でも余り喋つたり書いたりしたこともなかつたので、世間では極めて引込思案のおとなしい者と見て居てくれた。事実引込思案で、成るべくおとなしく暮りたいと云ふのは、吾輩の昔より持つて居て、今でも変らない希望ではあるが、或る任務を引受けたからには、其の任務に対する責任は必ず果さなければならぬ。其れが爲に他人の忌諱に觸れたり非難されたりするのは、止むを得ないところであると云ふのが、吾輩の常に懐く信条である<sup>1</sup>。

これは明治30年、日本弁護士協会の『録事』の編集主事をひきうけたときの原の談話であるが、このような原

の信条が、大正12年の第一東京弁護士会の創立の折りにも発揮されたのである。

第一東京弁護士会の設立は、原の念願である司法改革、人権擁護のためであった。

不幸にして、それができないような状態になつたので、別に一会をたてて、それができるようにしたまでである。

第一東京弁護士会の創立は、世俗が興味本位に噂するように、単なる「椅子争い」が原因ではなかつたのである。

### 「会記」の由来

ところが不思議なことに、第一東京弁護士会の設立時において、原とその同志はあえて右のような設立目的を天下に公表しなかつた。「立党宣言」とでもいうべきものを發表して、これによつて一般の誤解をとくとともに、創立の大目的を明らかにすることは必要だと思われたのに、それがなかつた。

これには、理由があつたのであろう。

——新しい弁護士会をつくらうとして準備にとりかかつた段階から、大きな反響を呼びおこしたのであるから、またまた設立趣意書を發表して、いらざる刺激を与えることもない。それより同志はますます結束をかため、弁護士としての本分にめざめて、自律自戒につとめる。そして設立の趣旨を、言葉でなく態度で示そう。

たぶんこのような考えから、第一東京弁護士会は設立時に、ことさら沈黙を守つたのであろう。

このように会が発足したときは、設立趣旨の發表はなかつた。しかし、それに相当するものがないことはない。作成された時代はずつと後になるが、昭和7年に原の執筆によつてできた「会記」が、それに当たる。その全文はつぎのとおりである。

## 第一東京弁護士会記

第一東京弁護士会は大正十二年五月八日 我同志三百八十五人に依り設立せらる

願みれば当時我同志の属したる弁護士会は會員実に二十余の多きに達し 従て思想感情を異にするもの發生し 剛健中正の道義的精神は漸次衰頹し 内平和を欠き外輕侮を招かんとするに至る 我同志は深く之を憂ひ更に一の弁護士会を組織し其儀容を新にし 以て弁護士本来の面目を保持せんとせり 而して其希望は帝國議會並に司法当局の登る所となり 弁護士法の改正行はれ本会設立の認可を見るに至れり

惟ふに弁護士会は法律的団体なりと雖も道義的精神に拠り結合するにあらずれば久遠の安固進展を期すべからず 是故に我會員は当初より徳性を磨礪し謙讓抑損と和衷協同とを以て事に従ひ風氣愈々敦厚に趨けり 従て己を省みずして人を責め義務を等閑にして權利を妄張し名利之れ事とし相互の融合を毀傷せんとする者如きものを見ず 是の如きは強り本会創立の精神を發揮するのみならず又以て一般団体の模範たるに足らん 是れ余余素願の存する所にして中心の欣快之れに加ふるものなし

本会創立以來茲に十年 會員中其由来と伝統的精神とを明かにせんと欲する者尠からず 余が創立の事に歎掌し最先の會長たりしの故を以て來りて文を徴す 因て傳趣を顧みず之か記を作ると云ふ

昭和七年三月十五日

原 嘉 道

原がここで述べていることは、本会創立の目的とその成立事情であることはいうまでもないが、これはとりもなおさず、設立時に書かれるべくして書かれなかった「立党宣言」となることができよう。第一東京弁護士会ではこれを会の原点として、その精神を先進から後進へ、古参会員から新入会員へと申し送って今日に至っている。

なお、この「会記」が昭和7年という時点で書かれた理由については、原自身がこの文章の末尾で述べているが、それに加えて以下のような事情があったことを付記しておこう。

昭和6年4月25日、第一東京弁護士会および帝國弁護士会の主催で「原・花井両博士表彰式」が上野精養軒において行なわれた。この席で、記念品として両博士の姿を刻んだ銅製肖像彫刻を贈り、多年、弁護士会の発展につくした功績を表彰した。贈呈した胸像は同型のものが二軀ずつあって、一は手許に、他は会館に安置して永久保存することにした。

原・花井は會員からうけたこの好意に感謝して、その返礼として大量の法律関係図書に会に寄贈したが、このとき、原・花井は會員のなかに別な希望があることを知った。第一東京弁護士会の創立事情を述べた文章を書き残しておいてもらいたいという注文である。

原と花井は他日これを書くことを約したが、昭和6年暮に花井が急逝するという突発事にあつた。そのため約束は原ひとりでも果たさなければならなくなり、昭和7年の初め、原はこれを執筆して会に届けた。「会記」がすなわちこれである。

最後にもうひとつ、「会記」に関する余談をつけ加えておく。

「会記」は会に贈られるとすぐ額装を施され、会館三階の集会室の正面向かつて右側の壁に掲げられて、會員はいつでもこれを見ることができるようになってあつた。

これが戦前の状態であるが、戦後は会館内部の様様替へにしたがつて、一時期これをうつして応接室に掲げていた。ところが昭和41年に至つて会館増改築工事が竣工したのを機会に、こんどは理事者室に運びこんで、會長

デスクの後壁がその掲出場所に選ばれた。この状態が、今日においてわれわれが見るところのものとなっている。

1 原嘉道『弁護士生活の回顧』P四一七

### Ⅲ 第一歩を踏み出す

#### 1 こじれる会館使用問題

##### 行手はばむ難関

大正12年5月8日設立認可をうけ、5月20日第一回総会を開いて発足した本会であったが、たちまち前途に大きな難関がたちだかった。第一東京弁護士会の会員はもはや東京弁護士会の会員でないのだから、東京弁護士会館に出入りすることはもちろん、裁判所の弁護士控所も利用しては困るということになったからである。

分離を強行すれば、このような余震がある。そのことは予想されないではなかったが、現実に締めだしをくっ

われらの弁護士会史

(非売品)

昭和四十六年十二月二十日発行

編集

第一東京弁護士会  
会史編集委員会

印刷

株式会社 高千穂印刷所

発行 第一東京弁護士会

東京都千代田区霞が関一ノノ四  
電話 東京五八一―二二三六(代)

創立四十年周年記念會誌

第二東京建設士會



名ということになる。

かくてこの東明会は、先輩友人との関係上桃李倶楽部所属の小会派の一つとなり、その代表者によって会長その他の役員候補者を定める投票権をもつことになった。当時の桃李倶楽部の投票権を有する小会派は七つあったと記憶する。これに桃李倶楽部プロパーの肝煎という今の幹事長のような一人が同資格をもって加わった。

### 三、桃李倶楽部の崩壊

「当時の総会の荒模様」の項の終りのところで述べたように、大正一年五月の総会は会長卜部喜太郎氏の下に行われたが、その日に至るまでに桃李倶楽部自体の内部に長老派と少壮派と会長候補者の選定につき全く見解の相違を来し調節がつかなくなった。このことはいわゆる第一次世界大戦後の民主主義的風潮の盛り上り（しかし間もなくこれは大きな反動を受けて逆になった）から、少壮者が先輩の支配に無異議に従うということに反撥をしたことに起因しよう。世は下剋上といったが、いずれにしても岩田宙造氏を出そうとする長老派に対し、乾政彦氏を出そうとする少壮派は、客観的な順序からいえば無理と知りつつ、自からの勢力をもって押し切ろうとし、遂に勝利を得たのである。しかしこれは秩序的には無理であったから、とうとう桃李倶楽部はこれを機として崩壊し、このことは東京弁護士会そのものの分裂にまで発展した。後述のとおりである。ここで注意を要するのは、この事実は、はじめに述べた述べた東京弁護士会内の二潮流すなわち主流派反主流派の争いは直接関係のないということである。すなわちこのことは桃李倶楽部内部から起った自壊作用で、その動因は時代の流れにほかならないのである。先に述べた長老派の東京弁護士協会を作ったことよって桃李倶楽部は全く消滅したのである。そしてこれを傍観していた大きな対立である反主流派の諸氏は、あるいは内心ほくそ笑んでいたかも知れないが、何ぞ知らんそれが東弁分裂の段階に進む第一波であったのである。

少し具体的にいうと、桃李倶楽部の会長候補者選定会議で乾政彦氏を

推した中心は同氏を会長とする親睦団体「緑新会」であって、もっぱら東大京大の大正初頭以後の卒業生多数で組織されていた。この意味で先輩からいうと緑倶楽部の弟分に当る。さきに言ったように当時桃李倶楽部の会長候補の決定は、各代表八票か九票の向背できまっていたのであるから、その代表権（もちろんその団体の意向を反映する）の八個ないし九個をどういう風に引きずるかで操作が十分に行われる余地もあった。このとき桃李倶楽部の肝煎は新井要太郎氏であったが、本来長老派の一員であった同氏はこれを機会に長老派から排斥されるに至った。そしていよいよ東弁自体の正式の総会の投票の時は反主流派がこれに同調したと見られるから、勝敗は明らかだったのである。これを期として桃李倶楽部の毎年の和合亭の集合は終りを告げてしまった。

### 四、東京弁護士会の分裂、第一 東京弁護士会の成立

東京弁護士会が分裂し、第一東京弁護士が成立するに至ったのは、大正一年五月の総会で次期会長に乾政彦氏が選ばれたことに直接の因をなしたのだということは前に述べたとおりである。しかしこのことは大きな二潮流の反主流派が勝つたということと直ぐ結びつけられないことも、右に述べたとおりである。ここで「日本弁護士沿革史」一一二頁に次の記載があるのをその例として引用して見よう。

「会長の椅子、久しく或る元老閣の専有に帰するや。一部のものは之れに反感を有するに至り、革新を標榜して密かに計画し奔走し、大正十一年遂に革新派乾政彦の当選を見たるを以て、元老派は之れに快らず東京弁護士協会なる私的団体を設立し、之れに対抗せんとしたるも及ばず……云々」と記載されている。

この記載は、これだけだと東京弁護士会内の反主流派（革新派）が勝を制したように見えるが、この見方は飛躍であって、結果は別として当初はどこまでも桃李倶楽部内部の長老派と少壮派の争いであつたのが真相である。その証拠にはいわゆる革新派の中心たる緑新会は、第一東京弁

護士会が分離独立した後、今度は残った東京弁護士会の主流派にのし上った法曹同志会に対し、必ずしも同調しないでこの勢力に対抗しようとした事実がつづいたのでも判る。しかし大まかに言って客観的には右沿革史の記載は間違いないであろう。

話を元にもどして東京弁護士協会を結成し時期を待った長老派は、さらに次の打撃に当面した。すなわち日本弁護士協会（これは全国弁護士の強固な私的団体で、毎月「日本弁護士協会録事」を発刊していた）の総会が大正十一年一月九日上野精養軒で開かれ役員の変更があつた際、今度は大きな意味の反主流派と旧桃李倶楽部内の少壮派（あるいは革新派）とが合流し、役員を多数を独占してしまつた。このため東京弁護士協会の結成ぐらゐでは意義がないと認められた長老派は、大正十一年に入ると弁護士法改正によって、全く別な弁護士会を結成することを決意し、その活動にとりかかつた。その改正案は、成立した法文を掲げると同法第三〇条の本文に但書を加えることであつた。次のとおりである。

第三十条 弁護士会ハ地方裁判所ノ管轄区域毎ニ之ヲ設立スベシ但シ  
弁護士会ニ属スル弁護士三百名以上アル場合ニ於テ其ノ中百名以上  
ノ者ハ同一地方裁判所ノ管轄区域内ニ別ニ弁護士会ヲ設立スルコト  
ヲ得

結果からいへば大正十一年四月法律第五一号として成立した、しかしそれまでの東京弁護士会の革新派（以前は反主流派であつたが、その時から主流派となつた）は、この改革案にあらゆる反対行動をとつた。すなわち同会の有志六〇余名の請求により、大正十一年三月六日明大講堂に臨時総会が開かれ、出席会員六八八名によつて右改正案に対する態度を附議した。元の主流派（長老派）から秋山襄氏が議事進行について発言を求め、乾会長の不信任、総会招集手続の不備、記録閲覧請求等あらゆる阻止の手段をとつたが、結局騒然たる間に討論を用いず、改正案反対の決議案を可決した。この後革新派は国会議員に働きかけ、あるいは三月十四日神田青年会館に反対演説会を開き、原嘉道、花井卓庵両氏の立会を求めたが拒絶された。さらに今は主動権を握つた日本弁護士協会の総会を開いて反対決議をし、また大阪弁護士会を動かし三月三日反対決

議を成立せしめたが、結局いずれも無効果に終つた。それは長老派は当時の弁護士の大巨頭とか一流といふべき多数の名士を擁していたから、衆議院の主流派に貴族院の多数は皆長老派を信頼する人が多かつたから、とうてい革新派の及ぶところではなかつたのである。

かくて大正十一年五月二日改正弁護士法に基づく第一東京弁護士会が、会員三八四名をもつて成立し、ここに東京弁護士会が公式に二つに分裂するという歴史的事実が実現したのである。このあと一種の泥仕合のようなやりとりが何度か行われた。大正十一年六月二三日一弁から東京護士会館は歴史的に会員全部のものだから、人数により負担を分けあつて共用したいと、一弁会長原嘉道氏より当時の東弁会長磯部四郎氏に申し入れた。しかし東弁は常議員会の議を経て、一弁は東弁を脱退したのだから、権利の存在を前提とする共用申入れは承諾の限りでないといふ磯部会長の名の下に突っぱねた。原会長は六月二五日同趣旨の請求をしたが、六月二八日東弁磯部会長はこれをも拒絶した。そして東弁会館内に杜撰何名かを雇い入れ、他会（といつても一弁を意味した）の会員が当然の権利として会館を使用することを実力をもつて阻止した。

一弁の諸氏はここに至つてもはや東弁の諸氏を相手にすることは無意味であると認め、現在の第一東京護士会館の建設に着手しこれを完成し、また日本護士協会を見捨てて別に全国の同志護士に呼びかけ、大正十四年五月二四日「帝国護士会」を結成し、その言論機関として「正義」を發刊した。ここに至つて東京護士会内の二派対立は全国的に広がり、全くどうにもできない対立を固定してしまつたのである。

## 五、第二東京護士会成立の氣運

前述のように長老派が大正十一年の總會後東京護士協会を組織したとき、東明会は会長仁井田益太郎氏が、長老会の多くの人と懇親であつたから、同氏はもちろんその方に加入したがその他の東明会員は青壮年が多いため必ずしも直ぐそちらに行くといふことにはならなかつた。しかし先輩後輩の關係、あるいは会長選挙の術策や混乱などいゝわゆる革新

派に感心しなくなった多数は、傾向からいえば長老派の協会に赴く体勢ではあったが、といって第一次世界大戦後の風潮から、にわかには先輩に追随し協会へ行こうという者もなかった。かくて前記のように大正一二年に入ると、とうとう後の第一東京弁護士会が東弁から分離独立できる改正法律案が成立した。そしていよいよ新弁護士会が設立される準備がはじめられた。そのとき同時に会長となるべき原嘉道氏から東明会の会長である仁井田益太郎氏に、東明会の諸君も種々の縁故からいつて新弁護士会に入るべきであるから、全員結成に参加されたいと申入れて来た。仁井田会長はこのことをわれわれに伝えると同時に「自分は友人関係からいえば、当然新弁護士会設立に参加すべきであり、諸君も縁故からいえば同じだと思ふ。しかし東京弁護士会が二つに分れるのは本望望ましくはないし、また若い諸君の心持が解らないでもない、だから諸君は諸君の将来に重大な関係あることとして慎重に協議を重ねて態度を決めてもらいたい。自分は新弁護士会設立に参加したいけれど東明会の大多数の諸君が参加したくないと決定したならば自分の一身の利害を顧みないで諸君と行動を共にする」といった。(わたくしごとを加えて恐縮であるが、わたくしは仁井田先生の言葉に思わず涙を催し何という度量の広い人だとしみじみ感じた。)そこで東明会の同人は連日論議を重ねた。時には深夜に及び、家庭に帰りそびれたり、あるいは夜中奥さんを叩き起したりして、おそらく夫人の心証を悪くした人も沢山あったと思ふ。考えてみるとわれわれが弁護士として煩悶懊悩したことこの時のごとくはげしいことはなかったらう。奥山八郎君、小野田静君、天野辰夫君、林逸郎君、太田耕造君、三輪寿壮君、榛村専一君、山本唯次君(以上順序不同)などの諸氏との毎日毎晩の熱論を想起する。(このほかに沢山参加された方がありますが割愛することをお許し願いたい。)かくて五、六日後にわれわれ東明会員として到達した結論は次のような趣旨であった。

(一) 新弁護士会(後の第一東京弁護士会)の先輩友人諸氏が、東京弁護士会の会員多数の態度を非難し著しく弁護士の品位を傷けるものであり、このような人達と同じ弁護士と呼ばれるのを潔しとしないという

心持には共鳴できないことはないが、いずれにしても双方ともわが国のれっきとした弁護士であることに変りはない。一方が他方を卑しめ低級視して別の会に団結したからといって、日本全体の弁護士がよくならないとはいえない。むしろ識見あり品位を重んずる弁護士は、常にそうでない弁護士の手を引っぱって互いに向上しなければならぬのではないか。それが日本の司法の向上に寄与する本當の態度ではないか。

(二) 今互にこの二つの相容れない考え方の団結が相対立している際、一方にわれわれ東明会が合流するならば、日本の弁護士は全く回復しうたい二つの相対立する二派に分れ、永久に一つになる時期を失うであろう。われわれはむしろ他日第三の弁護士会を組織し、天下鼎立の形を作り、両者対立の禍根を徐々に除いて行き、いつの日か東京の弁護士が一堂に会する時期をできる限り速やかに来らしめようではないか。

(三) 他日第三の弁護士会を作ることとは容易なことではない。しかしわれわれは同志をできるだけ募り不転の勇氣をもってこれを是非ともなしてあげよう。われわれの多くは未だ若輩(おそらく三十代が一番多かったらう)であるが、各個人が立派な弁護士になることに熱情を傾けてゆけば、若輩の会といえども次第に他の会及び社会の信頼と尊敬を得るに至るであらう。

この趣旨を仁井田会長に伝えたところ会長はとにかくこれを了承し諸君と行動を共にするといわれた。

仁井田会長は、この決定の真意を原嘉道氏に伝えその諒解を得た。この後数日たって仁井田会長がどこかで平松市蔵氏に会ったところ、同氏は「東明会も相場がきまりましたなあ」と放言したという。わたくしは仁井田会長から直接これを聞いて今なお記憶に鮮やかである。このことを僚友諸氏に伝えたところ、いずれも憤激し、この言葉でかえってわれわれの決心は動かないものになった。

かくて長老派の新弁護士会が成立し第一東京弁護士会という名称を附したことは前記のとおりである。この間に緑新会から二〇数名の諸氏が乾会長当選後の同会の態度に不満で、退会して二日会なる私団体を結成

した。もちろん弁護士としての品位の保持等について緑新会あるいはさらに東京弁護士会の有力者達と見解を異にした結果である。その指導的な人々のうちの真野毅君、海野晋吉君などは健在であるから、この方面のことはその方達にお任せしよう。

とにかく東明会、二日会の会員達は、どうしても第三の法律上の弁護士会をもう一つ東京に作って独自の道を行こうという考え方は同じであった。

一弁成立後大正一二年五月の東京弁護士会総会は、会長に磯部四郎氏を選任し、同氏が惜しくも関東大震災の夜本所被服廠跡で惨死されるやその後任として岸井辰雄氏が選ばれ、同氏は引きつづき大正一三年度同一四年度も会長として選任された。そして大正一五年度は横山勝太郎氏が会長となった。もちろんこの間東明会も二日会も会長その他の選挙には一切関与しなかった。しかし緑新会は、乾会長の後、自会より会長を出そうとしたようであるが、第一東京弁護士会が東弁から去った後は、東明会、二日会が選挙に冷然として他の大きな目的の準備を進めているので、いわば反主流派少数派となって、どうにもならなかったようであった。そのためか緑新会の諸君は、われわれ東明会、二日会の企図する第三の弁護士会の設立に心持が傾くようになって来た。それは大正一四年の初頭からであったと思う。東明会、二日会の人達には緑新会と新しい会の設立に手を携えてゆくことに難色のあるものも多かったが、結局この場合は志を同じくする者は共に行こうではないかということになり、その設立事務所である仁井田事務所と協議をつづけた。しかしこの企画に關する限り東明会が主導権を握っているのは当然であつて、これが先進である緑新会の乾政彦氏、庄野理一氏などにはきわめて不満で大正一四年六月一三日の新弁護士会設立世話人の名簿には多くの緑新会員が名を列ねていたが、その後緑新会の指導方針を事毎に主張し、遂にはわれわれの行動を公然非難するようになったので、とうとう決裂して緑新会とはこの関係では別れてしまった。かくて新弁護士会設立の準備は東明会二日会の間で仁井田事務所を設立事務所として大正一四年の初夏頃には次第に固まつて来た。

## 六、第二東京弁護士会の成立と当初の参加弁護士の団体と個人

上述のように新弁護士会設立の中心は東明会と二日会であるが、中でも東明会は仁井田会長が自から陣頭に立って、自分の事務所を設立事務所を提供するのみならず、東明会の会員数は九〇名に近く（新弁護士会に参加したのは相当減ったが）どうしても東明会が事務上の中心となるほかなかつた。しかし仁井田会長はじめ設立世話人一同はこの際弁護士会設立の趣旨に賛成の同志をできるだけ獲得しようということになった。ここで特に記しておきたいことは仁井田会長が一弁の原会長にこの計画を報告したところ、大いにこの挙に賛成し、できるだけ援助をし、一弁からの参加希望者があればむしろ勧めてもいいといわれたということである。これはまことに原嘉道氏の偉大なところであると今でも感に堪えない。

そのため第一東京弁護士会から、当時われわれから見るとはるかに先輩であつた方々すなわち中松盛雄、花岡敏夫、竹内賀久治の諸氏、特に竹内氏の知新会の諸氏が加わり、また江橋活郎氏も参加し、結局一三名が加わつた。また東京弁護士会会員からの参加は、前記東明会、二日会の会員のほか、一〇名近くが参加し、結局設立申請書に掲げられた弁護士は合計一七八名であつた。ここに至る公式の手續の詳細経過および氏名は、別冊奥山八郎編本会々史「設立の沿革」に委しいからここには繰り返さない。

なお前記の経過から、東明会が第一東京弁護士会に不参加の決意をし同時に新しい第三の弁護士会を作ろうという考案を定めてから、実現まで三年近くを費やしているのに気づくであろう。その理由は一弁が成立したときの切迫した事情と、一弁設立の弁護士幹部級は、当時の東京在任の弁護士の一流を網羅しており、これはやがて日本の最高級の弁護士の多数を意味していた。したがって司法部との交渉においても、また財的の面でも新弁護士会を設立するにきわめて容易であつたのである。

編  
集  
後  
記

本会の創立四十周年記念を迎えるに当り、本会理事者より会報委員会に対しその記念事業の一つとして会史編纂特別委員会の協力をえて本会の四十周年を回顧した記念誌を発行するよう御要望があった。

先に本会三十周年を記念して会史編纂特別委員会が発足し、会史の完成こそみていないが本会設立前後の事情は明らかにされつつあった。ところで本会創立当時の会員の方々が御元気のうちに当時の資料を検討し当時の事情を発表しておいて頂かないと貴重な事実が時の流れに埋もれてしまい、悔を後世に残すおそれなしとしないのである。

そこで委員会として種々検討した結果、本会の「会史」については会史編纂特別委員会で今後とも編纂を継続されることであるから、本誌では同委員会が今日まで努力を傾けられてきた本会設立前後の事情と木造及び改装前のコンクリート会館建築までの事情を中心に編集し、本会創立当時よりの会員の方々に当時の思い出を寄稿して頂くことにしたのである。

本誌を第四十周年記念「会誌」と名付けた所以もあくまで「会史」は今後の成果に俟ち、会史編纂の一里塚としての役割りを果たすことを念願としたからに外ならない。

また本誌には終戦前に発行された「会報」から随筆、短歌及び俳句の一部を再掲載させて頂いた。終戦前の会報は現在の会員の方々の多くが御存知ないので御紹介すると共に当時の会員の方々に往時を偲ぶようすがともなろうと思つたからである。

本誌の表紙の文字は今井忠男会長に、扉絵は小泉英一会員に揮毫して頂いた。カットは江原綱一、加藤勝三、小泉英一、登石登各会員の作品を利用して頂いた。ここに感謝の意を表するものである。また貴重な原稿をお寄せ下さった会員の方々に感謝すると共に、掲載原稿について

内容からみて順序の不揃いの点があれば御恕し願いたい。

なお、本誌には同時に四十周年記念の意味から「写真」はできるだけ古いものから新しいものまで蒐集して本会の四十年の歩みが回顧できるように心掛けた。幸い会員の方々から貴重な写真を拝借でき、本会事務局の努力で古い資料を数多く撮影できた。しかしまだ十分とはいえないので今後会史の編纂の際は多くの会員の方々の協力を御願ひしたいものである。

写真の説明の一助として「各周年記念式典祝賀会」「旅行会」「海の家」「戦前の会報」について触れた。併せて御読み頂きたい。

創立四十周年記念会誌(非売品)

昭和四十一年三月三十日 発行

第二東京弁護士会 会報委員会委員長  
発行人 秋 吉 一 男

印刷所 大統社印刷株式会社  
東京都台東区東上野四ノ九ノ五

発行所 第二東京弁護士会

電話 霞ヶ関 (581) 二二五・六番  
一八八五番

弁護士に相  
談する

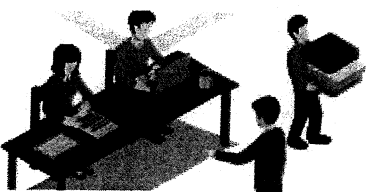
東弁への入会を  
希望する

東弁にでき  
ること

ページ

を知る

/ EN



HOME / 東京弁護士会を知る / 東京弁護士会について / 東京弁護士会とは

- 東京弁護士会を知る
- 当会について
- ▶ 東京弁護士会とは
- ▶ 早わかり東京弁護士会
- ▶ 役員からのご挨拶
- ▶ 歴史としくみ
- ▶ 組織図
- ▶ 東京弁護士会行動計画
- ▶ 当会のコンプライアンス
- ▶ ハラスメント等の防止への取り組み
- ▶ 東京弁護士会Q&A
- ▶ アクセス・連絡先
- ▶ 職員求人情報
- 当会の主な活動
- 委員会紹介
- 法律研究部

## 東京弁護士会とは

### あなたにとって身近な弁護士会を目指しています ～基本的人権の擁護と社会正義の実現のために～

東京弁護士会は、約8,700人の弁護士会員を誇る日本最大規模の弁護士会です。1880年（明治13年）6月29日に、前身である東京代言人組合の創立総会が開かれ、その後、弁護士法（明治26年法）が公布された1893年（明治26年）、東京弁護士会となりました。

刑事弁護、子ども、高齢者、障がい者、女性、消費者、犯罪被害者、外国人、公害・環境など、あらゆる分野の人権問題に取り組むほか、市民のみなさんが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充しています。

また、人権擁護の観点から、適正な司法制度の実現、立法その他の施策が具体化するように声明や意見書を発表したり、法務省や裁判所とも協議したりしています。

自治組織として、弁護士や弁護士会の改革も積極的に進めています。

## 概要

### 名称

東京弁護士会（英語表記：The Tokyo Bar Association）

### 創立

1880年（明治13年）6月29日  
東京弁護士会の前身である東京代言人組合が創立。

### 役員

会長	伊井和彦
副会長	寺町東子 加納小百合 市川 尚 河井匡秀 吉田 修 奥 国範
監事	鈴木 剛 西川一八

24時間受付 法律相談のインターネット予約

中小企業法律支援センター  
中小企業を法的にサポート

LC 法律相談センター

日弁連 ひまわりおひまわり110番



ますので、直接弁護士に説明を求めて差し支えありません。

[^ 上へ戻る](#)

### Q9 東京弁護士会に所属している弁護士に対する苦情があるのですが。

**A9** 当会に所属する弁護士の苦情については、[市民窓口](#)というコーナーで承っています。電話での相談、面  
接による相談（予約制）があります。

※なお、面接相談は現在休止中で再開時期等は未定です。

[^ 上へ戻る](#)

### Q10 弁護士記章（バッジ）はどのようなデザインなのでしょうか？

**A10** ひまわり（外側）とはかり（中央）がデザインされています。

ひまわりは正義と自由を、はかりは公正と平等を追い求めることを表しています。

なお、弁護士記章には、金製と銀製があります。

[^ 上へ戻る](#)

### Q11 東京にはなぜ3つの弁護士会があるのですか？各弁護士会の違いは何ですか？

**A11** もともとは一つでしたが、大正時代に[会のあり方をめぐる考えの違い](#)で分裂しました。

思想や専門分野によって分かれているわけではありませんので、弁護士会ごとの違いは特にありませ  
ん。なお、弁護士は弁護士法により、いずれかの弁護士会に所属することになっています。

当会の会員数は、全国の弁護士会の中では最大規模となっています。

[現在の会員数はこちら](#)

[^ 上へ戻る](#)

### Q12 なぜ弁護士は弁護士会に入らなければならないのですか？

**A12** 弁護士の職務の公共性に鑑み、その適正さを確保するため、同時に権力から弁護士自治と職務の独立性  
を確保するためです。

[^ 上へ戻る](#)

[< Q&Aの一覧へ戻る](#)

# 本会について

HOME / 本会について

会長あいさつ >

令和四年年度会長  
**松村 真理子**

当会の令和四年度会長 松村  
真理子のあいさつを掲載して  
います。

第一東京弁護士会とは? >

第一東京弁護士会は、東京都  
に事務所がある弁護士たちの  
会です。

本会の活動 >

市民のための活動、社会のた  
めの活動、会員のための活動  
についてご紹介いたします。

理念と歴史 >

当会の理念と成り立ちや歴史  
についてご紹介いたします。

弁護士制度の維持 >

弁護士とは >





本会について

> 第一東京弁護士会とは？

> 本会の活動

> 理念と歴史

> 弁護士制度の維持

> 弁護士とは

> 「法の女神テミス」像について

> 都市型公設事務所

> 多摩弁護士会館

> 会長あいさつ

## 理念と歴史

### 第一東京弁護士会の理念

第一東京弁護士会は、1923年（大正12年）5月8日に創立され、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現、司法制度の発展と弁護士の地位向上を図るために活動しています。

当弁護士会創立当時は、弁護士は地方裁判所検事局の検事正の監督下にあったため、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現は、著しく制限されていました。

1949年（昭和24年）になって、新たな弁護士法の下に当弁護士会が主導的に活動し、日本弁護士連合会が創立され、弁護士が完全に自治権を確立し現在に至っております。当弁護士会の会員である弁護士は、在野法曹として徳性を磨き、謙譲と協和の精神をもって事に当たり、国民の模範となるべく研鑽を続けています。

そして、この当弁護士会創立の精神は、現在に至るまで脈々として引き継がれ、当弁護士会独自の穏健中立な会風を築き上げております。

私たちは、引き続きこの精神を受け継ぎ、真に市民の期待と信頼に応え得る 弁護士、弁護士会となるべく努力をつづけています。例えば、個人の人権や法律問題だけでなく、企業取引の公正を確保するための活動、国際的な問題や専門性の高い問題にも、日々取り組んでいます。

当弁護士会創立時の伝統的精神は、「第一東京辯護士會記」として会内に掲額され、その精神は当弁護士会会員の日常活動の規範として、また独自の制度である常議員会における新入会員の宣誓式として今日でも連綿と継承されています。

### 第一東京弁護士会の成り立ち、歴史

第一東京弁護士会創立の当時、東京で唯一の弁護士会であった東京弁護士会は、会員が急増し、会員相互の意思の疎通が円滑にいかない状況にありました。

そのような状況を憂えて、原嘉道、花井卓蔵、江木衷、岸清一、岩田

宙造弁護士らの指導の下、385名の弁護士が東京弁護士会から分離・独立して創立したのが当弁護士会です。1923年（大正12年）3月15日、時の帝国議会において弁護士会分離法案が可決されたのを受け、同年5月8日に当弁護士会の創立が認可されました。

その後、同様に第二東京弁護士会が東京弁護士会から分離・独立し、現在、東京には3つの弁護士会が併存しています。

 [フッターメニューをひらく](#)



## 第一東京弁護士会

[本会のホームページについて](#)

[サイトマップ](#)

[個人情報保護方針等](#)

[利用目的の通知・開示等請求手続について](#)

[ご意見・ご感想](#)

[リンク](#)

Copyright © Dai-Ichi Tokyo Bar Association All Rights Reserved.

## 第二東京弁護士会のご案内

ホーム › 第二東京弁護士会とは › 第二東京弁護士会のご案内 › 概要・あゆみ

### 第二東京弁護士会とは

第二東京弁護士会のご案内

会長あいさつ

▶ 概要・あゆみ

6つの事業

国際活動

第二東京弁護士会の組織 +

出版物・パンフレット等 +

**BmiNiBen**

新型コロナウイルスに関連したご案内

### 概要・あゆみ



私たち、第二東京弁護士会（通称「二弁」）は、東京で一番若い弁護士会として、自由闊達な気風を誇りとし、社会の新しい動きを積極的に取り入れ、多くの分野で意欲的に活動しています。

東京には、第二東京弁護士会のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会があり、この三弁護士会、および三会に所属する弁護士はすべて日本弁護士連合会（日弁連）の会員です。三会には、気風の違いというようなものはあるかもしれませんが、上下関係や地域割りがあるといったことは全くありません。現在、3つの弁護士会があることが皆さまの不便にならないよう、三会は相互に協力し合いながら、活動しています。

第二東京弁護士会では、市民の皆さまの権利を実現するための活動に特に力を入れています。例えば、法律相談センターの設置、手ごろな費用で迅速な解決をはかる仲裁センターの設置、逮捕された人のもとに接見に駆けつける当番弁護士制度を運営しています。民事介入暴力、セクシュアル・ハラスメント、各種の消費者問題のほか、外国人の人権問題にも迅速に対応しています。

また第二東京弁護士会は、市民の皆さまに最も身近な法律家の団体として、市民の皆さまの権利を守り、社会正義を実現するために提言をします。司法制度の改善のために裁判所や法務省と話し合います。もちろん、一人ひとりの弁護士の仕事をバックアップし、資質や能力を高めるために研究会や研修も積極的に行っています。会員のための留学制度、海外弁護士会との交流及び海外連携弁護士紹介制度の設置などによる国際業務への進出や対応も行います。弁護士自治を実践し会員の規律を保つなど、自らの襟も正します。

私たちは、毎日の活動を通して、時代と社会を見つめています。

### 概要

## 弁護士会の会派

0 Like 0 ツイート

### 目次

#### 第1 はじめに

#### 第2 東京弁護士会の会派

- 1 総論
- 2 法友会
- 3 法曹親和会
- 4 期成会

#### 第3 第一東京弁護士会（大正11年5月20日創立総会）の会派

- 1 総論
- 2 全期会

#### 第4 第二東京弁護士会（大正15年3月30日創立総会）の会派

- 1 総論
- 2 紫水会
- 3 全友会
- 4 五月会
- 5 日比谷倶楽部
- 6 清友会

#### 第5 大阪弁護士会の会派

- 1 総論
- 2 7会派から選出される7人の副会長
- 3 それぞれの会派ごとの人数
- 4 春秋会及び五月会

#### 第6 愛知県弁護士会の会派

#### 第7 関連記事

#### 第1 はじめに

- 1 東京三弁護士会、大阪弁護士会及び愛知県弁護士会に存在する会派（派閥）につき、東洋経済ONLINEの「弁護士界の”細かすぎる派閥”はこう生まれた」が非常に参考になります。
- 2 「東京三会合併の理念」（筆者は峠野愈弁護士。自由と正義41巻4号（平成2年4月発行）148頁ないし150頁）に、大正時代に東京の弁護士会が三つに分裂した経緯が要領よく書いてあります。
- 3 大正末期から昭和40年頃までの東京三弁護士会の派閥争いについては、法曹三国志（昭和58年1月8日発行）に非常に詳しく書いてあります。

## 第2 東京弁護士会の会派

### 1 総論

- (1) 東京弁護士会には、法友会、法曹親和会、期成会及び水曜会という4つの会派があります（二一会HPの「現在の二一会について」参照）。
- (2) 東弁リブラ2011年2月号の「東弁における会派－その現状と未来－」によれば、平成22年11月1日現在の会員数は、法友会が2398人、法曹親和会が1497人、期成会が587人、水曜会が人数非公表です。
- (3) ア 平成27年度東京弁護士会役員につき、伊藤茂昭会長が法友会であり、6人の副会長のうち、2人が法友会、3人が法曹親和会（東京法曹会、二一会及び大同会から1人ずつ）、1人が期成会でした（澤藤統一郎の憲法日記ブログの「東京弁護士会役員選挙結果紹介 - 理念なき弁護士群の跳梁」参照）。
- イ 平成29年度東京弁護士会役員につき、淵上玲子会長が法曹親和会であり、6人の副会長のうち、3人が法友会、2人が法曹親和会、1人が期成会でした（ちきゅう座ブログの「今年は平穏無事だー2017年東京弁護士会役員選挙事情」参照）。
- (4) 弁護士吉峯康博ブログの「宇都宮チーム・グループの日弁連会長選挙準備期間（全国各地の『意見交換会』など）約6カ月間の経過を書きました！！」（平成22年2月3日初稿）には、「東弁の約100年の歴史の中で、『無派閥』から東弁副会長になったのは、宇都宮健児弁護士ただ1人です。」と書いてあります。
- (5) 令和3年9月17日に第1回会議（設立会議）が開催された東京弁護士会歴史研究会（略称は「REKIKEN」です。）は、東京弁護士会の歴史を研究し、学ぶことを目的としています（東弁リブラ2021年11月号の「東弁今昔物語～150周年を目指して～ 第1回 REKIKEN～150周年へ向けてキックオフ」及び「理事者室から 論言？汗のごとし」参照）。

### 2 法友会

- (1) 法友会は、11の会派が集まることで、昭和21年12月14日に結成されました。
- (2) 法友会は以下の各部によって構成されています（法友会HPの「法友会の歴史・沿革」参照）。  
第1部 易水会、第2部 二六会、第3部 縦横会  
第4部 緑新会、第5部 公正会、第6部 至誠会  
第8部 春秋会、第10部 法曹緑会、第11部 達成会  
第12部 法曹同志会
- (3) 昭和38年8月1日に結成された法友全期会は、司法修習終了15年以内の会員によって構成されています。
- (4) 法友会HPの「各部のご紹介」に、それぞれの部会の幹事長挨拶が載っています。
- (5) 「東弁における会派－その現状と未来－」末尾5頁には以下の記載があります（改行を追加しました。）。
- (6) 菊地裕太郎日弁連会長（平成30年度同31年度）は法友会出身です。
- (7) 令和元年7月現在、法友会の会派内会派のHPは見当たりません。

### 3 法曹親和会

- (1) 法曹親和会は、東京法曹会、二一会、法曹大同会及び法曹同志会が中心となって、昭和23年2月29日に結成されました。
- (2) 昭和42年、法曹同志会は法曹親和会から脱退して法友会に加入しました。
- (3) 親和全期会は、司法修習終了15年以内の会員によって構成されています。
- (4) 「東弁における会派－その現状と未来－」末尾4頁には以下の記載があります（改行を追加しました。）。

**高中：**法曹親和会は、創立して60数年となりますが、下部組織が3つ、東京法曹会、二一会、法曹大同会ですが、それらの歴史は100年近くあるんですね。  
それが戦後集まって、法曹親和会が出来たといういきさつがあります。法曹親和会の特色は、良くも悪くもこの3つの会派に分かれているということに収斂されるのかなと思います。

### 4 期成会

- (1) 期成会は、昭和34年11月に結成されました。
- (2) 「東弁における会派－その現状と未来－」末尾5頁には以下の記載があります。

### 第3 第一東京弁護士会（大正11年5月20日創立総会）の会派

#### 1 総論

- (1) 第一東京弁護士会には、全期会、新緑会、青風会及び第一倶楽部という4つの会派があります。
- (2) 令和元年7月現在、会派のHPがあるのは全期会だけみたいです。
- (3) 東京弁護士会の全期会は、法友会又は法曹親和会の若手会であるのに対し、第一東京弁護士会の全期会は、ベテラン弁護士を含む会派そのものです。

#### 2 全期会

- (1) 全期会は、昭和26年4月、司法研修所出身の若手会員によって創設された会派であり、第一東京弁護士会の最大会派です（全期会HPの「第一東京弁護士会全期会とは」参照）。
- (2) 19期の梶谷剛日弁連会長（平成16年度同17年度）、及び28期の村越進日弁連会長（平成26年度同27年度）は全期会出身です（全期会HPの「全期出身会長・最高裁・日弁連・関弁連役員一覧」参照）。
- (3) 期前の島谷六郎最高裁判所判事、2期の佐藤庄市郎最高裁判所判事、7期の尾崎行信最高裁判所判事、11期の梶谷玄最高裁判所判事、16期中川了滋最高裁判所判事及び24期の大橋正春最高裁判所判事は全期会出身です（全期会HPの「全期出身会長・最高裁・日弁連・関弁連役員一覧」参照）。

### 第4 第二東京弁護士会（大正15年3月30日創立総会）の会派

#### 1 総論

第二東京弁護士会には、紫水会、全友会、五月会、日比谷倶楽部、向陽会、新風会、清友会及び日本法曹倶楽部という8つの会派があります。

#### 2 紫水会

- (1) 紫水会は昭和56年に設立されました。
- (2) 大野正男最高裁判所判事、濱田邦夫最高裁判所判事及び那須弘平最高裁判所判事は紫水会出身です（紫水会HPの「紫水会について」参照）。

#### 3 全友会

- (1) 全友会は昭和45年に設立されました。
- (2) 東洋経済オンラインの「弁護士界の"細かすぎる派閥"はこう生まれた」には「全友会は五月会、日本法曹倶楽部とはまったく別に、左翼系の革新派弁護士が1970年に創設。現在最大会派と言われる紫水会は、1980年に全友会から分離独立している。」と書いてあります。

#### 4 五月会

笠井直人平成30年度第二東京弁護士会会長は、五月会出身です（五月会HPの「五月会とは」参照）。

#### 5 日比谷倶楽部

令和元年6月14日に創立総会を開催した「頼りがいのある司法を築く日弁連の会」代表世話人の山岸良太弁護士が所属しています。

#### 6 清友会

昭和30年頃から生成されたみたいです（清友会HPの「第1回 清友会の歴史と私（弁護士 鹿野琢見）」参照）。

## 弁護士界の"細かすぎる派閥"はこう生まれた

東京3会に16会派、起源は126年前の派閥抗争

人が3人寄れば派閥が出来る——。世界各国に似たような表現が存在するらしく、人類と派閥は切っても切れない間柄なのだろう。

ご多分に漏れず、弁護士の世界にも派閥が存在する。一般的に弁護士は「派閥」という言葉を使わず、「会派」という言葉を使う。会派があるのは所属人数が多い東京、大阪、名古屋のみ。このうち東京弁護士会に至っては、4つある会派のうち3つに会派内会派まである。

### なぜ東京にだけ3つも「単位会」が？

弁護士は各都道府県にある弁護士会に入会しないと、弁護士を名乗って業務を行うことができない。各地の弁護士会のことを「単位会」と呼び、単位会の総本山が「日本弁護士連合会（略称、日弁連）」である。

会派はもともと、単位会の幹部人事の選挙絡みで誕生しており、単位会を飛び越えて横断的に組織されている組織のことは、会派とは呼ばない。

たとえば、医療被害、クレジット・サラ金被害など、訴訟テーマごとに第一人者の弁護士を核に、全国的な弁護団が組成されるケースは多数あるが、それは会派とは呼ばない。あくまで単位会内で組成される派閥が会派である。

単位会は基本的に1県に1つだが、例外が北海道と東京都。北海道は面積が広大なので4つある。弁護士は事務所を構えている場所の道府県の単位会に入会しなければならず、北海道も地域ごとに入会できる単位会が決められている。

だが、東京だけは事情が違う。  
東京、第一東京、第二東京と単位会が3つもあり、東京都内に事務所を構える弁護士は所属先を3つの中から自由に選べる。なぜこんな状況が生まれたのか。それはつまり、今から100年以上前に起きた「派閥抗争」に起因する。

■弁護士会別会派一覧

弁護士会		人数		弁護士会		人数	
会派				会派			
会派別会派				会派別会派			
<b>東京弁護士会</b>				<b>第二東京弁護士会</b>			
法友会		2,684		紫水会		約600	
1部 易水会		244		全友会		非回答	
2部 二六会		85		五月会		約600	
3部 縦横会		101		日比谷倶楽部		485	
4部 緑新会		205		向陽会		約200	
5部 公正会		350		新風会		約150	
6部 至誠会		219		清友会		非公表	
7部 自由革新法曹会		2		日本法曹倶楽部		約100	
8部 春秋会		560		<b>大阪弁護士会</b>			
10部 法曹緑会		174		友新会		667	
11部 運成会		146		春秋会		643	
12部 法曹同志会		598		一水会		618	
法友全期会		1,416		法曹公正会		480	
法曹親和会		1,723		法友倶楽部		455	
東京法曹会		737		五月会		446	
法曹大同会		525		法曹同志会		297	
二一会		461		<b>和歌山弁護士会</b>			
親和全期会		917		清流会		約400	
期成会		609		扇白会		386	
水曜会		約100		公正倶楽部		307	
<b>第一東京弁護士会</b>				無名会		約250	
全期会		約300~400		法曹維新会		71	
新緑会		約250					
青風会		約240					
第一倶楽部		非公表					

ⓐ 画像を拡大

もともと会派は単位会人事や日弁連会長選挙のために生まれたものであり、選挙応援が会派活動の主要業務であることは間違いない。以下の一覧は戦後に日弁連会長を務めた弁護士とその所属会派をまとめたものだ。

基本的に東京3会と大阪の持ち回りで、東京3会と大阪以外で日弁連会長を輩出した単位会は、いまのところ兵庫県弁護士会のみ。

1弁出身の日弁連会長のうち、山崎氏までの4人の就任時は、まだ会派が確立していない時期だったが、1970年代以降になると会長は全期会出身者ばかり。以後、日弁連会長の出身会派が様変わりしていることは、会派の所属人数と無縁ではないだろう。

何と言っても選挙は人数がモノを言う。最大会派出身者が多いのは当然の結果と言える。会派に属さず無所属で会長になれたのは、

今のところクレジット・サラ金対策弁護団の強力なネットワークが生きた宇都宮健児弁護士だけだ。大阪もこれからは春秋会以外の会派から候補者が出るのだろう。

■歴代日弁連会長の所属会派

氏名	任期	弁護士会	会派	氏名	任期	弁護士会	会派
有馬忠三郎	1949	第一東京	—	山本忠雄	1982	東京	法友会
奥山八郎	1950	第二東京	五月会	石井一	1983	第二東京	紫水会
長野勉助	1951	東京	法曹親和会	北山六郎	1984	兵庫	—
海田田道	1952	第一東京	—	坂井英男	1985	東京	法友会
塚崎善雄	1953	東京	法友会	中坊公平	1986	大阪	春秋会
大西朝三	1954	大阪	一水会	渡辺三郎	1987	東京	法曹親和会
海野晴吉	1955	第二東京	不明	土屋公成	1988	第二東京	新風会
水野東太郎	1956	東京	法曹親和会	石野功次	1989	大阪	春秋会
島田誠夫	1957	第一東京	—	小堀忠	1990	東京	法友会
香川大二郎	1958	大阪	一水会	久保洋一	1991	大阪	春秋会
岡井良	1959	東京	法曹親和会	本村登	1992	東京	法友会
山崎佐	1960	第一東京	—	鶴谷昌	1993	第一東京	全期会
林達郎	1961	第二東京	五月会	平山昭	1994	東京	法友会
伊山田作	1962	東京	法曹親和会	宇野宮健児	1995	大阪	春秋会
大月伊	1963	大阪	法曹同志会	宇野宮健児	1996	東京	無所属
藤原清次	1964	東京	法友会	山崎昭	1997	東京	法友会
中松隆之助	1965	第二東京	日本法曹倶楽部	山崎昭	1998	東京	法友会
大山隆吉	1966	第一東京	青風会	山崎昭	1999	東京	法友会
森山茂雄	1967	東京	法友会	山崎昭	2000	大阪	春秋会
藤原清吉	1968	大阪	法友倶楽部	山崎昭	2001	東京	法友会
成田信夫	1969	第一東京	第一倶楽部	山崎昭	2002	東京	法友会
伊藤清太郎	1970	東京	法曹親和会	山崎昭	2003	東京	法友会
伊藤清太郎	1971	東京	法曹親和会	山崎昭	2004	第一東京	全期会
伊藤清太郎	1972	第二東京	日本法曹倶楽部	山崎昭	2005	東京	法友会
和國浩吉	1973	大阪	一水会	山崎昭	2006	大阪	春秋会
伊藤清太郎	1974	東京	法曹親和会	山崎昭	2007	東京	法友会
伊藤清太郎	1975	東京	法友会	山崎昭	2008	大阪	春秋会
伊藤清太郎	1976	第二東京	日本法曹倶楽部	山崎昭	2009	大阪	春秋会
宮田光夫	1977	第一東京	全期会	山崎昭	2010	東京	無所属
北原清五郎	1978	大阪	法友倶楽部	山崎昭	2011	東京	法友会
江原平八郎	1979	東京	法友会	山崎昭	2012	東京	法友会
谷川八郎	1980	第一東京	全期会	山崎昭	2013	東京	法友会
伊藤清太郎	1981	第一東京	全期会	山崎昭	2014	第一東京	全期会
伊藤清太郎	1982	第一東京	全期会	山崎昭	2015	第一東京	全期会

ⓐ 画像を拡大



# 三会合併です

発行所  
三会の合併と新会館を考える会  
事務局 代表 坪野 幸一 弁護士  
〒100 千代田区六番町六番地  
パレロワイヤル601号  
TEL 03-32334590  
FAX 03-32334097

## 第2号

### 発表します

三会が合併する。そして、初めて、新会館は、会員のための建物となる。市民のための建物となる。私たち弁護士士の熱いハートが吹き込まれ、大きく生まれ変わることになるのです。

仲間割れを醸成する建物には、何の魅力もありません。差別や区別を強調する建物は、弁護士会にふさわしくありません。信頼や協力、友情を実感できる、そんな建物にしなければいけません、それはできることなのです。

三会バラバラの設計では、会館に使われるスペースに食われてしまい、会員の利用できる部分はとても狭いものでした。まして市民との接点になるスペースは、貧弱そのものでした。

私たちは、建築士山本圭介先生に依頼し、合併を前提としたレイアウトを作成してもらいましたので、皆様を紹介します。

旧一弁部分をすべて会務フロアにしました。そして旧二弁部分を会員が使う会員フロアに、旧三弁部分を会員と市民とのふれあいフロアに変えて作ってあります。

これらは、すべてレイアウトだけの変更ですので、

## 工期を遅らせるとは ありません!

日弁連部分を含め、会員にとってはくすべてが自分と関係するスペースとなります。もし賃借するとしたら、日本で最も高価な場所のひとつです。有効に利用すればその利用価値はとてつもないのです。

是非ご自分の会のレイアウトと比べて見て下さい。一弁の会員にとっては図書館は約五倍に、会員控室はワンフロア全部になりますし、講演会用の講堂が利用できたり、飛躍的に充実します。従来のレイアウトにはなかった研修用のフロアもできることになり、

弁護士会が、個々の会員の仕事のために多くのものを提供することになります。

弁護士会は、会費をとられるだけの存在から、我々の仕事を強力にバックアップする頼りになる存在へと変わっていくのです。

これからの弁護士会へのビジョンを明確に持ちながら、新会館のレイアウトを考えなければいけないのです。

## 一時金・会費を安く

法律相談などの市民に開放するフロアは、地下一階から六階まで（図書館も開放すれば八階まで）と広くなります（有効面積では二四八六坪）。これをテコに公共団体や郡民、各種法人に、さらに補助を求めることができます。全有効面積の五割以上が市民に開放されることとなります。

法律相談センターの発展により、会員に輪旋した事件の手数料収入は増え会費だけに頼らずに会館の維持が可能で、会費を安く抑えることができます。

日弁連 関弁連・扶助協会	会務フロア	会員フロア	会員と市民との ふれあいスペース
-----------------	-------	-------	---------------------

7 6 5 4 3 2 1  
1 1 1 1 1 1 1 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1  
地下

事件を受任する	4・5・6階
依頼者と打合せする	6階
起案する	7・8・9階
相手方弁護士と接渉する	10階
資料を収集し検討する	7・8階
講演を聞く	2・12階
研究活動をする	9階
研究成果を発表したい	2・4・12階
同期会を催す	9・12階
派閥の会合を開く	9・10・12階
ゆっくりとして午後の証人尋問に備える	10階

# 三会合併ニュース

発行所 三会の合併と新会館を考える会  
代表 坪野 敏  
事務局 六番町法律事務所内  
〒102 千代田区六番町6番地  
パレロワイヤル601号  
電話 03-3234-5900  
編集部 高山法律事務所内  
〒104 中央区銀座4-2-2  
弥生ビル2階  
電話 03-3561-4701

第6号

## 新会館での法律相談

一弁のみ独自運営が決定

新会館における東京三会・三会交通処理委員会・法律扶助協会の法律相談態勢が二月四日に決定され、レイアウトも確定した。東弁と二弁は新会館での法律相談を「共同」することとなったが、一弁はあくまで「別個」を強調したため、結果としてバラバラな形で実施されることが決定された。

### 市民に不便を強いる

新会館を訪れる相談者は、まず地下一階の総合受付に行くことになる。ここでは単に割り振りのためだけの受付事務が行われる。扶助協会が総合受付を行い、扶助事件は扶助協会に回されるが、一般事件は三(東弁・二弁)対一(一弁)の割合で配転され、それぞれエレベーター



### 特別相談実施が困難

で三階に上がることになる。しかし、東弁・二弁の共同事務室と一弁事務室は別々となっているので、再度ここでそれぞれの事務手続をなした上で待つこととなる。相談スペースもバラバラなため、結果として狭い場所しか確保されていない。新会館になれば、相談者が増えることになるが、スペースがすぐに手狭になることは明らかである。

一弁が別個の姿勢を貫いたため、各会で現在行われている「特別相談」の実施は困難となる。例えば、東弁の「外国人の相談」、二弁の「離婚」、一弁の「株主総会」などといった特別相談も、相談者が受付段階で「東弁」とか「二弁」とかの

明確な希望を表示しない限り、配転されないこととなる。しかし、相談者は東京が三つの会に別れていることさえ知らないため、特別相談を目的に訪れても、一般事件の中に割り振られてしまうということになる。



### なぜ共同でできないか

なぜ三会がひとつの運営ができないのかについて、東弁法律相談担当者の話では「三会の共同運営の方向で取り組んでいたが、一弁が応じなかったため、やむを得ない」と答えている。他方、一弁の法律相談担当者の回答では「一弁の自律権の問題」と答えて、独自の姿勢を崩そうとしない。

弁護士との都合による「三会分裂」の弊害が、市民への齟齬せという形で表れることになった。

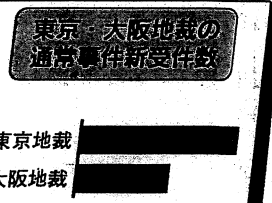
建物は立派だけど……



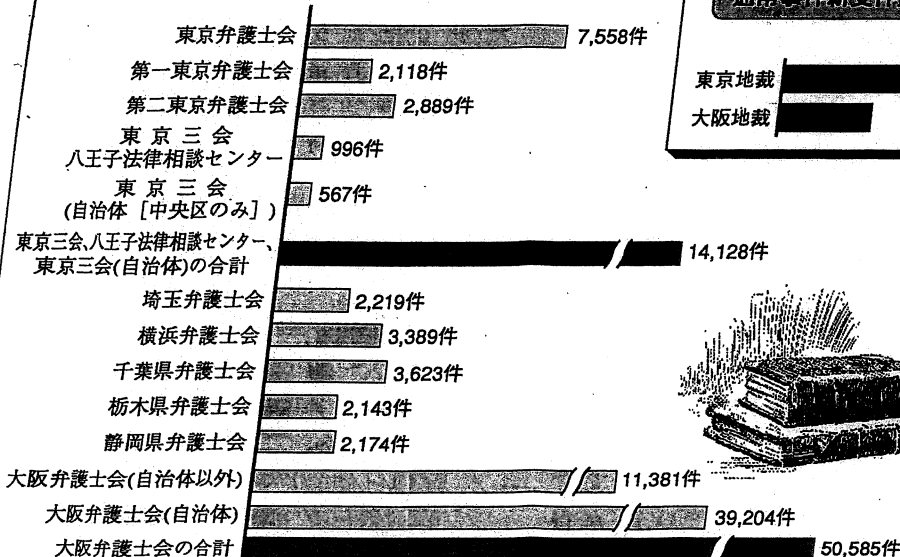
## 東京は大阪の四分の一

左のグラフは、それぞれの弁護士会が一九九一年度に取り扱った法律相談件数です。自治体に相談員を派遣している分を合わせると、東京は大阪の約四分の一の相談件数という状況です。同じ年の東京、大阪各地

裁の通常事件新受件数がそれぞれ約二・三万件、約一・三万件です。東京における相談件数はあまりにも少ないというほかありません。三会合併により、市民のニーズに答えられる態勢作りが必要なのではないでしょうか。



### 法律相談件数



「三会合併の会」ニュース  
2020年10月14日 [No.2]

# 分断ファースト弁護士会



私たち東京の弁護士は、何の区別もないのに、3つの弁護士会に分かれることを強いられています。きっかけは“東弁会員とは一緒にいけない”という仲間割れと、それに「便乗」した鼎立にあります。会員の利益よりも、分断を優先するという「分断ファースト」として今日まで続いています。

分断ファーストは、不可解な会長たち、莫大な無駄遣い、世間の不審感など、会員にとって不利益なものばかりを生み出します。例えば二弁の会長は、東弁、一弁の会員とは全く無関係ですから、誰を代表している会長が分かりません。公法人の会長としての資質を備えていないのです。その自覚なく世間に出て行っていますが、世間では扱いに困る迷惑な存在でしかありません。まやかしの会長たちを生み出すために莫大な経費を使い、そのあげくに世間の信用を失っているのです。鼎立弁護士会では、分断こそが主人公であり、会員はそれを継続するための道具でしかないのです。

分断を正常化して、会員ファーストに改めれば、東京の全弁護士から選出された（新）会長を輩出することが出来ます。自他共に認められる正統性ある（新）会長なら、世間と正常な交渉が可能です。信頼感を取り戻すことで、会員の業務を飛躍的に充実させることが出来るでしょう。もちろん経費の無駄遣いもなくせますので、会費を半分以下にすることもできます。会員ファーストに転換するだけで弁護士会は生まれ変わります。三会合併運動にご協力下さい。

三会合併にご意見を下さい(匿名可)。  
賛同意見、反対意見を要約してホームページ上などでお届けする予定です。

三会合併に 賛同します 反対します

理由:

お名前 \_\_\_\_\_ ( 期: 東弁・一弁・二弁 匿名希望 )

FAX 送信先 03-3234-0977

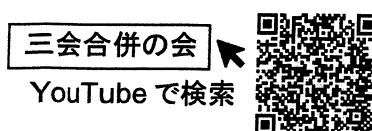
「三会合併の会」(旧:二弁設立の趣旨を守る会)  
代表 道本幸伸(二弁) 幹事 浅野 晋(二弁)  
同 齊藤 誠(東弁) 同 土居健造(二弁) 同 渡瀬 耕(東弁)

東京都千代田区紀尾井町3-19 紀尾井町コートビル301  
六法法律事務所内  
電話 03-3234-5900 FAX03-3234-0977

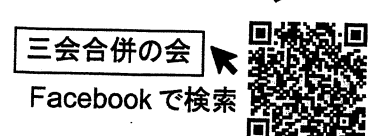
合併の会ホームページ



YouTube チャンネル



Facebook ページ



ユーチューブレポート ①こうして始まった分裂の物語 ②世間に通用しない会長の物語 ③巨額な無駄の物語 ④ひとつになるとピッカピカ ⑤ひとつに戻す方法 ⑥分断ファースト。是非ご覧下さい。  
なおカンパも募っております。よろしくお願ひします。

三菱UFJ銀行 麹町支店 普通 0334018 三会合併の会

「三会合併の会」ニュース  
2020年11月11日 [No.3]

# 分裂弁護士会の 浪費ワーストテン！



三つに分裂している東京の弁護士会の浪費ワースト10を発表します。

第10位	広報費	4000万円 の浪費 (年間/以下同じ)	三会の支出合計 6000万円は一つの会なら 2000万円ですむ
第9位	図書館運営費	4000万円	合同図書館だけで十分。一弁図書館分浪費
第8位	役員報酬等	9000万円	三会で1億3000万円支出中
第7位	事務機器OA化費用	1億3000万円	三会で2億円支出中
第6位	法律相談センター運営費	1億5000万円	相談事業は会館だけにしてあとは23区の新 支部が区と連携して行う
第5位	総会、委員会運営費	2億円	三会で3億円支出中
第4位	会館の利用の無駄	6億円	一弁、二弁が使用する2000坪を有効利用す れば年6億円の収入が見込める
第3位	職員人件費	10億円	三会で17億円支出中。一つの会なら7億円 ですむ
第2位	会員の会務活動の無駄	18億円	委員会是一个でいい。二会分約3000名の時 間が無駄。日当1時間1万円、年60時間
堂々の 第1位	弁護士の業務発展阻害に よる損害	60億円	社会と正常な対話ができないことによって 会員が被る逸失利益。1人30万円の2万人分

浪費合計は年間100億円と計算されます。役立たずの分裂弁護士会は、会員にとって邪魔  
でしかないのです。

三会合併にご意見を下さい(匿名可)。賛同・反対意見を要約してホームページ上などでお届けする予定です。

三会合併に 賛同します 反対します  
理由:

お名前 \_\_\_\_\_ ( 期: 東弁・一弁・二弁 匿名希望 )  
FAX 送信先 03-3234-0977

これまでに頂いたご意見を紹介します。引き続きぜひお寄せ下さい。  
賛同: 併立は無駄、必要性がない、非効率、不便、弁護士以外からは理解不能、歴史的理由があったが今はない、  
権力欲を満たすためのもの、行政等に対応するためには1つになるべき等(合計40名)  
反対: 会の性質が異なっている、巨大化するため(合計3名)

YouTube チャンネル

三会合併の会



新動画「浪費ワースト10」公開。ぜひご覧ください。



合併の会ホームページ

Facebook ページ



カンパも募っております。よろしくお願ひします。

三菱UFJ銀行 麹町支店 普通 0334018 三会合併の会

「三会合併の会」(旧:二弁設立の趣旨を守る会)

代表 道本幸伸(二弁) 幹事 浅野晋(二弁)

同 齊藤誠(東弁) 同 土居健浩(二弁) 同 渡瀬耕(東弁)

東京都千代田区紀尾井町3-19 紀尾井町コートビル301

六法法律事務所内

電話 03-3234-5000 FAX 03-3234-0977

# 合併効果ベストテン!



東京三弁護士会が脱・分断を果たすことで会員が得られるメリットベスト10を発表します。

第10位	会員との「壁」や世間との「溝」がなくなる
第9位	わかりやすい名称(「東京」)で統一される
第8位	会員2万人の最大の弁護士会となる
第7位	東京の会員全員から信任された代表者を選出できる
第6位	会館の1階から13階まで有効利用できる
第5位	弁護士会会務に充実感が得られる
第4位	支部設立や国際交流ができる
第3位	巨額な無駄をなくせるので会費が半額以下になる
第2位	弁護士業務を拡充させることができる
堂々の第1位	司法制度を担う姿勢が整ったと評価される

合併効果は、まだまだあるでしょう。ひとつに整えることで、東京の弁護士会は大きな発展性を確保することとなります。

三会合併にご意見を下さい(匿名可)。賛同・反対意見を要約してホームページ上などでお届けする予定です。  
FAX 送信先 03-3234-0977

三会合併に  賛同します  反対します  
理由:

お名前 \_\_\_\_\_ ( 期: 東弁・一弁・二弁  匿名希望 )

これまでに頂いたご意見を紹介します。  
引き続きぜひお寄せ下さい。  
賛同: 併立は無駄、必要性がない、非効率、不便、弁護士以外からは理解不能、歴史的理由があったが今はない、権力欲を満たすためのもの、行政等に対応するためには1つになるべき等(合計66名)  
反対: 会の性質が異なっている、巨大化するため等(合計6名)

YouTube チャンネル [三会合併の会](#)



合併の会ホームページ [Facebook ページ](#)



活動資金のカンパを募っております。よろしくお願ひします。  
三菱UFJ銀行 麹町支店 普通 0334018 三会合併の会

二弁では分断維持か協同かを選択する会長選挙が予定されています。今回は新型コロナウイルス感染予防を理由とする郵便投票やSNSでの選挙運動も認められました。

「三会合併の会」(旧:二弁設立の趣旨を守る会)  
代表 道本幸伸(二弁) 幹事 浅野 晋(二弁)  
同 齊藤 誠(東弁) 同 土居健造(二弁) 同 渡瀬 耕(東弁)

東京都千代田区紀尾井町3-19 紀尾井町コートビル301  
六法法律事務所内  
電話 03-3234-5900 FAX03-3234-0977

甲11号証1

東京弁護士会

選挙公報

選挙公示
成五年度東京弁護士会会長、副会長、監事、常
及び日本弁護士連合会代議員候補者の選挙を左
より施行します。

選挙投票日 平成五年二月五日(金)
午前九時三十分より午後四時まで
同投票所 東京弁護士会館 三階講堂
平成五年一月二〇日
東京弁護士会選挙管理委員会
委員長 高橋勝徳
(千代田区霞が関一の一の四)

会長候補者届出

登録年月日 候補者氏名 (定員一名)
昭和36.4.13 深沢武久 昭和9.1.1
昭和41.4.7 坪野 兪 大正14.4.24

副会長候補者届出

登録年月日 候補者氏名 (定員六名)
昭和47.4.4 長谷川武弘
昭和49.4.5 浜口臣邦
昭和45.7.4 吉河和彦
昭和46.4.4 宇都宮 健
昭和47.10.11 西宮 健
昭和48.7.7 田賀 秀

監事候補者届出

登録年月日 候補者氏名 (定員一名)
昭和47.4.4 鈴木 重夫
昭和49.11.10 菅 重夫

常議員候補者届出

登録年月日 候補者氏名 (定員八〇名)
昭和61.4.4 矢野 健太郎
昭和62.4.4 若梅 秀明
昭和64.4.6 会田 哲也
昭和65.3.4 野山 茂彦
昭和68.4.3 後藤 彦郎
平成42.6.30 成野 彦郎

Table with 50 columns and 5 rows of candidate names and their birth dates (Year, Month, Day).

日弁連代議員候補者届出

登録年月日 候補者氏名 (定員七〇名)
昭和62.5.2 寺飯 政修
昭和61.4.2 助田 次
昭和61.3.45 山崎 雅
昭和61.1.31 島田 栄
昭和60.6.1 小堀 雅
昭和60.5.31 野林 雅
昭和60.3.60 佐藤 雅
昭和60.3.54 林 雅
昭和60.3.54 野林 雅
昭和60.3.54 野林 雅

Table with 50 columns and 5 rows of candidate names and their birth dates (Year, Month, Day).

Table with 50 columns and 5 rows of candidate names and their birth dates (Year, Month, Day).



東京弁護士大会会長候補者

たお やすし  
井野 八郎

一、立候補するに至った理由

1、平成元年春頃、新会館建設を機に東京の三会  
は合併すべきではないか、という声がどこから  
ともなく出てきて、一〇数名の者が日弁連の部  
屋をかりて何回となく話し合いをしてきた。  
当初は合併によってプラスになる点、マイナ  
スになる点について検討を重ねてきた。その結  
果は合併した方がよい、否、合併すべきである  
という結論に達し、私が代表となり三会合併  
と新会館を考える会」が発足した。

2、東京の三会に対し、合併を検討するための委  
員会を設置してほしい旨の要請書を全会員に配  
布し、署名を求めたところ、予想を上回る数  
を集まり、会員の合併に対する関心が深いこと  
を痛感した。この要請書を三会の会長に提出し  
委員会を設置求めたが未だにできていない。

3、平成元年春、三会の全会員に対し、三会合併  
に賛成か否かのアンケートをとってみた。その  
結果は、六七五名の回答で八六・八%の者が賛  
成であった。私は、この運動を推進しなければ  
ならないという使命感を持つようになり、この  
実態を全会員に報告すると共に、三会の会長に  
対しても報告し、対策を考えられた旨、申し  
入れた。

4、次にはこのアンケートの結果を念頭に置き、  
臨時総会の開催請求申請書への署名を三会全  
員に求めた。この結果も、各会とも、臨時総会  
を求め得る数を大きく上まわった。東弁では八  
六名に達した。この申請書のコピーを各会長に  
提出して、実態を報告し、場合によっては、正  
式に臨時総会の招集を請求することもあり得る  
旨、申し入れた。その後対策を検討したが、総  
会は、委任状による議決権の行使が多数を占め  
るといふ実態もあり、ついに実行に移すことが  
できなかった。その間歴代会長は、合併に賛意  
を表されながらも、相手のあることであるか  
ら、地道な運動を続けることを期待する等と言  
われ、具体的な取組をされることは遂になかっ

5、私の多くの友人同様も、私の主張が正論で  
あることを認めながら、積極的に運動に参加  
してもらえた人は少なかった。それは、この  
運動が、現在の慣例に対して波紋を投げ、従  
来からの目に見えない体制に対して変革を加  
えることになる。これが直ちに現在の自己の  
立場に及ぼす影響を恐れるためではないかと  
思われ、残念に思っている。

「考える会」への寄付は一、五〇〇万円を  
突破した。この事実も心強い支援であり、三  
会合併ニュースを発行するなど、運動を推進  
する原動力となってきた。

6、私が今回立候補するに至ったのは、「考  
える会」の幹事や、私の主張に対し賛同される  
人たちの強い要望があり、且つ、前述の通り  
多くの方々のご支援に対する私の使命とし  
て、三会合併を推進するためには、今や、会  
長選挙という手段に訴える以外に選択肢がな  
かったからである。その上、弁護士法・第三  
一条同第八九条の規定の趣旨からも、また、  
現在の弁護士会が公法人として行政的機能を  
もっている点からも、一つの弁護士会とする  
のが正しいと信じているからである。

二、私の政策  
司法改革とは市民のための司法であり、そ  
の実現は大きな課題である。

1、新会館は市民に開かれたもの、市民に親し  
まれるものでなければならぬ。  
一つの会館に一つの弁護士会が存在するこ  
とが、市民に理解しやすくないことは自明の理で  
ある。市民は東京に二つの弁護士会が存在す  
ることを知らない。新会館を訪ねてきた市民  
が、三つの弁護士会の存在を知った時、混乱  
するであろう。司法改革を叫んでいる弁護士  
自らが、市民に説明できないような行動をと  
っているのは、市民は司法から離れていくので  
あり、司法改革の理念は不足元からくすんでい  
くであろう。

2、三会が合併すると、法律相談事業も飛躍的  
に発展する。  
私は、会館内に、借地、借家、相続遺言、  
サラ金、クレジット、会費管理、海外取引な  
どといった標識が廊下に並んでいるような  
法律相談機構でないと、現代のニーズにはな  
っていない。それに区役所等の法律相談  
も、一つの会になれば、順次改善され、統括  
されて、本来の機能を果たし、市民サービス  
もでき、会財政にも貢献することができ  
る。一方、会員の業務の拡張の一方策にもな

ると考える。  
3、基本的な人権の擁護と社会正義の実現は、我  
々弁護士に課せられた基本的使命である。  
この面では多面にわたって、解決し、或は  
発展させなければならないことが山積してい  
る。人権救済の申立、当番弁護士制度、在日  
外国人問題、老人、障害者問題、環境問題、  
拘禁、法問題等々、これらの中には、現在三  
会で協力して運営されているものもあるが、  
合併して一つの会として運営されれば、より  
組織的、効率的に運営できるものである。

4、弁護士の研修制度を充実させる。  
現在は各会、講演会や研修会を行っている  
が、三会が合併することにより研修センタ  
ーを創設し、会長と同格の所長を置き、計画的、  
恒常的なカリキュラムのもとに、研修を  
行うことができる。そして、研修の義務化の  
検討が必要である。その上で、研修が充実す  
れば、市民の多様化した要望にも対応でき、  
弁護士会に対する市民の信頼を高めることと  
なる。

5、図書館を充実させる。  
合併して六、〇〇〇人余の会員を要する弁  
護士会の図書館は、充実した図書と、資料を  
備えたものでなければならぬが、更に、二  
一世紀に向かって、各種機器の整備された情  
報センターでなければならぬ。各弁護士事  
務所の未端器をもって判例や重要な資料が抽  
出されると共に、他の公立図書館の資料をま  
イクロフィルムで検索できる設備も必要であ  
ろう。そして、会長と同格の図書館長がいて  
管理、運営されるのが望ましい。

更に、付属の資料室を設置し、先賢の業績  
の資料を展示し、中、高校生や、一般市民に  
も公開し、弁護士業務の理解を深める方法を  
考えなければならぬ。それが弁護士会と市  
民を接近させる道である。

6、三多摩地区に支部を設置する。  
八王子を中心とした三多摩地区は、人口に  
しろ、事件数にして、静岡県に匹敵するとい  
われている。にもかかわらず支部の設置がで  
きない。理由は東京に三つの弁護士会が存在  
するからである。この地区に法律相談センタ  
ーを開設するのには何年もかかり、開設後は、  
その運営に当たって、種々問題が起きている。  
三会が合併することにより、八王子に支  
部を設置し、広範な自治権を持った活動を認  
めなければならない。それこそが、この地区  
の市民に向っての司法改革そのものである。

三、終わりに

以上の通り私は、現在問題となっている重  
要な点を、三会合併構想を基本において考え  
ている。もとより、その他にも多くの問題が  
存在していることは承知している。三会の合  
併は勿論、他の諸問題も、民主的手続きによ  
らねばならないことであり、常に会員の意思  
をたすねながら、政策の実現と会の運営にあ  
たる覚悟である。



略歴

- 大正一五年四月、山口県で出生
- 昭和一〇年山口師範卒業
- 二〇年から三九年まで小学校教師
- 二七年中央大学卒業
- 二八年度東京都立東大文学部講師生
- 三八年司法試験合格
- 四一年弁護士登録
- ・東京関係
- 運動会実行委員会副委員長・同委員長
- 法廷委員会副委員長・同委員長
- 法律相談委員会副委員長
- 人事委員会副委員長
- 六〇年度東弁副会長
- 相模湾研究会研究部長
- 常議員二回 その他
- ・日弁連等
- 中央法廷委員会委員
- 休業共済委員会副委員長
- 日弁連理事
- 日弁連理事
- 四八年から家庭裁判所調停委員
- その他
- 全国団体不自由養護学校PTA連合会会長
- 全国特殊教育推進協議理事・顧問
- 日本肢体不自由児協会理事
- 日本酒造通運理事

平成元年一月文部大臣表彰、その他



## 平成5年度役員選挙結果

1. 平成5年度の当会々長・副会長（5名）・監事（2名）及び常議員（39名）の「役員選挙」は、1月14日(木)告示され、2月5日(金)、投票が行われました。副会長・監事及び常議員の届出候補者は定員を超えなかったため、会長候補者についてのみ投票が行われました。

2. 投票日当日は、選挙管理委員会の上条文雄委員長・伊藤正昭副委員長・斉藤尚志・小山田純一・和田一郎・正田昌孝・浅井和子・木下潮音各委員と、選挙管理委員会から指名された「立会人」である、

池内 稚利君(43期)・上田 幸夫君(17期)・  
大下 慶郎君(15期)・大澤 英雄君(43期)・  
亀山 晴信君(44期)・木津川迪洽君(27期)・  
京野 哲也君(43期)・神 安彦君(33期)・  
神 洋明君(31期)・鈴木真知子君(28期)・  
鈴木 武史君(31期)・田邊 雅延君(27期)・  
田中 徹君(31期)・千葉 和彦君(44期)・



中島 俊行君(41期)・松村 龍彦君(42期)・  
八木 清文君(41期)・蓬田 勝美君(41期)・  
渡部 晃君(31期)・若江 健雄君(35期)  
の立会いのもとに「投票」及び「開票」が行われました。

3. 開票の結果は次のとおりです。

有権者数	1697人
投票総数	1359票
直接投票	913票
不在者投票	446票
有効投票数	1348票
白票	6票
無効票	5票
当選 梶谷 玄君	1176票
道本幸伸君	172票

開票後、直ちに選挙管理委員会が開催され、上記投票の結果を確認し、上条文雄委員長より会長に対し報告がなされました。



新しい時代に適応すべく努力をしてきたところ  
であります。

私は、より一層時代の要請に応えてゆくと共  
に、若い会員の方々を含め会員の意見をとりい  
れてゆく所存であります。

5. ところで、合併論とは離れても、新会館に  
ついては、利便性、経済性、の点からして、合  
併すべきではないと考えられます。

まず、講堂の共同化については、当会として  
は、合併論者のような二層吹き抜けの大講  
堂は必要ではないし、維持費が膨大であるので、  
講堂を別個にすることは当会会員のために利益  
であります。

6. 次に図書館については、当会の図書館構想  
は、「実務家たる弁護士が実務上必要とする法  
律情報が得られる図書館」であり、当会会員に  
とって必要な図書類は確保されております。こ  
れに対し、三会合併により設けられる大図書館  
は、三層を使用した図書館法にいう図書館であ  
り、建設費も維持管理費も一弁にとっては増大  
します。従って当会会員にとっては、当会図書  
館の方が有利であります。

7. 次に会務のうち主要な問題について申し述  
べます。

#### (1) 若い会員の会務への参加

弁護士会の活動に若い会員の参加を得て一弁  
の委員会活動を活性化し、会、司法に新しい息  
吹を吹き込みたいと考えております。当番弁護  
士、法律扶助制度を充実すると共に、これらの  
活動に多くの会員の参加をいただきたいと思います。

#### (2) 広報活動の充実

弁護士会の活動状況が会員に迅速に伝達され  
るよう、会報、特報の充実をはかります。

#### (3) 司法制度の改革の推進

弁護士任官制度の推進と定着、民事訴訟法改  
正の検討、仲裁センターや少額裁判所制度の研  
究の推進、総合法律相談センター構想の実現、

陪審、参審制度の採用の検討、法律扶助制度の  
抜本的改革等を進めます。

#### (4) 国際的活動の拡大

国際化時代を迎え、外国法曹諸団体との交流  
の推進、外国人権問題を含む国際人権問題の  
推進等に取り組み、また外国弁護士問題につい  
ても誤りなく対処する所存です。

#### (5) 弁護士の経済的基盤の確立

弁護士業務の安定と経済的基盤の確立の必要  
性は増大しており、裁判外業務の面において、  
当会の業務対策委員会等の活動の一層の拡充を  
はかると共に研修制度・情報の提供等組織的に  
取り組んでゆきます。

その他多くの問題がありますが、幸いにして  
会長に就任させていただいた場合には、会務の  
継続性に留意しつつ最善を尽くす覚悟でありま  
す。

何とぞ、絶大なご理解とご支援を賜りますよ  
うお願い申し上げます。



#### 会長候補者 道本幸伸

1 (新会館への期待)、新会館が昨年着工され  
ました。平成7年には竣工します。しかし、こ  
の新会館の着工を、心から嬉しいという声をほ  
とんど聞きません。私は周囲の会員同士が、新  
会館のことを目を輝かせて話している光景を今  
まで見たことがありません。逆に建築費の負担  
金のことを困ったものだと話している光景ば  
かり見えています。

私たちは長年に亘って、建築資金の積立金を  
払ってきました。資金の一時金も寄付した会員  
も多いのです。市民からも寄付金をもらいま  
した。179億円という多額の費用をかけるのに、  
何故こうも会員の心は新会館に向いていないの  
でしょうか。

私は思います。それは、その建物の設計図自

身に、私たちの心をときめかせるものがないからです。将来に向かって明るく力強い弁護士会の姿がそこに映し出されていないからです。私たち会員のいきいきとした姿を、その設計図の中に見出せないからです。逆に、そこには古い時代から引きずってきた人と人との確執や対立などの、後向きなものばかりが目立ち、私たちの心を暗く、そして沈んだ気持ちにするのです。

2 (弁護士会への期待)；私は、弁護士会に多くのものを期待しています。一人の弁護士では到底できないことを、弁護士会ということのできる場合がたくさんあります。私たちの仕事を助けてもらったり、業務を斡旋してもらったり、研究や研修をしたり、友人を作ったりと、様々なことが弁護士会ではできると期待しています。そして、その期待は新会館によって、さらに大きく実現されるべきであり、本来は新会館の竣工はとても嬉しく、そして待ち望むべき一大事業であるべきです。ところが、三会在バラバラに角を突き合わせた結果、新会館は無残な形になってしまっています。残念だと思っているのは私だけでなく、皆同じ思いだと私は考えています。

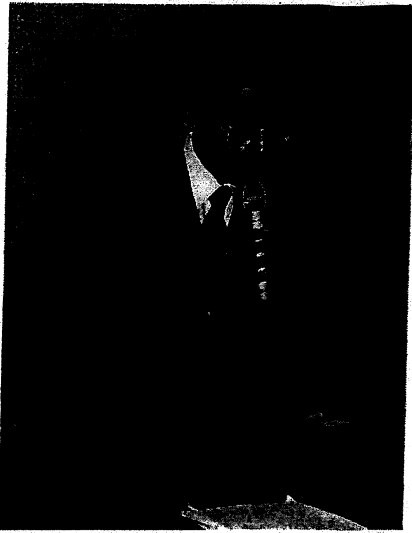
私は、ひとつの弁護士会として新会館に入ったら、どんなにすばらしいだろうと考え、設計図を作ってみました。すると、私の心はざわつききました。これこそ私たちの求めていた新会館であり、弁護士会だと思いました。弁護士会がひとつになって活動するという、それだけのきっかけで、何と多くの実りを約束するものだろうと私は驚きました。法律相談センターとか、研修センターとか、いろいろな貴重なものが次々と生まれて来たのです。

3 (会員が主人公)、私たちの描いた夢は、当然のことながら会員が主役となっていました。会員がどれだけそこにいれば、充実できるかが主たるテーマでした。従来、ともすると、弁護士会へのとらえ方は消極的な場面が多くあ

りました。弁護士会の仕事として綱紀や懲戒問題などがよく言われます。それはとても大事なのですが、それと同時にもっと我々の仕事を大きく発展させるような弁護士会の活動のあり方を私たちは求めていたのです。そこでは会員が主役で、弁護士会は脇役です。弁護士会が目的ではなく、それは会員の仕事を助ける手段です。会員の仕事をバックアップできる弁護士会であればならないし、会員がいきいきと活躍できる場を提供する弁護士会であって欲しいし、会員の研究や研修が行いやすい弁護士会こそ必要なのです。会員を主人公に置いた弁護士会こそ、私たちの求めるものです。古い徹の生えた伝統論を持ち出して、我々の心を閉ざし、弁護士会の存続それ自身を目的であるかのように言うことには、私たちは大きな疑問を持っているのです。弁護士会を魅力あるものに変えたい、そして弁護士会を会員一人一人の手に取り戻すことこそ、私たちが会員の皆様に訴えていることです。

4 (市民の支持が基盤)、弁護士は、法律事件の法律業務を独占しています。同時に他の監督を受けず独立しています。そのように独占しながら弁護士自治が保障された団体は、他に例を見ません。司法権の重要な一部分をしっかりと託されています。私たちの弁護士業務の独占も、そして自治権も、すべて市民からの信頼や信用によって立つものです。常に私たちは市民の批判に耳を傾けなければならないし、市民に開かれたものでなければならないのです。

にもかかわらず、三会の対立状況のため、寄付金まで出してくれた市民に、不便な思いをさせるのでしょうか。国有地を安く借りるのに、無駄な使い方をあえてするのでしょうか。私たちは襟を正すべきです。合併によってひとつの弁護士会になれば、市民の方にすっきりと顔を見せられるのです。このことも合併の大きな利益です。三会の合併は、それだけで市民の信頼



をととても得やすくするものなのです。

5 (合併は皆の利益), 三会の合併によって、損をする会員はいません。すべての会員の利益になります。弁護士会の活動が、会員のためにいきいきと変わってきます。新会館も生まれかわります。会費も安くなります。市民にも喜ばれます。合併で損をする人など一人もいないと私は断言します。

合併反対の方々は、弁護士会には適正規模があると主張されます。しかし、任意団体ではないのですから、何人までと区切るわけにはいかないのです。私のように、東弁会員が登録換えの申込みをしたら、とにかく入れなければならぬのです。もう適正規模を超えたからと言って入会を拒めないのです。また、全国で、一番小さい釧路弁護士会は20名で、東弁は3357名です。日弁連は14723名です(平成4年7月1日現在)。このどれが「適正」だと言うのでしょうか。

逆に、ひとつにまとまることによって、細かく活動を分けられます。現状では、八王子に支部を作ることもできません。しかし合併により、八王子支部だけでなく、23区法律相談センターの支部を作ることが可能です。これは地区法曹を母体にしながら、弁護士会法律相談センターと直結するのです。これにより23という細かい

支部が出来上がります。

合併して7000人近くになっても、ほとんどの会員が弁護士会や会務に関心がなく、見向きもしなければ、その力はとても弱いものです。7000人の会員のパワーとエネルギーが弁護士会に集まって、いろいろな形でその個性が発揮されてこそ、そこに実り多いものが生まれます。大きな声でしゃべる会員もいれば、静かに語りかける会員もいるでしょう。人権を声高らかに叫ぶ会員もいれば、自由な活動を強調する会員もいるでしょう。そこには権力者もいなければ、何らの抑圧もありません。そこでは、前から顔を知っていたかどうか、名前を知っていたかどうかは問題ではないのです。初めて会った会員同士でも、東京というこの首都で、弁護士として都民や会社を依頼者に仕事をしているというそれだけで、共に語り合い、心を開くことができるのです。法廷では、原告席と被告席で分かれて、いつも睨み合っていたとしても、弁護士会では、共に笑い合い、スクラムを組むことができるのです。人数が多くなれば意見が調整できないという人がいます。しかし、2人でも3人でも意見は食い違います。それは当然なのです。意見は違うのが普通なのです。だからこそ、私たちは自由な発言も尊重し、その中で議論を発展させ、そして多数決とか選挙とかいう民主主義の基本的なルールを大事にするべきなのです。意見を言うこと、その意見を素直に聞くこと、考えること、またそれを踏まえて相手に問いかけること、このような基本的なルールこそ、私は大事にしたいと思っています。それさえできれば、7000人でも7万人でも、民主的に運営できます。逆にそれができなければ、700人でも70人でも、民主的な運営とは言えないのです。



第二東京弁護士会 選挙公報

先に公示したとおり、令和三年度第二東京弁護士会会長、副会長、監事、常議員及び日本弁護士連合会代議員の選挙を左記により施行します。

記

選挙投票日 令和三年二月五日(金)

選挙投票所 午前10時から午後四時まで 弁護士会館(〇階)〇〇三号会議室

不在者投票 不在者投票日 令和三年二月一日(月)から 同年二月四日(木) 各午前二時から午後二時まで

不在者投票所 弁護士会館一〇階一〇〇三号会議室

郵便投票 請求期間 令和二年二月二七日(日)から令和三年一月二六日(火)午後五時まで

投票期間 令和三年二月二〇日(水)から同年二月四日(木)午後五時まで

(公聴会) 公聴会日時 令和三年一月二九日(金)午後一時から

公聴会場所 弁護士会館一〇階一〇〇三号会議室

前記選挙は、会長および常議員について投票を行います。

なお、公聴会は、会長候補者について行います。

令和三年一月二二日

第二東京弁護士会選挙管理委員会

委員長 高木 裕 康

会員各位

◎ 会長候補者

Table with 2 columns: 登録年月日, 候補者氏名. Includes candidates like 神田安積, 道本幸伸.

◎ 副会長候補者

Table with 2 columns: 登録年月日, 候補者氏名. Includes candidates like 亀井真紀, 小川英郎, 石田英治.

◎ 監事候補者

Table with 2 columns: 登録年月日, 候補者氏名. Includes candidates like 小松初男, 石井光穂.

◎ 常議員候補者

Table with 2 columns: 登録年月日, 候補者氏名. Lists 40 candidates including 加藤興平, 緑川由香, etc.

◎ 日弁連代議員候補者

Table with 2 columns: 登録年月日, 候補者氏名. Lists 45 candidates including 森川文人, 坂井愛, etc.

立候補なし (定員六四名) (当会会則第97条第3項による選任7名、補欠選任による選任57名)

### 立候補にあたってのご挨拶

## 会長候補者

# 神田 安積

かんだ

あさか

## 弁護士の力を社会の隅々に届けよう!



### 略歴

1963(昭和38)年12月生、静岡県出身、慶應義塾大学法学部法律学科卒、45期  
 ●第二東京弁護士会  
 副会長、常議員、総務委員会・財務委員会・互助会運営委員会・人権擁護委員会各委員長、調査室長  
 ●日本弁護士連合会  
 常務理事、事務次長、人権擁護委員会副委員長、人権救済調査室嘱託  
 ●日本司法支援センター  
 東京地方事務所副所長、法テラス本部常勤弁護士支援室室長  
 ●法科大学院  
 明治学院大学法科大学院客員教授、早稲田大学法科大学院非常勤講師

### 1 はじめに～コロナ禍の社会における弁護士会の責務を果たす

新型コロナの感染拡大は、経済のグローバル化で拡大した「人」と「モノ」の行き来を止め、私たちの日常を激的に変化させました。世代を超えてあらゆる人々に厳しい試練を与え、貧困と格差の問題を改めて可視化し、その中で、私たち弁護士と弁護士会の社会的責任が問われています。

弁護士は、困難な状況にあるときこそ、利用者のために、また、社会生活の調整のために活動することが求められます。「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念は、弁護士会のあるべき原点でもあります。

私は、複雑化・高度化した社会からの多岐にわたるニーズに応え、また、将来の世代の会員に二弁を発展的に承継できるように、多様な会員の意見に丁寧に耳を傾け、そして必要な決断を躊躇せず、会務を進めていきます。

### 2 弁護士自治をより強固なものとするために

私たちは法律事務を独占し、自治的組織を自ら運営する自由が与えられています。しかし、万が一にも、弁護士や弁護士会の役割を十分に遂行していないと社会から評価されることがあれば、また、弁護士会の運営に必要な民主性や透明性が十分に伴っていないと会員から評価されることがあれば、弁護士自治は外部からも内部からも否定されかねません。

弁護士の職務領域が拡大し、広告規制が緩和され、弁護士の存在が身近になった今日でも、市場原理の下では弁護士の力が届かない人たちがいます。弁護士がプロフェッショナリズムを堅持し、弁護士自治を揺るぎないものとするためには、弁護士の力を必要とするあらゆる利用者、とりわけ、自ら弁護士にアクセスできない人たちに弁護士の力を届けることが求められます。そのためには、アウトリーチと関係諸機関との連携をより一層図ることが必要です。

また、弁護士自治の維持発展のためには、会務運営の民主性と透明性の確保が大切です。弁護士会の財務状況(会費の使われ方)を可視化し、わかりやすく説明する工夫に取り組みます。そして、コロナ禍を契機として、会務のデジタル化・オンライン化・会議の効率化の更なる促進とともに、総会への参加の在り方など、会員の意見がより適切に反映される制度にしていくことが検討されるべきです。

さらに、弁護士自治の観点から、研修の充実・強化、弁護士の業務領域を守るための毅然とした非弁対策、弁護士業務妨害から個々の弁護士の活動を守るためのサポート強化、弁護士不祥事対策の強化、FATF対応、法曹養成問題に対する取り組み、法曹志望者への発信も弁護士会の重要な役割です。

### 3 多様な意見の集約と会務への反映～女性会員・若手会員・組織内弁護士会員の支援・連携

二弁の会員数は6,000人を超え、60期以降の会員数は全体の約6割に達しています。また、所属弁護士100人以上の大規模事務所の会員数は1,000人を超え、企業内弁護士や官公庁に所属する会員数は650人を超えました。弁護士の多様化は、会員の各々が幅広い領域で弁護士法1条の使命を果たし、法の支配を貫徹する礎になります。同時に、万が一にも弁護士の内部的な分断や弁護士会への無関心に繋がることにならぬよう、会務に参加しやすい環境を整備しつつ、会員の多様な意見を丁寧に集約し、会務運営に適切に反映することが大切です。

女性会員がより働きやすく、また、会務に参加しやすい施策をさらに拡充します。若手会員に対しては、NIBEN若手フォーラムと連携しながら、対話と活動支援を行い、コロナ禍におけるクラス別研修等の充実を図ります。さらに、二弁とJILAは、2020年に他会に先駆けて、組織内弁護士の活動を通じた法の支配の浸透及び弁護士自治の堅持を目的として連携協定を締結しており、その目的の達成のための具体的な方策を実行します。

### 4 立憲主義の堅持と重要課題への対応～民事裁判のIT化・刑事司法の改革

政治と司法、民主主義と法の支配は、ときに衝突することがありますが、それは立憲主義が機能している証左です。具体的な事件を通して行われる裁判所による違憲審査の発動には、弁護士の創造的かつ鋭敏な人権感覚と人権を侵害された人に寄り添った行動力が必要です。弁護士会の立憲主義への深い理解と共感、個々の弁護士の活動に必要不可欠です。憲法改正問題については、憲法が政治を統制する機能を果たし続けられるように、主権者である国民に対し、その課題や問題点をわかりやすく発信することが求められます。

新型コロナ感染拡大によって、「紙・FAX・対面」に拠る日本の民事訴訟手続の後進性が顕在化しました。法制審議会において議論が進む中、「e提出」「e事件管理」「e法廷」の段階的運用が急ピッチに順次実施されます。インターネットで書類を提出し、裁判記録や判決情報が電子化される時代は確実に迫ってきています。デジタル化社会への変化に対応できるように、会員への情報提供を適時に行い、デジタルディバイドの克服のための施策も講じます。

刑事弁護は憲法に規定された弁護士の責務であり、弁護士会も憲法や国際人権法に適合した刑事司法を実現することについて重い責任を負っています。「人質司法」と称される勾留・保釈の運用の改善、取調べの全過程の録音録画の全件拡大・取調べへの弁護人の立会いに向けた弁護実践と立法事実の収集、裁判員裁判研修の充実、開示証拠のデジタル化に向けた活動、不適切弁護への対応等刑事司法の諸課題の克服と刑事弁護の質の向上に取り組みます。

### 5 持続可能な社会への貢献と災害対策に向けた取り組み

「人権」「労働」「環境」。弁護士にとっては見慣れた言葉が今、SDGsやESG投資を通じて、世界のキーワードになりつつあります。これらの価値はイノベーションや持続可能な社会の実現に不可欠です。弁護士会がこれまで真摯に取り組んできた人権擁護活動は、多様性と包摂性ある社会を実現するために大きな役割を果たしてきましたが、今後もより一層の活動が求められます。

また、近年頻発している災害への対応と準備は、弁護士会自身の持続可能性のためにも重要です。被災地の支援を継続しながら、首都直下地震等の災害に備えて被災者支援策を更に検討するとともに、弁護士会が災害時において事業・業務を継続するために、コロナ禍における弁護士会の業務運用も踏まえ、業務継続計画(BCP)の更なる見直し等に取り組みます。

### 6 二弁の魅力の発信と利用者目線の広報を

二弁会員、そして二弁は、弁護士の社会的使命に基づく様々な魅力ある活動を行っています。良質なサービスや充実したコンテンツを利用者に提供するためには、その存在や価値を広く社会に認知してもらう必要があります。

二弁の活動を市民や企業・自治体等に積極的に広報することは、都会における司法アクセス障害の改善や弁護士の活動領域の拡大、さらには二弁会員及び二弁の社会的なプレゼンスの向上のために必要かつ重要です。また、魅力ある弁護士の姿を伝えることは、法曹志望者の増加のためにも欠かせません。会員に役に立つ情報を確実かつタイムリーに届ける広報の実現も必要です。

いずれの場面でも広報室の果たす役割は大きく、ITを積極的に活用し、広報の更なる充実・強化に取り組みます。

### 7 多摩地域の司法サービスの充実を

弁護士会多摩支部は、420万人を超える多摩地域の市民のために法律相談事業や国選事件への対応を行っています。

多摩地域の司法サービスがより充実するよう、本会と多摩支部との自由闊達な対話を大切に、弁護士会多摩支部の本会化に向けた取り組みを継続しつつ、市民に役立つ実績を着実に積み上げていきます。

### 8 おわりに

政策の詳細はホームページ(<https://zenyukai.jp/seisaku/>)に掲載していますので、是非ご覧下さい。



私は1年間、二弁及び日弁連が抱える諸課題に専心する所存です。皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

# 立候補にあたってのご挨拶

## 会長候補者

# 道本 幸伸

みちもと ゆきのぶ

(30期 68才)



YouTubeチャンネル  
三会合併の会



ホームページ  
合併.com



Facebookページ  
三会合併の会



### 略歴

昭和27年3月1日生まれ(68歳)  
 昭和45年 開成高校卒業  
 昭和49年 立教大学法学部卒業  
 昭和53年 東京弁護士会登録(30期)  
 故阿部三郎先生に師事  
 法律相談委員会、相続遺言研究部委員  
 平成元年 新会館建設計画を機に三会合併運動を始める  
 北区、豊島区法律相談担当  
 平成4年 三会合併を提案して東弁会長に立候補(僅差で落選)  
 平成5年 東弁、一弁の両会で会長候補を立てて合併を訴える  
 平成17年 事務所法人化のため二弁に登録替え  
 平成30年より二弁会長選挙に立候補して合併を訴える

### 1 信頼され尊敬されるシンボルに

東京三弁護士会の鼎立状態を解消すれば、東京全弁護士約2万人で構成する完全で唯一の弁護士会が誕生します。統合効果は3倍という会員数だけではなく、分断維持という負の価値観を脱し、民主主義的価値に沿った組織に変わり、弁護士法に沿う公法人としての姿に正したことになります。世間からの信頼や尊敬を集める対象としての資格を確保したことによって、多様な可能性を發揮できる組織となります。東京の弁護士会を120年前の設立当初のひとつの姿に戻し、90年間の分断にピリオドを打つことこそ、二弁を設立した先達たちや現弁護士法の起草者の思いであり、現在の私たちの責務です。弁護士会を大事にしてそれを光り輝く組織にすることは、構成員たる会員の発展に直結することです。私は、(新)弁護士会によって会員の業務の拡充を実現し、会館を会員のために有効利用し、会費負担の軽減を実現するために立候補しました。分断維持を優先するのではなく、会員の業務の安定化を最優先することこそが弁護士会の役割だからです。

### 2 完全な公法人として他の公法人と提携

合併すれば、東京23区と対応する弁護士会支部が誕生し、区と共同で相談事業を展開することができます。弁護士会の各支部が、相談員を派遣する体勢を整えれば、相談業務は飛躍的に充実するでしょう。おまけに箱物を用意する経費も人件費もかかりません。高齢者・障害者支援、子どもの権利、犯罪被害者支援なども区との共同事業として進めることが効果的です。自治体業務のサポートとか、地域の学校での相談業務なども、支部の重要な業務になるでしょう。各区の中小企業支援も、その地域の商工会議所や信用金庫、商店街組合などと提携して進めることが有効です。多摩支部もひとつとなることで、地裁家裁の立川支部との関係もスムーズになり、活動がより一層広がっていくことでしょう。

また企業内弁護士希望の会員のために、(新)弁護士会が単一の窓口として、各企業の業界団体と対応し、就職説明会開催やセミナーの実施などを行います。社外役員候補者名簿や社外監査役セミナーもひとつの弁護士会で実施する方がはるかに便利です。

企業法務、知財、事業承継、税法、渉外事案などの専門分野も単一の弁護士会になれば、対応する各分野の地裁専門部や学会、業界団体と密接に交流を取り合って研究を進め、その成果をテキストとして発刊したり、専門相談や講演したりできます。もちろん、ひとつ

の会なら、東京地裁、家裁などとも、対等かつ完全な関係を構築することができますので、意見交換はもとより、管財人、後見人、遺言執行者などの推薦依頼も一段と増加するでしょう。

さらに首都東京を代表する単一の弁護士会ですから、諸外国の弁護士会や国際的弁護士会の連合組織なども正当に対応してくれますので、国際商取引、国際家事・相続、外国人の入国・在留などの需要を会員に繋げていきます。将来、国際セミナーを東京で開催することについても、鼎立弁護士会の主催とは比較にならないくらい参加が見込めるでしょう。

### 3 他業種とコラボして新業務の展開

注目の弁護士費用保険ですが、最近は交通事故に限らず、一般の事案もひろく対象にして販売されるようになりました。もっとも保険料の問題から、いまだ広く普及されるには至っていません。そこで(新)弁護士会が、保険会社やカード会社と協議して、生命保険に附加するとか、保険料の一部をポイントで賄うとかの工夫ができれば、契約件数も増加するでしょう。また企業を対象にした弁護士費用保険も、保険業界とともに充実させることで、中小企業の顧問を増やすことが容易となるでしょう。

出遅れを指摘されている民事信託についても、区の法律相談を介して推進すれば、巻き返してできることでしょう。

新型コロナウイルスなど甚大な災害発生に伴う法律相談や受任事件の弁護士費用につき、救済に必要な費用に含まれるとして、公費で賄うというシステム構築も、弁護士会なら可能でしょう。

時代に合わせた新規業務を開拓することは、弁護士会に与えられた使命です。鼎立弁護士会では、新規事業の開拓など期待できません。

### 4 会員の事務所経費の削減

合併すれば、現在の二弁、一弁の会館スペース2000坪は有効利用できることとなります。会員の弁護士業務のための執務室として提供することもできますので、会員は事務所経費を一部削減できます。リモートの時代ですから、自前で広いスペースを確保する必要は乏しいでしょう。また共同机形式も事務所として認められれば、弁護士協同組合などを介して会員の個人事務所として賃貸することも検討できます。

また(新)弁護士会なら、法律相談事業や弁護士費用保険などで、安定した業務を会員に

提供できるでしょうから、会員は宣伝費をかける必要もなくなります。また図書館機能も充実させて、会員がネットを通じて、必要な文献や資料を確保できるシステムを進めていけば、調査費用や人件費も削減できます。

### 5 会費を半額以下に減額

会を統合すれば、重複する経費の無駄を省けますので、会費は半減できます。また会費外収入の増加も見込めますので、半額以下にすることもできるでしょう。ちなみに日弁連会費についても、IT化による人件費や紙媒体などの節約を進めて、軽減すべきです。大手の弁護士事務所を退職しても、また企業内弁護士として定年を迎えたりした場合でも、低額な経費で開業できる環境が整っているのなら安心です。会員に負担がかからない環境を整備することも弁護士会の重要な仕事です。

### 6 三会合併は会員の弁護士ライフの安定をもたらす

弁護士ライフは、今は良くても将来はどうなるかわかりません。個人的なつまづきだけでなく、業界に逆風が吹く時代も来るかもしれません。(新)東京弁護士会に整えておけば、世間の需要に会員に繋ぎ、会員の業務を拡充し、事務所経費の削減を導いてくれます。どんな時代に遭遇しても、なんとかしてくれる頼れる弁護士会にしておけば、会員の弁護士ライフは安定します。私は、時代錯誤の鼎立弁護士会を正常化し、会員の生活の安定を実現いたします。

### 7 合併の手続きは簡単

この選挙で選出されれば、私は、東弁会長に合併を申込みます。東弁会員は喜んでくれるでしょうから、東弁会長も合併の申込みを受諾し、合併契約が締結されるでしょう。その後、各会の総会での承認を経て二弁と東弁の合併が成立します。東京2万人の弁護士のうち75%が(新)東弁会員となれば、近いうちに一弁も統合することになるでしょう。三会は、同じ会館の中にいますので、合併には一切費用はかかりません。必要なのは、会員に賛同の意思表示をして頂くことだけです。

今回の選挙では、新型コロナウイルス感染予防を理由とする郵便投票請求が「全員」に認められております。郵便投票請求用紙を1月26日午後5時までに二弁宛てファックス(03-3581-2404)して頂ければ、二弁から郵便投票用紙が送られてきます。会館に行かなくても投票できますので、是非ご利用下さい。